

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和2年4月16日

【計算期間】 第13特定期間
(自 令和1年7月17日 至 令和2年1月16日)

【ファンド名】 エマージング・ボンド・ファンド・カナダドルコース（毎月分配型）
エマージング・ボンド・ファンド・メキシコペソコース（毎月分配型）

以下、上記ファンドを総称して「各ファンド」といいます。また、上記ファンドを総称して、またはそれぞれを「当ファンド」または「ファンド」といい、必要に応じて各ファンドを以下のように表示することがあります。

エマージング・ボンド・ファンド・カナダドルコース（毎月分配型）

：カナダドルコース（毎月分配型）

エマージング・ボンド・ファンド・メキシコペソコース（毎月分配型）

：メキシコペソコース（毎月分配型）

また、各ファンドおよび下記の追加型証券投資信託を総称して「通貨選択型エマージング・ボンド・ファンド」といいます。

エマージング・ボンド・ファンド・円コース（毎月分配型）

エマージング・ボンド・ファンド・豪ドルコース（毎月分配型）

エマージング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース（毎月分配型）

エマージング・ボンド・ファンド・ブラジルリアルコース（毎月分配型）

エマージング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース（毎月分配型）

エマージング・ボンド・ファンド・トルコリラコース（毎月分配型）

エマージング・ボンド・ファンド・中国元コース（毎月分配型）

エマージング・ボンド・ファンド（マネーボールファンド）

【発行者名】 三井住友D Sアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 猿田 隆

【本店の所在の場所】 東京都港区愛宕二丁目5番1号

【事務連絡者氏名】 植松 克彦

【連絡場所】 東京都港区愛宕二丁目5番1号

【電話番号】 03-5405-0784

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、主に米ドル建ての新興国の政府および政府機関等の発行する債券を実質的な主要投資対象とし、信託財産の成長を目指して運用を行います。

ファンドの基本的性格

当ファンドにおける一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は以下の通りです。

<商品分類表>

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) |
|---------|--------|-------------------|
| 単位型 | 国内 | 株式 |
| | 海外 | 債券 |
| 追加型 | 内外 | 不動産投信 |
| | | その他資産 () |
| | | 資産複合 |

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類表の各項目の定義について

追加型投信... 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券... 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

<属性区分表>

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
|--------|------|--------|------|-------|
|--------|------|--------|------|-------|

| | | | | |
|---|--------------|-------------|------------------|-----------|
| 株式 一般 大型株 中小型株 | 年1回 | グローバル | | |
| | 年2回 | 日本 | | |
| | 年4回 | 北米 | | |
| 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () | 年6回 (隔月) | 欧州 | ファミリーファン ド | あり () |
| | 年12回 (毎月) | アジア | | |
| | 日々 | オセアニア | | |
| 不動産投信 | 日々 | 中南米 | | なし |
| その他資産 (投資信託証券 (債券 一般)) | その他 () | アフリカ | ファンド・オブ・ ファンズ | |
| | | 中近東 (中東) | | |
| 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型 | | エマージング | | |

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分表の各項目の定義について

その他資産(投資信託証券(債券 一般))

...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に債券(一般)に主として投資する旨の記載があるものをいいます。債券(一般)とは、属性区分において公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいいます。

エマージング...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ...一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

ファンドの特色

1 各ファンドは、主に米ドル建ての新興国の政府および政府機関等の発行する債券を実質的な主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を目指します。

●各ファンドは、ケイマン籍の円建て外国投資信託証券「TRP Global Emerging Markets Bond Fund(以下、「グローバル・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」または「GEMBF」)」と国内籍の親投資信託「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」へ投資するファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

●各ファンドにおけるグローバル・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドへの投資比率は、原則として高位を保ちます。

※当ファンドの信託期間が終了する数カ月程度前からは、キャッシュの保有比率を高くすることがあります。また、ファンドの資産規模等によっては、投資比率が高位とまらない場合もあります。

●グローバル・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドは、主に米ドル建ての新興国の政府および政府機関等の発行する債券を主要投資対象とします。

※グローバル・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドにおける米ドル以外の通貨建ての資産への投資は、原則として、ファンドの純資産総額の20%以内とします。ただし、この場合は当該通貨売り、米ドル買いの為替取引を行うことを原則とします。

※グローバル・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドにおける事業債への投資は、原則として、ファンドの純資産総額の20%以内とします。

●グローバル・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドは、ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドが運用を行います。キャッシュ・マネジメント・マザーファンドは、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社が運用を行います。

ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドの概要

同社(所在地:英国ロンドン)は、米国ティー・ロウ・プライス・グループの運用会社です。同グループの代表的な会社であるティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インクは、1937年に設立された会社で、グローバルに資産運用業務を行っております。ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インクの親会社であるティー・ロウ・プライス・グループ・インクは、米国の上場会社であり、また、S & P500インデックスの採用銘柄です。ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドは、ティー・ロウ・プライス・グループの運用技術および調査能力を活用することができます。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

2 為替取引手法の異なる2つのコースがあり、各ファンド間でスイッチングが可能です。

※通貨選択型エマージング・ボンド・ファンドについては、上記2ファンド以外のファンドもあります。また、今後新たなファンドが追加されることがあります。

※販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

※販売会社によっては、スイッチングのお取扱いがない場合があります。

※通貨選択型エマージング・ボンド・ファンドのファンドのお取扱いおよびスイッチングのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。

3 毎月の決算時に分配を目指します。

- 決算日は毎月16日(休業日の場合は翌営業日)とします。
- 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
- 分配金は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。
- 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

分配のイメージ



※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

下記は投資信託における「分配金に関する留意事項」を説明するものであり、当ファンドの分配金額や基準価額を示すものではありません。

分配金に関する留意事項

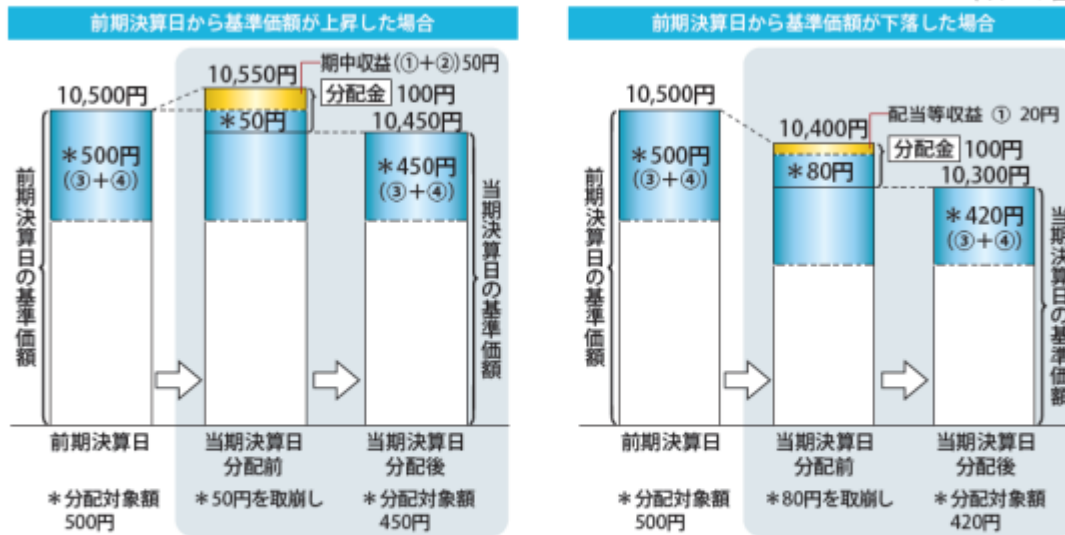
分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

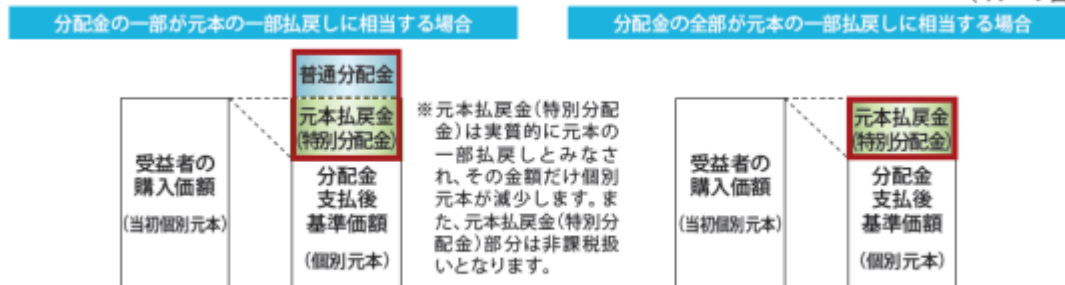
分配金が計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

(イメージ図)



受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

(イメージ図)



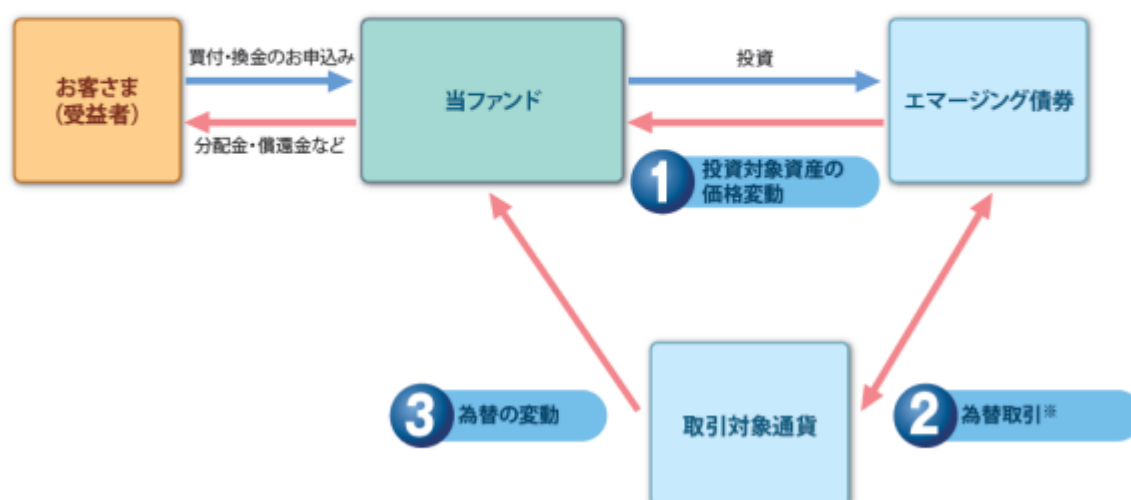
普通分配金: 個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

通貨選択型ファンドの収益のイメージ

- ◆ 当ファンドは主に米ドル建てのエマージング債券への投資に加えて、為替取引を活用して運用を行うよう設計された投資信託です。

当ファンドのイメージ図



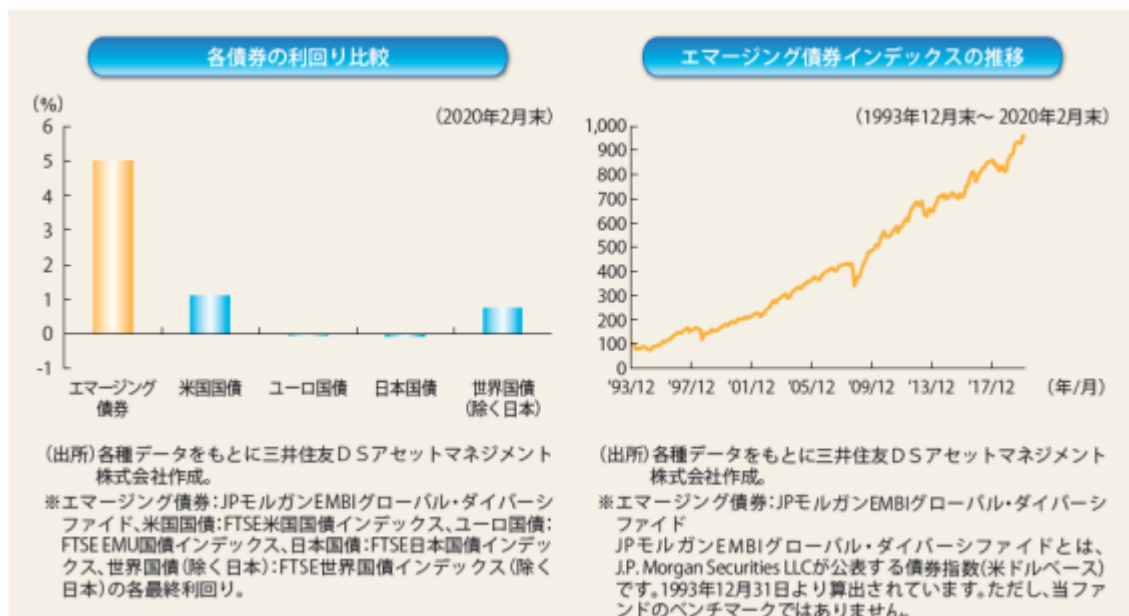
※取引対象通貨の対円での為替リスクが発生することに留意が必要です。

- ◆ 当ファンドの収益の源泉は以下の3つの要素が挙げられます。
これらの収益の源泉に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。

| 収益の源泉 | 収益を得られるケース | 損失やコストが発生するケース |
|-------------------------------|--|--|
| 1 エマージング債券の利息収入、 値上がり／値下がり | 債券価格の上昇 金利の低下 債券の発行体の信用力上昇 | 債券価格の下落 金利の上昇 債券の発行体の信用力低下 |
| | プレミアム(金利差相当分の収益)の発生 取引対象通貨の短期金利 > 米ドルの短期金利 | コスト(金利差相当分の費用)の発生 取引対象通貨の短期金利 < 米ドルの短期金利 |
| 2 為替取引による プレミアム／コスト | 為替差益の発生 取引対象通貨に対して円安 | 為替差損の発生 取引対象通貨に対して円高 |
| 3 為替差益／差損 | | |

※過去の事実から見た一般的な傾向を表したものであり、上図のとおりにならない場合があります。

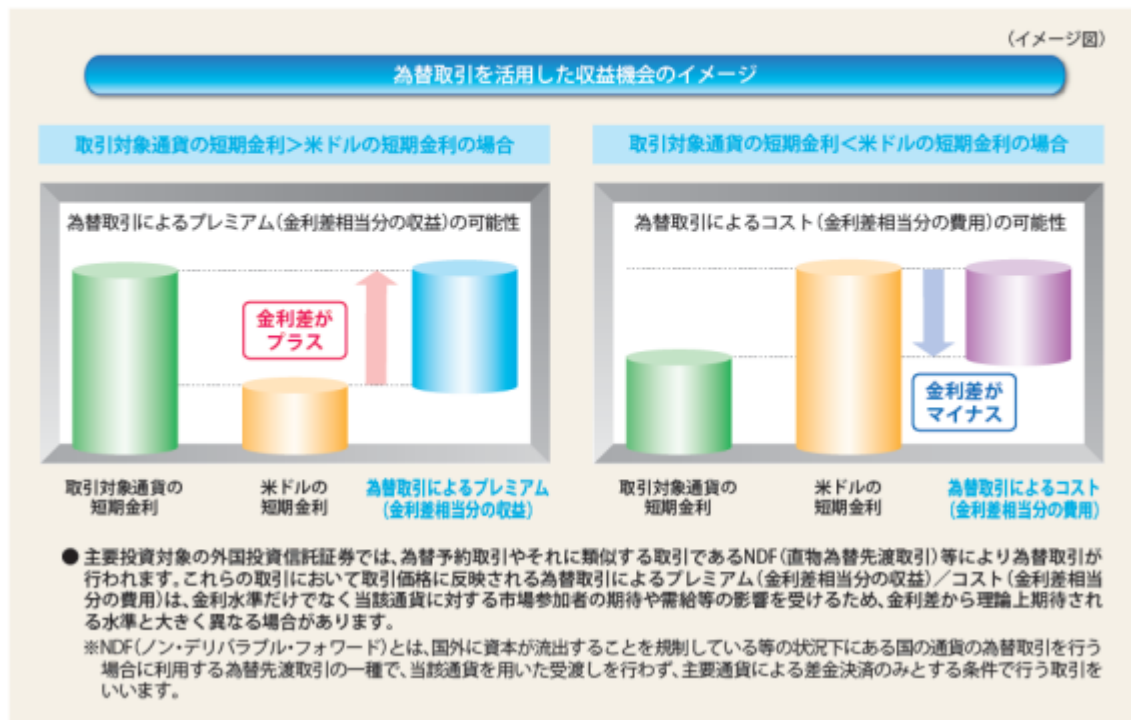
① エマージング債券への投資について



※上記は過去のデータであり、当ファンドの将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

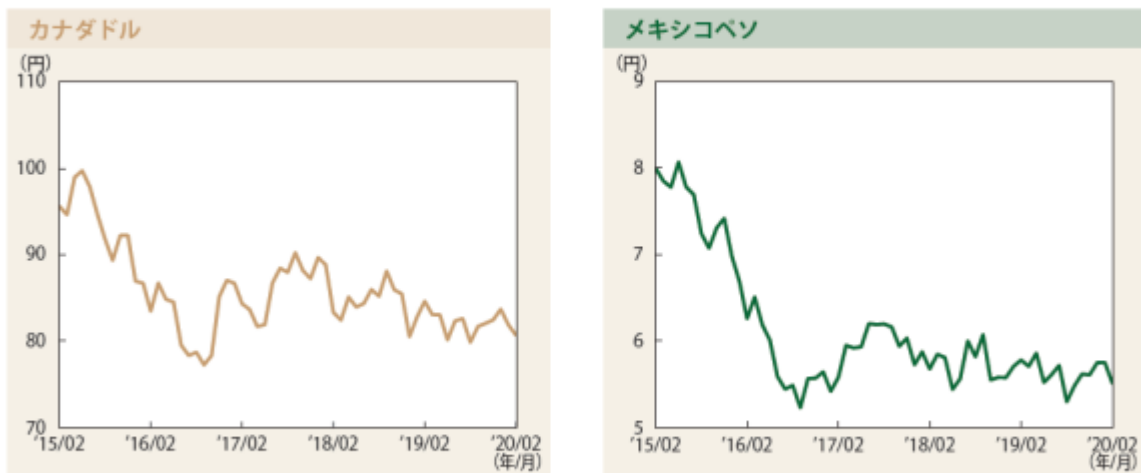
② 為替取引によるプレミアム/コストについて

一般的に、米ドルを売って米ドルより高い金利の通貨を買う為替取引を行った場合、2通貨間の金利差を為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)として実質的に受け取ることが期待できます。反対に、米ドルを売って米ドルより低い金利の通貨を買う為替取引を行った場合は、為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)が生じます。また、取引対象通貨の為替変動リスク等がともないます。



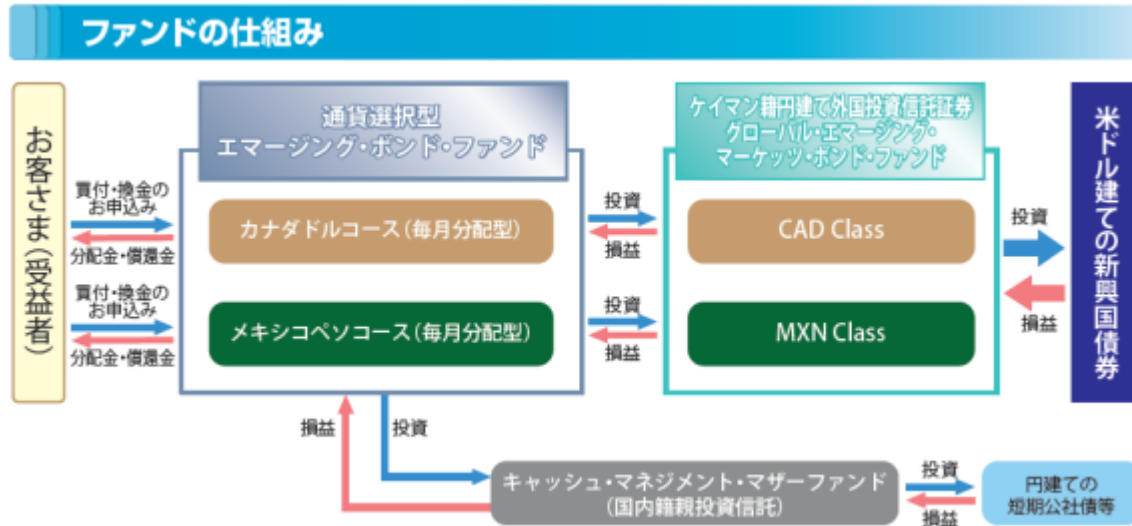
③ 主要通貨の為替レート(対円)の推移について

(2015年2月末～2020年2月末)



(出所)各種データをもとに三井住友D Sアセットマネジメント株式会社作成。

※上記は過去のデータであり、当ファンドの将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。



※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

グローバル・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドの各クラスにおいて、組入れ資産の米ドル建て資産に対して以下の為替取引を行います。

| ファンド | 為替予約取引等 |
|-----------|---------------------------------------|
| CAD Class | 原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、カナダドル買いを行います。 |
| MXN Class | 原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、メキシコペソ買いを行います。 |

(注1) 外国投資信託証券で行われる為替取引とは、「米ドルの売りと取引対象通貨の買いの為替予約取引等」を行うものであり、円と取引対象通貨の為替変動リスクがあります。

(注2) 為替予約取引の代わりにNDF(直物為替先渡取引)を行う場合があります。

※通貨選択型エマージング・ボンド・ファンドについては、上記2ファンド以外のファンドもあります。また、今後新たなファンドが追加されることがあります。

※通貨選択型エマージング・ボンド・ファンドのファンドのお取扱いおよびスイッチングのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。

信託金の限度額

信託金の限度額は、各々につき7,000億円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

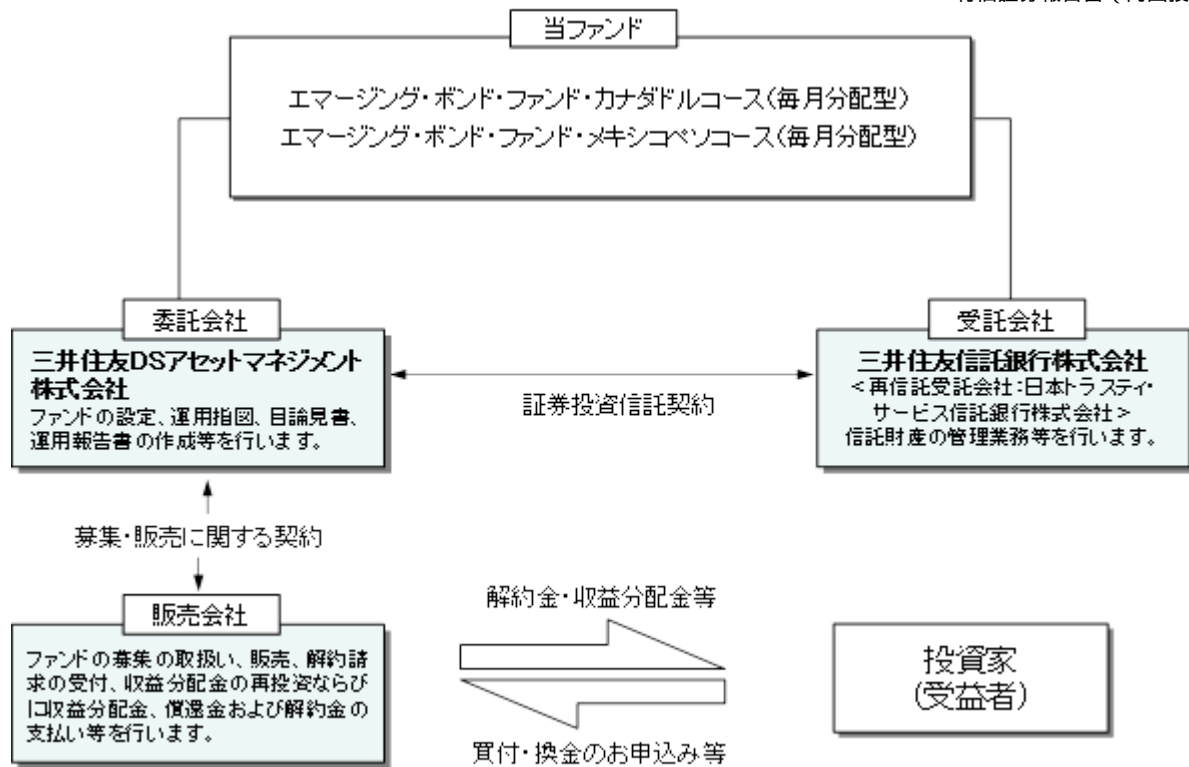
(2) 【ファンドの沿革】

2013年8月7日 信託契約締結

2013年8月7日 当ファンドの設定・運用開始

2019年4月1日 ファンドの委託会社としての業務を大和住銀投信投資顧問株式会社から三井住友D Sアセットマネジメント株式会社へ承継

(3) 【ファンドの仕組み】



日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、関係当局の許認可等を前提に2020年7月27日に資産管理サービス信託銀行株式会社およびJTCホールディングス株式会社と合併し、株式会社日本カストディ銀行に商号を変更する予定です（以下同じです。）。

委託会社等が関係法人と締結している契約等の概要

| 関係法人 | 契約等の概要 |
|------|--|
| 受託会社 | ファンドの運用方針、投資制限、信託報酬の総額、ファンドの基準価額の算出方法、ファンドの設定・解約等のファンドの運営上必要な事項が規定されている信託契約を締結しています。 |
| 販売会社 | 販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続き等について規定した契約を締結しています。 |

委託会社等の概況

- ・ 資本金の額 20億円（2020年2月末現在）
- ・ 会社の沿革
 - 1985年7月15日 三生投資顧問株式会社設立
 - 1987年2月20日 証券投資顧問業の登録
 - 1987年6月10日 投資一任契約にかかる業務の認可
 - 1999年1月1日 三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
 - 1999年2月5日 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
 - 2000年1月27日 証券投資信託委託業の認可取得
 - 2002年12月1日 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
 - 2013年4月1日 トヨタアセットマネジメント株式会社と合併
 - 2019年4月1日 大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友DSアセットマネジメント株式会社に商号変更
- ・ 大株主の状況（2020年2月末現在）

| 名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 比率 (%) |
|---------------------|---------------------|--------------|-----------|
| 株式会社三井住友フィナンシャルグループ | 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号 | 16,977,897 | 50.1 |
| 株式会社大和証券グループ本社 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 | 7,946,406 | 23.5 |
| 三井住友海上火災保険株式会社 | 東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地 | 5,080,509 | 15.0 |
| 住友生命保険相互会社 | 大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号 | 3,528,000 | 10.4 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 | 337,248 | 1.0 |

2【投資方針】

(1)【投資方針】

主に米ドル建ての新興国の政府および政府機関等の発行する債券を主要投資対象とし、実質的な保有外貨建て資産に対して、原則として米ドルの売り、下記の各通貨^(注1)の買いの為替取引を行う別に定める投資信託証券^(注2)(以下、「指定投資信託証券」といいます。)へ投資します。なお、親投資信託であるキャッシュ・マネジメント・マザーファンドへも投資を行います。

(注1)各通貨は、以下の各々の場合について、次の通りとします。

| | |
|------------------|--------|
| カナダドルコース(毎月分配型) | カナダドル |
| メキシコペソコース(毎月分配型) | メキシコペソ |

(注2)別に定める投資信託証券とは、以下の各々の場合について、次のケイマン籍外国投資信託をいいます。

| | |
|------------------|---|
| カナダドルコース(毎月分配型) | TRP Global Emerging Markets Bond Fund CAD Class |
| メキシコペソコース(毎月分配型) | TRP Global Emerging Markets Bond Fund MXN Class |

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として指定投資信託証券および三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結されたキャッシュ・マネジメント・マザーファンド(以下、「マザーファンド」といいます。)に投資するほか、次に掲げる有価証券

(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
5. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

なお、3の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができます。また、4および5の証券を以下「投資信託証券」といいます。

その他の金融商品の運用の指図

委託会社は、信託金を、前記の有価証券の他、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

当ファンドが投資対象とする指定投資信託証券等の概要

当ファンドが投資対象とする指定投資信託証券およびマザーファンド（以下「指定投資信託証券等」）の概要は以下の通りです。

指定投資信託証券等の概要は、2020年2月末現在で委託会社が知り得る情報を基に作成しています。

< 指定投資信託証券の概要 >

| ファンド名 | TRP Global Emerging Markets Bond Fund CAD Class TRP Global Emerging Markets Bond Fund MXN Class | | | | | | |
|-----------|---|------|---------|-----------|--------------------------------------|-----------|---------------------------------------|
| 基本的性格 | ケイマン籍 / 外国投資信託受益証券 / 円建て | | | | | | |
| 運用目的 | 主に新興国の政府、政府機関等が発行または保証する米ドル建ての債券を中心に投資し、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指します。 | | | | | | |
| 主要投資対象 | 新興国の政府、政府機関等が発行または保証する米ドル建ての債券を中心に投資します。また、外国為替予約取引等を活用します。 | | | | | | |
| 運用方針 | <p>1. 各ファンドは、主に米ドル建ての新興国の政府、政府機関等が発行または保証する債券を実質的な主要投資対象とします。</p> <p>デュレーションは、エマージング債券市場平均^(*)に対して±2年の範囲とします。</p> <p>*エマージング債券市場平均とは、代表的な債券指数であるJPモルガンEMBIグローバル・ダイバーシファイドの数値をいいます。</p> <p>ポートフォリオの平均格付けは、原則として、B - 格相当以上とします。</p> <p>米ドル以外の通貨建ての資産への投資は、原則として、ファンドの純資産総額の20%以内とします。ただし、この場合は当該通貨売り、米ドル買いの為替取引を行うことを原則とします。</p> <p>事業債への投資は、原則として、ファンドの純資産総額の20%以内とします。</p> <p>政府以外の発行する同一発行体の債券への投資割合は、原則として、ファンドの純資産総額の10%以内とします。ただし、同一発行体の事業債への投資割合は、原則として、ファンドの純資産総額の3%以内とします。</p> <p>キャッシュ運用目的や新興国債券市場の非常事態時等においては、米国国債およびAAA格相当以上の米ドル建ての公社債へ投資する場合があります。</p> <p>2. 各ファンドにおいて、組入れ資産の米ドル建て資産に対して以下の為替取引を行います。</p> <table border="1" data-bbox="427 1641 1391 1845"> <thead> <tr> <th>ファンド</th> <th>為替予約取引等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>CAD Class</td> <td>原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、カナダドル買いを行います。</td> </tr> <tr> <td>MXN Class</td> <td>原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、メキシコペソ買いを行います。</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 資金動向、市況動向、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、資産凍結などの投資規制の導入、自然災害、政治体制の変更、テロや戦争等の発生等）によっては、上記の運用ができない場合があります。</p> | ファンド | 為替予約取引等 | CAD Class | 原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、カナダドル買いを行います。 | MXN Class | 原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、メキシコペソ買いを行います。 |
| ファンド | 為替予約取引等 | | | | | | |
| CAD Class | 原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、カナダドル買いを行います。 | | | | | | |
| MXN Class | 原則として、米ドル建て資産に対して米ドル売り、メキシコペソ買いを行います。 | | | | | | |
| 投資運用会社 | ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド (T. Rowe Price International Ltd) | | | | | | |

| | |
|-------------------|---|
| 運用開始日 | 2013年8月7日 |
| 会計年度 | 毎年3月末 |
| 収益の分配 | 原則毎月行います。 |
| 管理報酬および その他費用等 | <p>管理報酬等：年0.09%（程度）</p> <p>上記の他、信託財産にかかる租税、組入有価証券の売買時にかかる費用、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査にかかる費用、ファンドの設立にかかる費用、現地での登録料、法律顧問費用、名義書換事務代行費用、管理費用、組入有価証券の保管に関する費用、借入金や立替金に関する利息等はファンドの信託財産から負担されます。</p> <p>上記の管理報酬等には、管理事務代行会社への報酬が含まれており、その報酬には下限金額（約40,000米ドル）が設定されています。</p> <p>受託会社への費用として年間10,000米ドルがかかります。</p> <p>運用報酬はかかりません（運用会社の報酬は、各ファンドの委託者報酬から支弁されます。）。</p> <p>上記の報酬等は将来変更になる場合があります。</p> |
| 申込手数料 | ありません。 |
| その他 | - |

ティール・ロウ・プライスにおけるエマージング債券運用プロセス



ファンダメンタル・クレジット分析
(政治・経済情勢、市場外要因等) /
現地調査 / 定量分析等

グローバル経済見通し等

リスク・リターン分析に
基づく国別配分等

セクター /
個別銘柄分析等

※上記のティール・ロウ・プライスにおける運用プロセスは、今後変更されることがあります。

<ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドの概要>

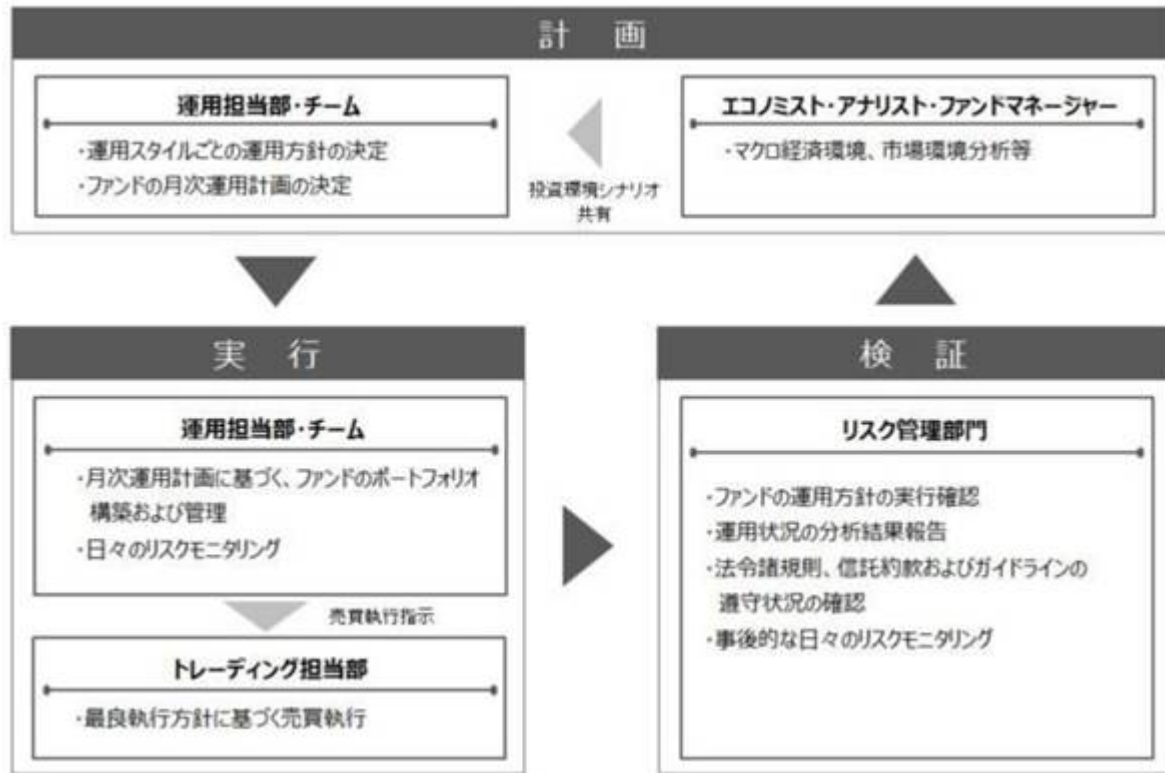
同社(所在地:英国ロンドン)は、米国ティー・ロウ・プライス・グループの運用会社です。同グループの代表的な会社であるティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インクは、1937年に設立された会社で、グローバルに資産運用業務を行っております。ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インクの親会社であるティー・ロウ・プライス・グループ・インクは、米国の上場会社であり、また、S & P 500インデックスの採用銘柄です。ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドは、ティー・ロウ・プライス・グループの運用技術および調査能力を活用することができます。

<マザーファンドの概要>

| | |
|-------------------|---|
| ファンド名 | キャッシュ・マネジメント・マザーファンド |
| 投資信託委託会社 | 三井住友DSアセットマネジメント株式会社 |
| 受託会社 (再信託受託会社) | 三井住友信託銀行株式会社 (日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社) |
| 基本的性格 | 親投資信託 |
| 運用基本方針 | 安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。 |
| ベンチマーク | - |
| 主要投資対象 | 本邦通貨建て公社債および短期金融商品等を主要投資対象とします。 |
| 投資態度 | 本邦通貨建て公社債および短期金融商品等に投資を行い、利息等収入の確保を図ります。 資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。 |
| 主な投資制限 | 株式への投資は行いません。 外貨建資産への投資は行いません。 デリバティブ取引(有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引をいいます。)の利用はヘッジ目的に限定しません。 |
| 設定日 | 2007年2月20日 |
| 信託期間 | 無期限 |
| 信託報酬 | ありません。 |
| 申込手数料 | ありません。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 |
| その他費用等 | ファンドの組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支弁します(その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を記載することができません。) |
| 決算日 | 毎年7月25日(休業日の場合翌営業日) |
| ベンチマークについて | - |
| その他 | - |

(3)【運用体制】

ファンドの運用体制



* リスク管理部門の人員数は、約50名です。

* 他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）の組入れは、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上、選定しています。また、定性・定量面における評価を継続的に実施するとともに、投資対象としての適格性を定期的に判断します。

* ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

（４）【分配方針】

毎決算時（毎月16日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

イ．分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。

ロ．収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には、分配を行わないことがあります。

ハ．留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

イ．配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

ロ．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

ハ．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の支払いは、次の方法により行います。

イ．収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。

収益分配金の支払いは、原則として決算日から起算して5営業日までに開始します。

ロ．前項の規定にかかわらず、販売会社との間で締結した累積投資約款に基づく契約により収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社へ交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、信託約款に定める各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

ハ．上記イ．に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

(5)【投資制限】

当ファンドは、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

信託約款に定める投資制限

イ．主な投資制限

(イ)投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。

(ロ)投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

(ハ)外貨建資産への直接投資は行いません。

ロ．公社債の借入れの指図

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(ロ)前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(ニ)(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

ハ．信用リスク集中回避のための投資制限

(イ)同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、委託会社は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(ロ)一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

二．資金の借入れ

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
- (ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ホ. 受託会社による資金の立替え

- (イ)信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- (ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- (ハ)上記(イ)および(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

法令による投資制限

デリバティブ取引等に係る投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

<当ファンドの有するリスク>

当ファンドは、投資信託証券を通じて実質的に債券など値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産は、為替の変動による影響も受けます。したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの投資目的は確実に達成されるものではなく、元本および元本からの収益を確保する保証はありません。

投資家の皆様におかれましては、当ファンドの内容とリスクを十分ご理解のうえお申込みくださいますよう、よろしくお願いたします。

<基準価額の変動要因>

基準価額を変動させる要因として主に以下のリスクがあります。ただし、以下の説明はすべてのリスクを表したものではありません。

(1)流動性リスク

実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(2)金利変動に伴うリスク

投資対象の債券等は、経済情勢の変化等を受けた金利水準の変動に伴い価格が変動します。通常、金利が低下すると債券価格は上昇し、金利が上昇すると債券価格は下落します。債券価格が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。また、債券の種類や特定の銘柄に関わる格付け等の違い、利払い等の仕組みの違いなどにより、価格の変動度合いが大きくなる場合と小さくなる場合があります。

デュレーションについて

デュレーションとは、「投資元本の平均的な回収期間」を表す指標で、単位は「年」で表示されます。また、「金利の変動に対する債券価格の変動性」の指標としても利用され、一般的にこの値が長い(大きい)ほど、金利の変動に対する債券価格の変動が大きくなります。

(3)信用リスク

投資対象となる債券等の発行体において、万一、元利金の債務不履行や支払い遅延(デフォルト)が起きますと、債券価格は大幅に下落します。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、格付機関により格下げされた場合は、債券価格が下落し、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(4)外国証券投資のリスク

<為替リスク>

当ファンドは主要投資対象とする外国投資信託証券を通じて、実質的に米ドル建て資産に対して米ドル売り、取引対象通貨買いの為替取引を行います。そのため、円に対する取引対象通貨の為替変動の影響を受け、為替相場が取引対象通貨に対して円高方向に進んだ場合には、当ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、取引対象通貨で完全に為替取引を行うことはできないため、円に対する米ドルの為替変動の影響を受ける場合があります。

なお、取引対象通貨の金利が米ドル金利より低い場合、米ドルと取引対象通貨との金利差相当分の為替取引によるコストがかかることにご留意ください。ただし、需給要因等によっては金利差相当分以上のコストとなる場合があります。

<カントリーリスク>

投資対象となる国と地域によっては、政治・経済情勢が不安定になったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制が変更されたりする場合があります。さらに、外国政府が資産の没収、国有化、差押えなどを行う可能性もあります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(5)新興国への投資のリスク

新興国は、先進国と比べて経済状況が脆弱であるとされ、政治・経済および社会情勢が著しく変化する可能性があります。想定される変化としては、次のようなものがあります。

- ・政治体制の変化
- ・社会不安の高まり
- ・他国との外交関係の悪化
- ・海外からの投資に対する規制
- ・海外との資金移動の規制

さらに、新興国は、先進国と比べて法制度やインフラが未発達で、情報開示の制度や習慣等が異なる場合があります。この結果、投資家の権利が迅速かつ公正に実現されず、投資資金の回収が困難になる場合や投資判断に際して正確な情報を十分に確保できない可能性があります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(6) その他のリスク

当ファンドが投資対象とする外国投資信託証券で、当ファンドや当該外国投資信託証券を投資対象とする他のファンドで追加設定・解約等に伴う資金移動が発生し、当該外国投資信託証券において売買が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

< その他の留意点 >

(1) 為替取引に関する留意点

当ファンドの主要投資対象の外国投資信託証券では、為替予約取引やそれに類似する取引であるNDF(直物為替先渡取引)等により為替取引が行われます。これらの取引において取引価格に反映される為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)/コスト(金利差相当分の費用)は、金利水準だけでなく当該通貨に対する市場参加者の期待や需給等の影響を受けるため、金利差から理論上期待される水準と大きく異なる場合があります。その結果、ファンドの投資成果は、実際の為替市場や、金利市場の動向から想定されるものから大きく乖離する場合があります。

また、取引対象通貨によっては、為替管理規制や流動性等により為替予約取引等ができなくなる場合や、金額が制限される場合があります。

(2) 繰上償還について

当ファンドが主要投資対象とする指定投資信託証券が存続しないこととなる場合には、当該ファンドは繰上償還されます。

また、通貨選択型エマージング・ボンド・ファンド全体の信託財産の受益権の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなった場合、および当ファンドの目的に合った運用を継続することができない事態となった場合等には、繰上償還されることがあります。

(3) 換金請求の受付に関する留意点

取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の受付を中止することおよびすでに受付けたご換金の受付を取消すことがあります。また、信託財産の資金管理等を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じです。

(4) クーリング・オフについて

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

(5) 法令・税制・会計等の変更可能性について

法令・税制・会計等は、変更される可能性があります。

< リスクの管理体制 >

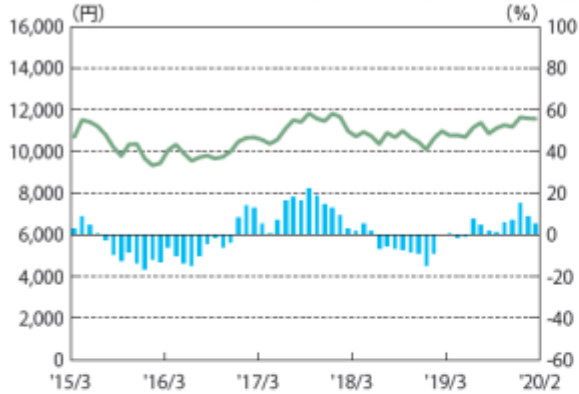
委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、リスク管理部において信託約款等に定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング等、コンプライアンス部において法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行っています。当該モニタリングおよび確認結果等は、運用評価会議、リスク管理会議およびコンプライアンス会議に報告されます。

< 参考情報 >

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

カナダドルコース（毎月分配型）

（2015年3月～2020年2月）



メキシコペソコース（毎月分配型）

（2015年3月～2020年2月）

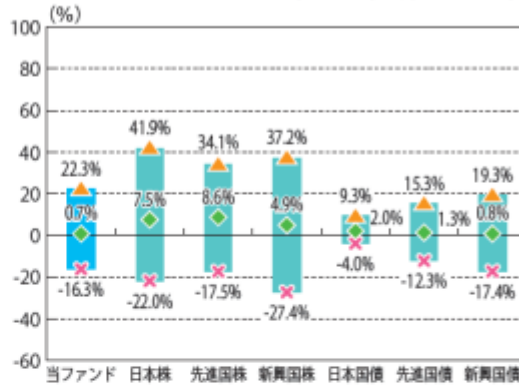


※年間騰落率は、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。
 ※年間騰落率および分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものと計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

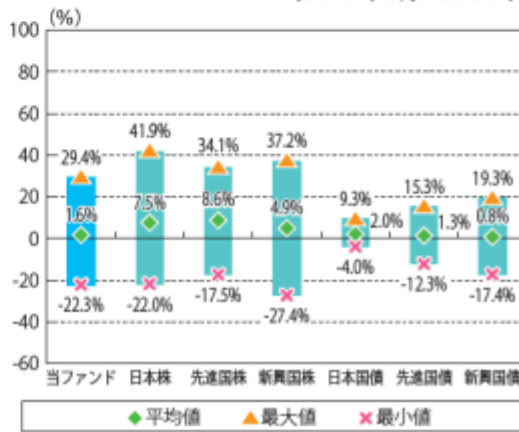
カナダドルコース（毎月分配型）

（2015年3月～2020年2月）



メキシコペソコース（毎月分配型）

（2015年3月～2020年2月）



※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
 ※ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものと計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数について>

| 資産クラス | 指数名 | 権利者 |
|-------|------------------------------------|---------------------------|
| 日本株 | TOPIX(配当込み) | 株式会社東京証券取引所 |
| 先進国株 | MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース) | MSCI Inc. |
| 新興国株 | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース) | MSCI Inc. |
| 日本国債 | NOMURA-BPI国債 | 野村證券株式会社 |
| 先進国債 | FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) | FTSE Fixed Income LLC |
| 新興国債 | JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース) | J.P.Morgan Securities LLC |

(注)上記指数に関する著作権等の知的財産権およびその他一切の権利は、各権利者に帰属します。各権利者は、当ファンドの運用に関して一切の責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、申込価額（発行価格）に申込手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料率は、3.3%（税抜3.0%）を上限とし、販売会社毎に定めた率とします。

ファンドの申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。

申込手数料には、消費税等相当額がかかります。

分配金自動再投資型において収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

申込手数料は、販売会社による商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに販売の事務等の対価です。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.628%（税抜1.48%）を乗じて得た金額とします。委託会社は販売会社に対して、販売会社の行う業務に対する代行手数料を支払います。委託会社、販売会社および受託会社の間の配分は以下の表のとおりです。

| 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 |
|-------------|-------------|-------------|
| 年率0.85%（税抜） | 年率0.60%（税抜） | 年率0.03%（税抜） |

当ファンドが投資対象とする指定投資信託証券では、管理報酬等が年率0.09%程度かかりますので、当ファンドにおける実質的な信託報酬は年率1.718%（税込）程度です。

ただし、指定投資信託証券の管理報酬等には関係法人により下限金額が設定されているものがあるため、指定投資信託証券の純資産総額によっては、当ファンドにおける実質的な信託報酬が上記の率を超える場合があります。また、信託財産にかかる租税、組入有価証券の売買時にかかる費用、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査にかかる費用、ファンドの設立にかかる費用、現地での登録料、法律顧問費用、管理費用、組入有価証券の保管に関する費用、借入金や立替金に関する利息等は指定投資信託証券が負担します。また、指定投資信託証券における報酬は将来変更または見直される場合があります。その場合は実質的な信託報酬率は変更されることとなります。

キャッシュ・マネジメント・マザーファンドにおいては、信託報酬は収受されません。

上記の委託会社、販売会社および受託会社の間の信託報酬の配分はそれぞれ「ファンドの運用等の対価」、「購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価」および「運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価」です。

信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬にかかる消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します（税額は、税法改正時には変更となります。）。

信託報酬の販売会社への配分は、委託会社が一旦信託財産から収受した後、各販売会社毎の取扱残高に応じて支払います。委託会社は、信託報酬を収受したときは、販売会社に対して代行手数料を遅滞なく支払うものとします。なお、販売会社への配分には、消費税等相当額がかかります。

(4)【その他の手数料等】

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引・コール取引等に要する費用および外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

有価証券の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用などについては、取引または請求のつど、信託財産で負担することとなります。これらの費用および当ファンドが投資対象とする指定投資信託証券およびマザーファンドにおける信託財産で間接的にご負担いただく費用は、事前に計算できないため、その総額や計算方法等を具体的に記載しておりません。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年率0.0066% (税抜0.0060%) 以内の率を乗じて得た額とし、各特定期末(毎年1月、7月に属する計算期末)または信託終了時に信託財産中から支弁します。また、委託会社は信託財産の規模等を考慮してその率または金額を変更することができます。

解約の際には、解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.1%を乗じて得た額が信託財産留保額として差し引かれます。

(5)【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。なお、税法等が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

個人の受益者に対する課税

・収益分配金の課税

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として20.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)の税率で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税(当ファンドは、配当控除の適用がありません。)を選択することができます。

・解約時および償還時の課税

譲渡益(解約価額および償還価額から取得費(申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額等を含みます。)を控除した利益をいいます。)については、譲渡所得として20.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)の税率が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には、原則として確定申告不要となります。

所得税については、2013年1月1日から2037年12月31日までの間、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

< 損益通算について >

解約時および償還時の譲渡損失(または譲渡益)については、上場株式等の譲渡益(または譲渡損失)との相殺が可能です。当該相殺後の譲渡損失については、確定申告により、上場株式等の配当所得等(配当所得については申告分離課税を選択したものに限り、)との損益通算が可能です。

また、源泉徴収選択口座内においても、解約時および償還時の譲渡損失(または譲渡益)については、上場株式等の譲渡益(または譲渡損失)と相殺され、当該相殺後の譲渡損失については、上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。

上場株式等には、取引所に上場されている株式等、公募株式等証券投資信託、公募公社債投資信託および特定公社債が含まれます。

< 少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」について >

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得等や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

20歳未満の方を対象とした「ジュニアNISA」もあります。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対し

ては、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。

所得税については、2013年1月1日から2037年12月31日までの間、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

< 益金不算入制度について >

当ファンドは、益金不算入制度の適用はありません。

(参考)

< 個別元本について >

- ・追加型証券投資信託を保有する受益者毎の取得元本（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が個別元本にあたります。
- ・受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金受取型」と「分配金自動再投資型」の両コースで取得する場合にはコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の< 収益分配金の課税について >を参照）。

< 収益分配金の課税について >

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が個別元本を下回っている場合は、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

* 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

* 上記の内容は2020年2月末現在のものですので、税法等が変更・改正された場合には、変更になることがあります。

* 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【エマージング・ボンド・ファンド・カナダドルコース（毎月分配型）】

(1)【投資状況】

(2020年2月末現在)

| 投資資産の種類 | 国・地域名 | 時価合計(円) | 投資比率 |
|-------------------------------------|--------|------------|---------|
| 親投資信託受益証券 (キャッシュ・マネジメント・マザーファンド) | 日本 | 322,287 | 0.73% |
| 投資信託受益証券 | ケイマン諸島 | 43,268,263 | 97.72% |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | | 685,831 | 1.55% |
| 純資産総額 | | 44,276,381 | 100.00% |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2020年2月末現在)

イ．主要銘柄の明細

| | 銘柄名 国・地域 | 種類 業種 | 株数、口数 又は額面金額 | 簿価単価(円) 簿価(円) | 評価単価(円) 時価(円) | 利率(%) 償還期限 | 投資 比率 |
|---|--|----------------|-----------------|----------------------|----------------------|---------------|----------|
| 1 | TRP Global Emerging Markets Bond Fund CAD Class ケイマン諸島 | 投資信託受益証券 - | 64,454,437 | 0.6852 44,164,405 | 0.6713 43,268,263 | - - | 97.72% |
| 2 | キャッシュ・マネジメント・マ ザーファンド 日本 | 親投資信託受益証券 - | 317,118 | 1.0162 322,286 | 1.0163 322,287 | - - | 0.73% |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

| 種類別 | 投資比率 |
|-----------|--------|
| 投資信託受益証券 | 97.72% |
| 親投資信託受益証券 | 0.73% |
| 合計 | 98.45% |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

(2020年2月末現在)

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

(2020年2月末現在)

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

| | 純資産総額（百万円） | | 1口当りの純資産額（円） | |
|--------------------------|------------|-------|--------------|--------|
| | （分配落） | （分配付） | （分配落） | （分配付） |
| 設定時 （2013年8月7日） | 20 | - | 1.0000 | - |
| 第1特定期間末 （2014年1月16日） | 288 | 290 | 1.0354 | 1.0444 |
| 第2特定期間末 （2014年7月16日） | 287 | 293 | 1.0805 | 1.0985 |
| 第3特定期間末 （2015年1月16日） | 193 | 195 | 1.0461 | 1.0641 |
| 第4特定期間末 （2015年7月16日） | 76 | 78 | 1.0272 | 1.0452 |
| 第5特定期間末 （2016年1月18日） | 74 | 75 | 0.8100 | 0.8280 |
| 第6特定期間末 （2016年7月19日） | 56 | 57 | 0.9034 | 0.9214 |
| 第7特定期間末 （2017年1月16日） | 197 | 198 | 0.9563 | 0.9743 |
| 第8特定期間末 （2017年7月18日） | 48 | 50 | 0.9951 | 1.0131 |
| 第9特定期間末 （2018年1月16日） | 48 | 49 | 1.0076 | 1.0256 |
| 第10特定期間末 （2018年7月17日） | 54 | 55 | 0.9132 | 0.9312 |
| 第11特定期間末 （2019年1月16日） | 49 | 50 | 0.8520 | 0.8700 |
| 2019年2月末日 | 51 | - | 0.8993 | - |
| 2019年3月末日 | 50 | - | 0.8791 | - |
| 2019年4月末日 | 50 | - | 0.8772 | - |
| 2019年5月末日 | 49 | - | 0.8670 | - |
| 2019年6月末日 | 51 | - | 0.9011 | - |
| 第12特定期間末 （2019年7月16日） | 52 | 53 | 0.9135 | 0.9315 |
| 2019年7月末日 | 45 | - | 0.9170 | - |
| 2019年8月末日 | 41 | - | 0.8716 | - |
| 2019年9月末日 | 42 | - | 0.8898 | - |
| 2019年10月末日 | 43 | - | 0.8987 | - |

| | | | | |
|--------------------------|----|----|--------|--------|
| 2019年11月末日 | 42 | - | 0.8884 | - |
| 2019年12月末日 | 44 | - | 0.9219 | - |
| 第13特定期間末 (2020年1月16日) | 45 | 45 | 0.9351 | 0.9531 |
| 2020年1月末日 | 44 | - | 0.9156 | - |
| 2020年2月末日 | 44 | - | 0.9109 | - |

(注) 純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

【分配の推移】

| 期間 | 1口当りの分配金(円) |
|--------------------------------|-------------|
| 第1特定期間(2013年8月7日～2014年1月16日) | 0.0090 |
| 第2特定期間(2014年1月17日～2014年7月16日) | 0.0180 |
| 第3特定期間(2014年7月17日～2015年1月16日) | 0.0180 |
| 第4特定期間(2015年1月17日～2015年7月16日) | 0.0180 |
| 第5特定期間(2015年7月17日～2016年1月18日) | 0.0180 |
| 第6特定期間(2016年1月19日～2016年7月19日) | 0.0180 |
| 第7特定期間(2016年7月20日～2017年1月16日) | 0.0180 |
| 第8特定期間(2017年1月17日～2017年7月18日) | 0.0180 |
| 第9特定期間(2017年7月19日～2018年1月16日) | 0.0180 |
| 第10特定期間(2018年1月17日～2018年7月17日) | 0.0180 |
| 第11特定期間(2018年7月18日～2019年1月16日) | 0.0180 |
| 第12特定期間(2019年1月17日～2019年7月16日) | 0.0180 |
| 第13特定期間(2019年7月17日～2020年1月16日) | 0.0180 |

【収益率の推移】

| 期間 | 収益率 |
|--------------------------------|-------|
| 第1特定期間(2013年8月7日～2014年1月16日) | 4.4% |
| 第2特定期間(2014年1月17日～2014年7月16日) | 6.1% |
| 第3特定期間(2014年7月17日～2015年1月16日) | 1.5% |
| 第4特定期間(2015年1月17日～2015年7月16日) | 0.1% |
| 第5特定期間(2015年7月17日～2016年1月18日) | 19.4% |
| 第6特定期間(2016年1月19日～2016年7月19日) | 13.8% |
| 第7特定期間(2016年7月20日～2017年1月16日) | 7.8% |
| 第8特定期間(2017年1月17日～2017年7月18日) | 5.9% |
| 第9特定期間(2017年7月19日～2018年1月16日) | 3.1% |
| 第10特定期間(2018年1月17日～2018年7月17日) | 7.6% |
| 第11特定期間(2018年7月18日～2019年1月16日) | 4.7% |
| 第12特定期間(2019年1月17日～2019年7月16日) | 9.3% |
| 第13特定期間(2019年7月17日～2020年1月16日) | 4.3% |

(注) 収益率 = (当特定期末分配付基準価額 - 前特定期末分配付基準価額) ÷ 前特定期末分配付基準価額 × 100

(4) 【設定及び解約の実績】

| 期間 | 設定総額(円) | 解約総額(円) |
|--------------------------------|-------------|-------------|
| 第1特定期間(2013年8月7日～2014年1月16日) | 304,903,237 | 26,416,765 |
| 第2特定期間(2014年1月17日～2014年7月16日) | 255,234,447 | 267,387,895 |
| 第3特定期間(2014年7月17日～2015年1月16日) | 168,360,570 | 249,967,748 |
| 第4特定期間(2015年1月17日～2015年7月16日) | 15,380,307 | 125,529,205 |
| 第5特定期間(2015年7月17日～2016年1月18日) | 28,551,153 | 11,321,061 |
| 第6特定期間(2016年1月19日～2016年7月19日) | 23,919,040 | 52,950,022 |
| 第7特定期間(2016年7月20日～2017年1月16日) | 154,837,091 | 11,257,139 |
| 第8特定期間(2017年1月17日～2017年7月18日) | 4,889,449 | 162,234,968 |
| 第9特定期間(2017年7月19日～2018年1月16日) | 2,692,332 | 3,237,457 |
| 第10特定期間(2018年1月17日～2018年7月17日) | 12,210,418 | 1,073,674 |
| 第11特定期間(2018年7月18日～2019年1月16日) | 1,489,241 | 3,560,051 |
| 第12特定期間(2019年1月17日～2019年7月16日) | 627,036 | 902,036 |
| 第13特定期間(2019年7月17日～2020年1月16日) | 2,913,124 | 12,011,394 |

(注) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

【エマーシング・ボンド・ファンド・メキシコペソコース(毎月分配型)】

(1) 【投資状況】

(2020年2月末現在)

| 投資資産の種類 | 国・地域名 | 時価合計(円) | 投資比率 |
|-------------------------------------|--------|-------------|---------|
| 親投資信託受益証券 (キャッシュ・マネジメント・マザーファンド) | 日本 | 1,806,927 | 0.52% |
| 投資信託受益証券 | ケイマン諸島 | 337,322,359 | 97.66% |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | | 6,273,674 | 1.82% |
| 純資産総額 | | 345,402,960 | 100.00% |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2020年2月末現在)

イ．主要銘柄の明細

| | 銘柄名 国・地域 | 種類 業種 | 株数、口数 又は額面金額 | 簿価単価(円) 簿価(円) | 評価単価(円) 時価(円) | 利率(%) 償還期限 | 投資 比率 |
|---|--|----------------|-----------------|-----------------------|-----------------------|---------------|----------|
| 1 | TRP Global Emerging Markets Bond Fund MXN Class ケイマン諸島 | 投資信託受益証券 - | 563,048,505 | 0.6336 356,802,571 | 0.5991 337,322,359 | - - | 97.66% |
| 2 | キャッシュ・マネジメント・マ ザーファンド 日本 | 親投資信託受益証券 - | 1,777,947 | 1.0163 1,806,930 | 1.0163 1,806,927 | - - | 0.52% |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

| 種類別 | 投資比率 |
|-----------|--------|
| 投資信託受益証券 | 97.66% |
| 親投資信託受益証券 | 0.52% |
| 合計 | 98.18% |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

(2020年2月末現在)

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

(2020年2月末現在)

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

| | 純資産総額（百万円） | | 1口当りの純資産額（円） | |
|--------------------------|------------|-------|--------------|--------|
| | （分配前） | （分配後） | （分配前） | （分配後） |
| 設定時 （2013年8月7日） | 20 | - | 1.0000 | - |
| 第1特定期間末 （2014年1月16日） | 275 | 280 | 1.0742 | 1.0892 |
| 第2特定期間末 （2014年7月16日） | 219 | 226 | 1.1202 | 1.1502 |
| 第3特定期間末 （2015年1月16日） | 283 | 290 | 1.0860 | 1.1160 |
| 第4特定期間末 （2015年7月16日） | 278 | 286 | 1.0615 | 1.0915 |
| 第5特定期間末 （2016年1月18日） | 77 | 80 | 0.8132 | 0.8432 |
| 第6特定期間末 （2016年7月19日） | 157 | 163 | 0.8046 | 0.8346 |
| 第7特定期間末 （2017年1月16日） | 191 | 199 | 0.7285 | 0.7585 |
| 第8特定期間末 （2017年7月18日） | 626 | 644 | 0.8995 | 0.9295 |
| 第9特定期間末 （2018年1月16日） | 666 | 689 | 0.8425 | 0.8725 |
| 第10特定期間末 （2018年7月17日） | 597 | 619 | 0.8134 | 0.8434 |
| 第11特定期間末 （2019年1月16日） | 474 | 494 | 0.7663 | 0.7963 |
| 2019年2月末日 | 465 | - | 0.7998 | - |
| 2019年3月末日 | 455 | - | 0.7940 | - |
| 2019年4月末日 | 480 | - | 0.8101 | - |
| 2019年5月末日 | 455 | - | 0.8042 | - |
| 2019年6月末日 | 476 | - | 0.8111 | - |
| 第12特定期間末 （2019年7月16日） | 458 | 476 | 0.8260 | 0.8560 |
| 2019年7月末日 | 441 | - | 0.8354 | - |
| 2019年8月末日 | 404 | - | 0.7642 | - |
| 2019年9月末日 | 421 | - | 0.7964 | - |

| | | | | |
|--------------------------|-----|-----|--------|--------|
| 2019年10月末日 | 409 | - | 0.8218 | - |
| 2019年11月末日 | 394 | - | 0.8041 | - |
| 2019年12月末日 | 386 | - | 0.8534 | - |
| 第13特定期間末 (2020年1月16日) | 394 | 409 | 0.8647 | 0.8947 |
| 2020年1月末日 | 363 | - | 0.8591 | - |
| 2020年2月末日 | 345 | - | 0.8364 | - |

(注) 純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

【分配の推移】

| 期間 | 1口当りの分配金(円) |
|--------------------------------|-------------|
| 第1特定期間(2013年8月7日～2014年1月16日) | 0.0150 |
| 第2特定期間(2014年1月17日～2014年7月16日) | 0.0300 |
| 第3特定期間(2014年7月17日～2015年1月16日) | 0.0300 |
| 第4特定期間(2015年1月17日～2015年7月16日) | 0.0300 |
| 第5特定期間(2015年7月17日～2016年1月18日) | 0.0300 |
| 第6特定期間(2016年1月19日～2016年7月19日) | 0.0300 |
| 第7特定期間(2016年7月20日～2017年1月16日) | 0.0300 |
| 第8特定期間(2017年1月17日～2017年7月18日) | 0.0300 |
| 第9特定期間(2017年7月19日～2018年1月16日) | 0.0300 |
| 第10特定期間(2018年1月17日～2018年7月17日) | 0.0300 |
| 第11特定期間(2018年7月18日～2019年1月16日) | 0.0300 |
| 第12特定期間(2019年1月17日～2019年7月16日) | 0.0300 |
| 第13特定期間(2019年7月17日～2020年1月16日) | 0.0300 |

【収益率の推移】

| 期間 | 収益率 |
|--------------------------------|-------|
| 第1特定期間(2013年8月7日～2014年1月16日) | 8.9% |
| 第2特定期間(2014年1月17日～2014年7月16日) | 7.1% |
| 第3特定期間(2014年7月17日～2015年1月16日) | 0.4% |
| 第4特定期間(2015年1月17日～2015年7月16日) | 0.5% |
| 第5特定期間(2015年7月17日～2016年1月18日) | 20.6% |
| 第6特定期間(2016年1月19日～2016年7月19日) | 2.6% |
| 第7特定期間(2016年7月20日～2017年1月16日) | 5.7% |
| 第8特定期間(2017年1月17日～2017年7月18日) | 27.6% |
| 第9特定期間(2017年7月19日～2018年1月16日) | 3.0% |
| 第10特定期間(2018年1月17日～2018年7月17日) | 0.1% |
| 第11特定期間(2018年7月18日～2019年1月16日) | 2.1% |
| 第12特定期間(2019年1月17日～2019年7月16日) | 11.7% |
| 第13特定期間(2019年7月17日～2020年1月16日) | 8.3% |

(注) 収益率 = (当特定期末分配付基準価額 - 前特定期末分配付基準価額) ÷ 前特定期末分配付基準価額 × 100

(4) 【設定及び解約の実績】

| 期間 | 設定総額(円) | 解約総額(円) |
|--------------------------------|-------------|-------------|
| 第1特定期間(2013年8月7日～2014年1月16日) | 469,311,887 | 212,557,321 |
| 第2特定期間(2014年1月17日～2014年7月16日) | 130,984,756 | 191,438,431 |
| 第3特定期間(2014年7月17日～2015年1月16日) | 113,188,285 | 48,435,727 |
| 第4特定期間(2015年1月17日～2015年7月16日) | 28,156,950 | 26,768,693 |
| 第5特定期間(2015年7月17日～2016年1月18日) | 11,828,205 | 179,081,309 |
| 第6特定期間(2016年1月19日～2016年7月19日) | 123,075,174 | 22,504,826 |
| 第7特定期間(2016年7月20日～2017年1月16日) | 147,213,281 | 79,545,750 |
| 第8特定期間(2017年1月17日～2017年7月18日) | 711,471,969 | 278,644,890 |
| 第9特定期間(2017年7月19日～2018年1月16日) | 260,410,457 | 165,880,830 |
| 第10特定期間(2018年1月17日～2018年7月17日) | 62,446,798 | 119,003,513 |
| 第11特定期間(2018年7月18日～2019年1月16日) | 55,565,223 | 170,157,425 |
| 第12特定期間(2019年1月17日～2019年7月16日) | 128,312,299 | 192,508,585 |
| 第13特定期間(2019年7月17日～2020年1月16日) | 33,679,389 | 132,563,789 |

(注) 本邦外における設定及び解約の実績はありません。

(参考) マザーファンドの運用状況

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

(1) 投資状況

(2020年2月末日現在)

| 投資資産の種類 | 国・地域名 | 時価合計(円) | 投資比率 |
|---------|-------|---------------|--------|
| 特殊債券 | 日本 | 1,836,288,540 | 33.65% |

| | | | |
|-----------------------|----|---------------|---------|
| 社債券 | 日本 | 1,604,298,300 | 29.40% |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | | 2,015,942,968 | 36.95% |
| 純資産総額 | | 5,456,529,808 | 100.00% |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(2020年2月末現在)

イ. 主要銘柄の明細

| | 銘柄名 国・地域 | 種類 業種 | 株数、口数 又は額面金額 | 簿価単価(円) 簿価(円) | 評価単価(円) 時価(円) | 利率(%) 償還期限 | 投資 比率 |
|----|---------------------|-----------|-----------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|----------|
| 1 | 10政保地方公共団 日本 | 特殊債券 - | 500,000,000 | 100.30 501,541,800 | 100.05 500,280,500 | 1.3000 2020/03/13 | 9.17% |
| 2 | 11政保地方公共団 日本 | 特殊債券 - | 400,000,000 | 100.97 403,904,000 | 100.19 400,785,200 | 1.4000 2020/04/17 | 7.35% |
| 3 | 30 政保日本政策 日本 | 特殊債券 - | 390,000,000 | 100.17 390,663,000 | 100.00 390,037,830 | 0.1940 2020/03/18 | 7.15% |
| 4 | 107 政保道路機構 日本 | 特殊債券 - | 348,000,000 | 101.00 351,481,272 | 100.34 349,207,560 | 1.3000 2020/05/29 | 6.40% |
| 5 | 15東日本旅客鉄道 日本 | 社債券 - | 100,000,000 | 102.45 102,450,000 | 101.31 101,310,100 | 2.6500 2020/08/25 | 1.86% |
| 6 | 3 大日本印刷 日本 | 社債券 - | 100,000,000 | 101.33 101,335,000 | 101.10 101,107,700 | 1.3580 2020/12/18 | 1.85% |
| 7 | 5 日本梱包運輸 日本 | 社債券 - | 100,000,000 | 100.55 100,553,000 | 100.45 100,450,900 | 0.6140 2020/12/18 | 1.84% |
| 8 | 316 北海道電力 日本 | 社債券 - | 100,000,000 | 101.00 101,007,100 | 100.36 100,368,300 | 1.1640 2020/06/25 | 1.84% |
| 9 | 104 政保道路機構 日本 | 特殊債券 - | 100,000,000 | 101.16 101,165,500 | 100.25 100,256,400 | 1.4000 2020/04/30 | 1.84% |
| 10 | 2 ファーストリテイリング 日本 | 社債券 - | 100,000,000 | 100.26 100,265,000 | 100.25 100,250,600 | 0.2910 2020/12/18 | 1.84% |
| 11 | 43 住友化学 日本 | 社債券 - | 100,000,000 | 100.55 100,556,000 | 100.23 100,236,300 | 1.5800 2020/04/23 | 1.84% |
| 12 | 173 オリックス 日本 | 社債券 - | 100,000,000 | 100.10 100,105,000 | 100.10 100,108,400 | 0.8400 2020/04/17 | 1.83% |
| 13 | 13 森ビル 日本 | 社債券 - | 100,000,000 | 100.13 100,135,000 | 100.09 100,099,700 | 0.4660 2020/05/19 | 1.83% |
| 14 | 46 クレディセゾン 日本 | 社債券 - | 100,000,000 | 100.13 100,138,000 | 100.09 100,098,900 | 0.7000 2020/04/24 | 1.83% |
| 15 | 64 新日本製鐵 日本 | 社債券 - | 100,000,000 | 100.15 100,158,000 | 100.08 100,085,900 | 1.5300 2020/03/19 | 1.83% |
| 16 | 33 三菱UFJリース 日本 | 社債券 - | 100,000,000 | 100.10 100,109,000 | 100.07 100,079,900 | 0.2970 2020/06/04 | 1.83% |
| 17 | 184 オリックス 日本 | 社債券 - | 100,000,000 | 100.20 100,202,000 | 100.04 100,049,800 | 0.3370 2020/04/30 | 1.83% |
| 18 | 495 東北電力 日本 | 社債券 - | 100,000,000 | 100.07 100,077,000 | 100.04 100,041,200 | 0.1400 2020/06/25 | 1.83% |
| 19 | 8 ドンキホーテHD 日本 | 社債券 - | 100,000,000 | 100.13 100,138,000 | 100.00 100,009,400 | 0.5500 2020/03/12 | 1.83% |
| 20 | 6 日本電産 日本 | 社債券 - | 100,000,000 | 100.00 100,000,000 | 100.00 100,000,800 | 0.0010 2020/05/26 | 1.83% |
| 21 | 80 東海旅客鉄道 日本 | 社債券 - | 100,000,000 | 100.00 100,000,000 | 100.00 100,000,400 | 0.0010 2020/04/13 | 1.83% |
| 22 | 122 政保道路機構 日本 | 特殊債券 - | 95,000,000 | 100.91 95,867,350 | 100.75 95,721,050 | 0.9000 2020/11/30 | 1.75% |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

| 種類別 | 投資比率 |
|------|--------|
| 特殊債券 | 33.65% |
| 社債券 | 29.40% |
| 合計 | 63.05% |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

(2020年2月末現在)

該当事項はありません。

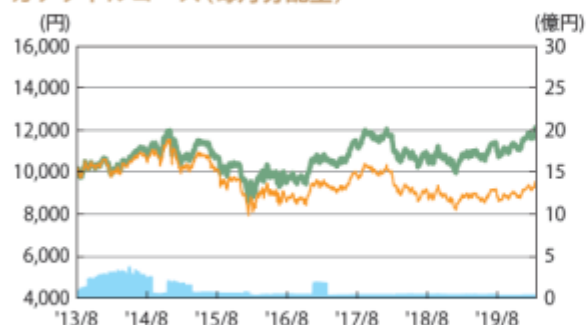
その他投資資産の主要なもの
（2020年2月末現在）
該当事項はありません。

（参考情報）

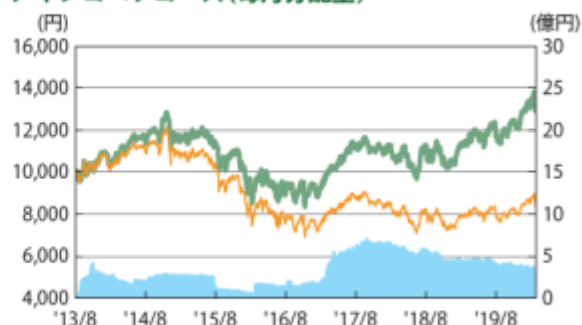
2020年2月28日 現在

基準価額・純資産の推移（設定日～2020年2月28日）

カナダドルコース（毎月分配型）



メキシコペソコース（毎月分配型）



■ 純資産総額：右目盛 ■ 基準価額：左目盛 ■ 分配金再投資基準価額：左目盛

*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものと計算しております。

分配の推移

| | カナダドルコース （毎月分配型） | メキシコペソコース （毎月分配型） |
|----------|---------------------|----------------------|
| 2020年2月 | 30円 | 50円 |
| 2020年1月 | 30円 | 50円 |
| 2019年12月 | 30円 | 50円 |
| 2019年11月 | 30円 | 50円 |
| 2019年10月 | 30円 | 50円 |
| 直近1年間累計 | 360円 | 600円 |
| 設定来累計 | 2,280円 | 3,800円 |

*分配金は1万口当たり、税引前

主要な資産の状況

カナダドルコース（毎月分配型）

| 投資銘柄 | 投資比率 |
|---|-------|
| TRP Global Emerging Markets Bond Fund CAD Class | 97.7% |
| キャッシュ・マネジメント・マザーファンド | 0.7% |

*投資比率は全て純資産総額対比

メキシコペソコース（毎月分配型）

| 投資銘柄 | 投資比率 |
|---|-------|
| TRP Global Emerging Markets Bond Fund MXN Class | 97.7% |
| キャッシュ・マネジメント・マザーファンド | 0.5% |

■参考情報（上位10銘柄）

グローバル・エマージング・マーケット・ボンド・ファンド

| | 投資銘柄 | 国名 | 種別 | クーポン | 償還日 | 投資比率 |
|----|---|--------|------|--------|------------|------|
| 1 | U.S. TREASURY NOTES | アメリカ | 国債証券 | 1.500% | 2020/6/15 | 4.7% |
| 2 | UKRAINE GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND | ウクライナ | 国債証券 | 7.750% | 2025/9/1 | 3.2% |
| 3 | PERTAMINA PERSERO PT | インドネシア | 社債券 | 6.000% | 2042/5/3 | 2.8% |
| 4 | VIETNAM GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND | ベトナム | 国債証券 | 4.800% | 2024/11/19 | 2.6% |
| 5 | EXPORT-IMPORT BANK OF INDIA | インド | 社債券 | 3.375% | 2026/8/5 | 2.6% |
| 6 | NIGERIA GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND | ナイジェリア | 国債証券 | 6.500% | 2027/11/28 | 2.5% |
| 7 | BRAZILIAN GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND | ブラジル | 国債証券 | 5.000% | 2045/1/27 | 2.3% |
| 8 | EGYPT GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND | エジプト | 国債証券 | 8.500% | 2047/1/31 | 2.2% |
| 9 | MEXICO CITY AIRPORT TRUST | メキシコ | 社債券 | 5.500% | 2047/7/31 | 2.0% |
| 10 | BAHAMAS GOVERNMENT INTERNATIONAL BOND | バハマ | 国債証券 | 7.125% | 2038/4/2 | 1.9% |

*投資比率はグローバル・エマージング・マーケット・ボンド・ファンドの純資産総額対比

*上位10銘柄は、2020年2月末現在（現地）

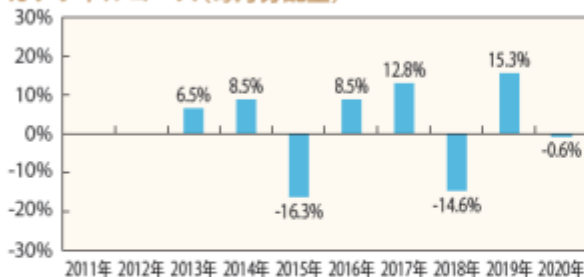
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

| | 投資銘柄 | 種別 | 投資比率 |
|----|---------------|------|------|
| 1 | 10 政保地方公共団 | 特殊債券 | 9.2% |
| 2 | 11 政保地方公共団 | 特殊債券 | 7.3% |
| 3 | 30 政保日本政策 | 特殊債券 | 7.1% |
| 4 | 107 政保道路機構 | 特殊債券 | 6.4% |
| 5 | 15 東日本旅客鉄道 | 社債券 | 1.9% |
| 6 | 3 大日本印刷 | 社債券 | 1.9% |
| 7 | 5 日本梱包運輸 | 社債券 | 1.8% |
| 8 | 316 北海道電力 | 社債券 | 1.8% |
| 9 | 104 政保道路機構 | 特殊債券 | 1.8% |
| 10 | 2 ファーストリテイリング | 社債券 | 1.8% |

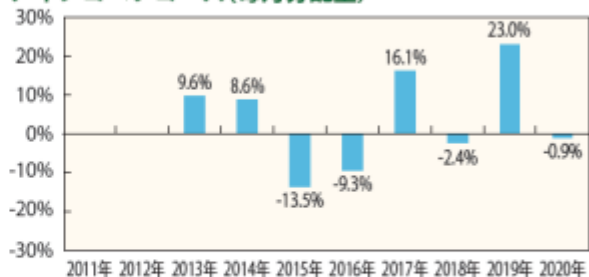
*投資比率はキャッシュ・マネジメント・マザーファンドの純資産総額対比

年間収益率の推移

カナダドルコース（毎月分配型）



メキシコペソコース（毎月分配型）



*ファンドの収益率は暦年ベースで表示しております。但し、2013年は当初設定日（2013年8月7日）から年末までの収益率、2020年は2月末までの収益率です。

*ファンドの年間収益率は、税引前の分配金を再投資したものと計算しております。

*ファンドには、ベンチマークはありません。

- ・ファンドの運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 当ファンドの取得申込者は、販売会社において申込期間における毎営業日にお申込みいただけます。ただし、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、英国証券取引所またはロンドンの銀行の休業日と同日の場合には、取得のお申込みを受付けないものとします。お申込みの受付は原則として午後3時までとします。これらの受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日以降でニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、英国証券取引所またはロンドンの銀行の休業日と同日でない最も近い営業日の取扱いとします。

- (2) 申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額(当初1口=1円)とします。お申込みには申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を要します。当ファンドの申込単位は、1口または1円の整数倍で販売会社毎に定めた単位です。
- (3) 当ファンドの取得申込者は、販売会社において、取引口座を開設のうえ、取得のお申込みを行うものとします。お申込みの方法には、収益の分配がなされた場合に分配金を受取ることができる「分配金受取型」と、税引後の分配金を自動的に無手数料で再投資する「分配金自動再投資型」があり、「分配金自動再投資型」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で累積投資約款に従って分配金再投資に関する契約を締結します。ただし、販売会社によってはどちらか一方のコースのみの取扱いの場合があります。
- なお、当ファンドはカナダドルコース(毎月分配型)およびメキシコペソコース(毎月分配型)の2つのファンドで構成されていますが、販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。
- * 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。
- (4) 定時定額で購入する「定時定額購入サービス」(販売会社によっては、名称が異なる場合があります。)を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結します。詳細については、販売会社にお問い合わせください。

(注) 当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金(解約)手続等】

受益者は、販売会社に対して毎営業日に解約のお申込みをすることができます。ただし、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、英国証券取引所またはロンドンの銀行の休業日と同日の場合には、解約請求を受付けないものとします。解約の受付は原則として午後3時までとします。これらの受付時間を過ぎてからの解約請求は翌営業日以降で、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、英国証券取引所またはロンドンの銀行の休業日と同日でない最も近い営業日の取扱いとします。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けたご換金の受付を取消することがあります。解約請求の受付が中止された場合、受益者は解約の受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約の受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受付けたものとして取扱うこととします。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

< 解約請求による換金手続き >

解約価額：当該請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額です。

(解約価額については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。)

信託財産留保額：当該請求受付日の翌営業日の基準価額に0.1%を乗じて得た額とします。

* 信託財産留保額とは、換金する受益者が負担するものであり、基準価額から差引かれた信託財産留保額は、信託財産に組入れられます。

解約単位：販売会社毎に定めた単位とします。

(解約単位については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。)

解約代金の支払い：原則として解約請求を受付けた日から起算して6営業日目から販売会社の申込場所
所で支払われます。

解約にかかる手数料：ありません。

(注) 当ファンドの換金請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下、「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

<主要投資対象の評価方法>

| 有価証券等 | 評価方法 |
|-----------------|---|
| 投資信託証券 (外国籍) | 原則として、基準価額計算日に知り得る直近の純資産額(上場されている場合は、その主たる取引所における最終相場)で評価します。 |

基準価額は、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。原則として委託会社の各営業日に計算され、翌日の日本経済新聞に掲載されます。また、お申込みの各販売会社または下記の照会先まで問い合わせることにより知ることができます。

| 照会先の名称 | 電話番号 | ホームページ |
|----------------------|--------------|---|
| 三井住友DSアセットマネジメント株式会社 | 0120-88-2976 | https://www.smd-am.co.jp |

お問い合わせは、午前9時～午後5時(土、日、祝・休日を除く)までとさせていただきます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託の期間は、信託契約締結日(2013年8月7日)から2024年7月16日まで(約11年)とします。

なお、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときには、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

ただし、後記「(5)その他 信託契約の解約」の規定により、信託契約を解約し、この信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎月17日から翌月16日までとします。前記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下、「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

(注) 計算期間終了日を「決算日」ということがあります。

(5)【その他】

信託契約の解約

- イ．委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、通貨選択型エマーシング・ボンド・ファンド全体の信託財産の受益権の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- ロ．委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ハ．委託会社は、この信託が主要投資対象とする指定投資信託証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 二．委託会社は、前イ．および前ロ．の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ホ．前二．の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ヘ．前二．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ト．前二．から前ヘ．までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび前ハ．の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前二．から前ヘ．までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。また、委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、信託約款の変更等の規定にしたがいます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止した場合は、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、信託約款の変更等に規定する書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の変更等の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

イ．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようと

する旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本項に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ロ．委託会社は、前イ．の事項(前イ．の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前イ．の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- ハ．前ロ．の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ニ．前ロ．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ホ．書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ヘ．前ロ．から前ホ．までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ト．前イ．から前ヘ．の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

運用にかかる報告等開示方法

- イ．委託会社は、特定期末(毎年1月、7月に属する計算期末)から3ヵ月以内に有価証券報告書を提出します。
- ロ．委託会社は、特定期末および償還時に運用報告書(全体版)(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書)および交付運用報告書(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める書面)を作成します。
- ハ．委託会社は、交付運用報告書を販売会社を通じて受益者へ交付します。また、委託会社は、運用報告書(全体版)を委託会社のホームページに掲載します。
- ニ．前ハ．にかかわらず、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付します。

委託会社と関係法人との契約の変更

<募集・販売契約>

委託会社と販売会社との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年毎に自動的に更新されます。募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。また、ファンド資産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、収益分配金を持分にに応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、保有口数に応じて、販売会社を通じて決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

収益分配金の支払いは、原則として決算日から起算して5営業日までに開始します。

上記にかかわらず、販売会社との間で締結した累積投資約款に基づく契約により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に交付します。この場合、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分にに応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払います。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

償還金の支払いは、原則として償還日から起算して5営業日までに開始します。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 受益権の換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、解約の実行を販売会社を通じて委託会社に請求する権利を有しています。権利行使の方法等については、前述の「換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載されている金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(令和1年7月17日から令和2年1月16日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けておりません。

1【財務諸表】

【エマージング・ボンド・ファンド・カナダドルコース(毎月分配型)】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

| | 前期 令和1年7月16日現在 | 当期 令和2年1月16日現在 |
|-----------------|-------------------|-------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 1,274,887 | 1,076,763 |
| 投資信託受益証券 | 50,852,717 | 43,843,536 |
| 親投資信託受益証券 | 413,397 | 318,404 |
| 流動資産合計 | 52,541,001 | 45,238,703 |
| 資産合計 | 52,541,001 | 45,238,703 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 171,768 | 144,474 |
| 未払受託者報酬 | 1,319 | 1,220 |
| 未払委託者報酬 | 64,167 | 59,599 |
| その他未払費用 | 1,529 | 1,327 |
| 流動負債合計 | 238,783 | 206,620 |
| 負債合計 | 238,783 | 206,620 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 57,256,300 | 48,158,030 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 4,954,082 | 3,125,947 |
| (分配準備積立金) | 4,456,551 | 3,781,584 |
| 元本等合計 | 52,302,218 | 45,032,083 |
| 純資産合計 | 52,302,218 | 45,032,083 |
| 負債純資産合計 | 52,541,001 | 45,238,703 |

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 自 至 | 前期 平成31年 1月17日 令和 1年 7月16日 | 自 至 | 当期 令和 1年 7月17日 令和 2年 1月16日 |
|---|--------|----------------------------------|--------|----------------------------------|
| 営業収益 | | | | |
| 受取配当金 | | 1,400,007 | | 1,255,927 |
| 受取利息 | | 2 | | 4 |
| 有価証券売買等損益 | | 3,558,512 | | 1,028,412 |
| 営業収益合計 | | 4,958,521 | | 2,284,343 |
| 営業費用 | | | | |
| 支払利息 | | 323 | | 237 |
| 受託者報酬 | | 8,091 | | 7,135 |
| 委託者報酬 | | 393,302 | | 347,242 |
| その他費用 | | 1,539 | | 1,327 |
| 営業費用合計 | | 403,255 | | 355,941 |
| 営業利益又は営業損失() | | 4,555,266 | | 1,928,402 |
| 経常利益又は経常損失() | | 4,555,266 | | 1,928,402 |
| 当期純利益又は当期純損失() | | 4,555,266 | | 1,928,402 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額() | | 5,186 | | 40,267 |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | | 8,516,650 | | 4,954,082 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | | 118,992 | | 1,056,223 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | | 118,992 | | 1,056,223 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | | 73,823 | | 252,912 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | | 73,823 | | 252,912 |
| 分配金 | | 1,032,681 | | 863,311 |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | | 4,954,082 | | 3,125,947 |

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 項目 | 当期 |
|--------------------|---|
| | 自 令和1年7月17日 至 令和2年1月16日 |
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。 |
| 2. 収益及び費用の計上基準 | (1)受取配当金 外国投資信託受益証券についての受取配当金は、原則として、投資信託受益証券の分配落ち日において、確定分配金額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | 前期 | 当期 |
|-----------|-------------|-------------|
| | 令和1年7月16日現在 | 令和2年1月16日現在 |
| 1. 元本状況 | | |
| 期首元本額 | 57,531,300円 | 57,256,300円 |
| 期中追加設定元本額 | 627,036円 | 2,913,124円 |
| 期中一部解約元本額 | 902,036円 | 12,011,394円 |
| 2. 受益権の総数 | 57,256,300口 | 48,158,030口 |
| 3. 元本の欠損 | 4,954,082円 | 3,125,947円 |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 前期 | 当期 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-----------------------------|----------------------------|---------------------------|----|-------|-------------|---------|------------|-------|-------------|---------------|-------------|-------|----------|---------------|-------|--------------|----------|---------------------------|----|-------|-------------|---------|------------|--|--------------|----------|-----------|----|-------|-------------|---------|------------|-------|-------------|---------------|-------------|-------|----------|---------------|-------|--------------|----------|---------------------------|----|-------|-------------|---------|------------|
| | 自 平成31年1月17日 至 令和1年7月16日 | 自 令和1年7月17日 至 令和2年1月16日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>分配金の計算過程</p> <p>第66期計算期間末（平成31年2月18日）に、投資信託約款に基づき計算した22,767,403円（1万口当たり3,973.78円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い1171,882円（1万口当たり30円）を分配しております。</p> <table border="1"> <tr><td>配当等収益（費用控除後）</td><td>228,356円</td></tr> <tr><td>有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後）</td><td>0円</td></tr> <tr><td>収益調整金</td><td>18,254,744円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金</td><td>4,284,303円</td></tr> <tr><td>分配可能額</td><td>22,767,403円</td></tr> <tr><td>（1万口当たり分配可能額）</td><td>(3,973.78円)</td></tr> <tr><td>収益分配金</td><td>171,882円</td></tr> <tr><td>（1万口当たり収益分配金）</td><td>(30円)</td></tr> </table> <p>第67期計算期間末（平成31年3月18日）に、投資信託約款に基づき計算した22,801,127円（1万口当たり3,979.30円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い1171,898円（1万口当たり30円）を分配しております。</p> <table border="1"> <tr><td>配当等収益（費用控除後）</td><td>203,406円</td></tr> <tr><td>有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後）</td><td>0円</td></tr> <tr><td>収益調整金</td><td>18,264,876円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金</td><td>4,332,845円</td></tr> </table> | 配当等収益（費用控除後） | 228,356円 | 有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後） | 0円 | 収益調整金 | 18,254,744円 | 分配準備積立金 | 4,284,303円 | 分配可能額 | 22,767,403円 | （1万口当たり分配可能額） | (3,973.78円) | 収益分配金 | 171,882円 | （1万口当たり収益分配金） | (30円) | 配当等収益（費用控除後） | 203,406円 | 有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後） | 0円 | 収益調整金 | 18,264,876円 | 分配準備積立金 | 4,332,845円 | <p>分配金の計算過程</p> <p>第72期計算期間末（令和1年8月16日）に、投資信託約款に基づき計算した19,184,068円（1万口当たり4,005.62円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い1143,678円（1万口当たり30円）を分配しております。</p> <table border="1"> <tr><td>配当等収益（費用控除後）</td><td>153,827円</td></tr> <tr><td>有価証券売買等損益</td><td>0円</td></tr> <tr><td>収益調整金</td><td>15,434,768円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金</td><td>3,595,473円</td></tr> <tr><td>分配可能額</td><td>19,184,068円</td></tr> <tr><td>（1万口当たり分配可能額）</td><td>(4,005.62円)</td></tr> <tr><td>収益分配金</td><td>143,678円</td></tr> <tr><td>（1万口当たり収益分配金）</td><td>(30円)</td></tr> </table> <p>第73期計算期間末（令和1年9月17日）に、投資信託約款に基づき計算した19,256,173円（1万口当たり4,014.55円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い1143,897円（1万口当たり30円）を分配しております。</p> <table border="1"> <tr><td>配当等収益（費用控除後）</td><td>186,738円</td></tr> <tr><td>有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後）</td><td>0円</td></tr> <tr><td>収益調整金</td><td>15,463,878円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金</td><td>3,605,557円</td></tr> </table> | 配当等収益（費用控除後） | 153,827円 | 有価証券売買等損益 | 0円 | 収益調整金 | 15,434,768円 | 分配準備積立金 | 3,595,473円 | 分配可能額 | 19,184,068円 | （1万口当たり分配可能額） | (4,005.62円) | 収益分配金 | 143,678円 | （1万口当たり収益分配金） | (30円) | 配当等収益（費用控除後） | 186,738円 | 有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後） | 0円 | 収益調整金 | 15,463,878円 | 分配準備積立金 | 3,605,557円 |
| 配当等収益（費用控除後） | 228,356円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後） | 0円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収益調整金 | 18,254,744円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 分配準備積立金 | 4,284,303円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 分配可能額 | 22,767,403円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| （1万口当たり分配可能額） | (3,973.78円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収益分配金 | 171,882円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| （1万口当たり収益分配金） | (30円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 配当等収益（費用控除後） | 203,406円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後） | 0円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収益調整金 | 18,264,876円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 分配準備積立金 | 4,332,845円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 配当等収益（費用控除後） | 153,827円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 有価証券売買等損益 | 0円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収益調整金 | 15,434,768円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 分配準備積立金 | 3,595,473円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 分配可能額 | 19,184,068円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| （1万口当たり分配可能額） | (4,005.62円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収益分配金 | 143,678円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| （1万口当たり収益分配金） | (30円) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 配当等収益（費用控除後） | 186,738円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後） | 0円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収益調整金 | 15,463,878円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 分配準備積立金 | 3,605,557円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|---------------|-------------|
| 分配可能額 | 22,801,127円 |
| (1万口当たり分配可能額) | (3,979.30円) |
| 収益分配金 | 171,898円 |
| (1万口当たり収益分配金) | (30円) |

第68期計算期間末(平成31年4月16日)に、投資信託約款に基づき計算した22,875,670円(1万口当たり3,984.21円)を分配対象収益とし、収益分配方針に従い172,247円(1万口当たり30円)を分配しております。

| | |
|-------------------------------|-------------|
| 配当等収益 (費用控除後) | 200,456円 |
| 有価証券売買等損益 (費用控除後、繰越欠損金補填後) | 0円 |
| 収益調整金 | 18,311,032円 |
| 分配準備積立金 | 4,364,182円 |
| 分配可能額 | 22,875,670円 |
| (1万口当たり分配可能額) | (3,984.21円) |
| 収益分配金 | 172,247円 |
| (1万口当たり収益分配金) | (30円) |

第69期計算期間末(令和1年5月16日)に、投資信託約款に基づき計算した22,872,853円(1万口当たり3,983.46円)を分配対象収益とし、収益分配方針に従い172,258円(1万口当たり30円)を分配しております。

| | |
|------------------|-------------|
| 配当等収益 (費用控除後) | 167,874円 |
| 有価証券売買等損益 | 0円 |
| 収益調整金 | 18,317,046円 |
| 分配準備積立金 | 4,387,933円 |
| 分配可能額 | 22,872,853円 |
| (1万口当たり分配可能額) | (3,983.46円) |
| 収益分配金 | 172,258円 |
| (1万口当たり収益分配金) | (30円) |

第70期計算期間末(令和1年6月17日)に、投資信託約款に基づき計算した22,969,255円(1万口当たり3,991.68円)を分配対象収益とし、収益分配方針に従い172,628円(1万口当たり30円)を分配しております。

| | |
|-------------------------------|-------------|
| 配当等収益 (費用控除後) | 219,966円 |
| 有価証券売買等損益 (費用控除後、繰越欠損金補填後) | 0円 |
| 収益調整金 | 18,365,740円 |
| 分配準備積立金 | 4,383,549円 |
| 分配可能額 | 22,969,255円 |
| (1万口当たり分配可能額) | (3,991.68円) |
| 収益分配金 | 172,628円 |
| (1万口当たり収益分配金) | (30円) |

第71期計算期間末(令和1年7月16日)に、投資信託約款に基づき計算した22,910,986円(1万口当たり4,001.48円)を分配対象収益とし、収益分配方針に従い171,768円(1万口当たり30円)を分配しております。

| | |
|-------------------------------|-------------|
| 配当等収益 (費用控除後) | 227,515円 |
| 有価証券売買等損益 (費用控除後、繰越欠損金補填後) | 0円 |
| 収益調整金 | 18,282,667円 |
| 分配準備積立金 | 4,400,804円 |
| 分配可能額 | 22,910,986円 |
| (1万口当たり分配可能額) | (4,001.48円) |
| 収益分配金 | 171,768円 |
| (1万口当たり収益分配金) | (30円) |

| | |
|---------------|-------------|
| 分配可能額 | 19,256,173円 |
| (1万口当たり分配可能額) | (4,014.55円) |
| 収益分配金 | 143,897円 |
| (1万口当たり収益分配金) | (30円) |

第74期計算期間末(令和1年10月16日)に、投資信託約款に基づき計算した19,302,240円(1万口当たり4,021.47円)を分配対象収益とし、収益分配方針に従い143,994円(1万口当たり30円)を分配しております。

| | |
|-------------------------------|-------------|
| 配当等収益 (費用控除後) | 177,196円 |
| 有価証券売買等損益 (費用控除後、繰越欠損金補填後) | 0円 |
| 収益調整金 | 15,476,664円 |
| 分配準備積立金 | 3,648,380円 |
| 分配可能額 | 19,302,240円 |
| (1万口当たり分配可能額) | (4,021.47円) |
| 収益分配金 | 143,994円 |
| (1万口当たり収益分配金) | (30円) |

第75期計算期間末(令和1年11月18日)に、投資信託約款に基づき計算した19,275,934円(1万口当たり4,023.10円)を分配対象収益とし、収益分配方針に従い143,739円(1万口当たり30円)を分配しております。

| | |
|------------------|-------------|
| 配当等収益 (費用控除後) | 151,346円 |
| 有価証券売買等損益 | 0円 |
| 収益調整金 | 15,460,395円 |
| 分配準備積立金 | 3,664,193円 |
| 分配可能額 | 19,275,934円 |
| (1万口当たり分配可能額) | (4,023.10円) |
| 収益分配金 | 143,739円 |
| (1万口当たり収益分配金) | (30円) |

第76期計算期間末(令和1年12月16日)に、投資信託約款に基づき計算した19,298,670円(1万口当たり4,033.72円)を分配対象収益とし、収益分配方針に従い143,529円(1万口当たり30円)を分配しております。

| | |
|-------------------------------|-------------|
| 配当等収益 (費用控除後) | 194,053円 |
| 有価証券売買等損益 (費用控除後、繰越欠損金補填後) | 0円 |
| 収益調整金 | 15,444,700円 |
| 分配準備積立金 | 3,659,917円 |
| 分配可能額 | 19,298,670円 |
| (1万口当たり分配可能額) | (4,033.72円) |
| 収益分配金 | 143,529円 |
| (1万口当たり収益分配金) | (30円) |

第77期計算期間末(令和2年1月16日)に、投資信託約款に基づき計算した19,496,949円(1万口当たり4,048.54円)を分配対象収益とし、収益分配方針に従い144,474円(1万口当たり30円)を分配しております。

| | |
|-------------------------------|-------------|
| 配当等収益 (費用控除後) | 215,749円 |
| 有価証券売買等損益 (費用控除後、繰越欠損金補填後) | 0円 |
| 収益調整金 | 15,570,891円 |
| 分配準備積立金 | 3,710,309円 |
| 分配可能額 | 19,496,949円 |
| (1万口当たり分配可能額) | (4,048.54円) |
| 収益分配金 | 144,474円 |
| (1万口当たり収益分配金) | (30円) |

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

| 項目 | 当期 |
|----------------------------|---|
| | 自 令和1年7月17日 至 令和2年1月16日 |
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。 |
| 2. 金融商品の内容及びリスク | 当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資し、また、投資信託受益証券においては、デリバティブ取引を行っております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク及び流動性リスクであります。 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング及びファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っております。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理及びコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベル及び頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署には正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員及びリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。 |
| 4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 |

金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | 当期 |
|--------------------------|--|
| | 令和2年1月16日現在 |
| 1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額 | 金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。 |
| 2. 時価の算定方法 | (1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

前期（令和1年7月16日現在）

| 種類 | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円） |
|-----------|------------------------|
| 親投資信託受益証券 | 41 |
| 投資信託受益証券 | 2,121,130 |
| 合計 | 2,121,089 |

当期（令和2年1月16日現在）

| 種類 | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円） |
|-----------|------------------------|
| 親投資信託受益証券 | 31 |
| 投資信託受益証券 | 1,547,061 |
| 合計 | 1,547,030 |

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前期（令和1年7月16日現在）

該当事項はありません。

当期（令和2年1月16日現在）

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

当期（自 令和1年7月17日 至 令和2年1月16日）

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（1口当たり情報）

| 前期 令和1年7月16日現在 | 当期 令和2年1月16日現在 |
|---|---|
| 1口当たり純資産額 0.9135円 「1口 = 1円（10,000口 = 9,135円）」 | 1口当たり純資産額 0.9351円 「1口 = 1円（10,000口 = 9,351円）」 |

（4）【附属明細表】

有価証券明細表

<株式以外の有価証券>

| 通貨 | 種類 | 銘柄 | 口数 | 評価額 | 備考 |
|----|-----------|---|------------|------------|----|
| 円 | 投資信託受益証券 | TRP Global Emerging Markets Bond Fund CAD Class | 63,596,658 | 43,843,536 | |
| | 親投資信託受益証券 | キャッシュ・マネジメント・マザーファンド | 313,329 | 318,404 | |
| | 合計 | 2銘柄 | 63,909,987 | 44,161,940 | |

<参考>

当ファンドは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

（1）貸借対照表

| 区分 | 令和1年7月16日現在 金額（円） | 令和2年1月16日現在 金額（円） |
|---------|----------------------|----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 1,677,052,280 | 2,006,767,313 |
| 地方債証券 | 60,159,000 | - |
| 特殊債券 | 1,168,139,276 | 1,694,745,703 |
| 社債券 | 902,323,500 | 1,004,004,500 |
| 未収利息 | 7,542,274 | 5,724,741 |
| 前払費用 | 2,498,368 | 959,766 |
| 流動資産合計 | 3,817,714,698 | 4,712,202,023 |
| 資産合計 | 3,817,714,698 | 4,712,202,023 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払金 | - | 100,265,000 |
| 未払解約金 | 5,082,384 | 15,203,468 |
| その他未払費用 | 4,287 | - |
| 流動負債合計 | 5,086,671 | 115,468,468 |
| 負債合計 | 5,086,671 | 115,468,468 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |

| | | |
|-------------|---------------|---------------|
| 元本 | 3,750,095,191 | 4,523,292,730 |
| 剰余金 | | |
| 剰余金又は欠損金（ ） | 62,532,836 | 73,440,825 |
| 元本等合計 | 3,812,628,027 | 4,596,733,555 |
| 純資産合計 | 3,812,628,027 | 4,596,733,555 |
| 負債純資産合計 | 3,817,714,698 | 4,712,202,023 |

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 項目 | 自 令和1年7月17日 至 令和2年1月16日 |
|--------------------|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。</p> |
| 2. 収益及び費用の計上基準 | <p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p> |

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | 令和1年7月16日現在 | 令和2年1月16日現在 |
|--------------------------------------|----------------|----------------|
| 1. 元本状況 | | |
| 開示対象ファンドの計算期間の期首における当該親投資信託の元本額 | 4,095,749,622円 | 3,750,095,191円 |
| 期中追加設定元本額 | 1,689,995,046円 | 2,995,005,507円 |
| 期中一部解約元本額 | 2,035,649,477円 | 2,221,807,968円 |
| 元本の内訳 | | |
| S M B C ファンドラップ・G-REIT | 75,972,909円 | 74,993,655円 |
| S M B C ファンドラップ・ヘッジファンド | 264,777,152円 | 272,562,419円 |
| S M B C ファンドラップ・欧州株 | 98,527,362円 | 97,208,177円 |
| S M B C ファンドラップ・新興国株 | 62,735,642円 | 61,560,384円 |
| S M B C ファンドラップ・コモディティ | 25,122,387円 | 25,020,445円 |
| S M B C ファンドラップ・米国債 | 132,079,044円 | 131,258,749円 |
| S M B C ファンドラップ・欧州債 | 67,177,761円 | 66,767,314円 |
| S M B C ファンドラップ・新興国債 | 57,893,851円 | 57,173,519円 |
| S M B C ファンドラップ・日本グロース株 | 165,592,586円 | 162,823,614円 |
| S M B C ファンドラップ・日本中小型株 | 37,687,925円 | 36,807,100円 |
| S M B C ファンドラップ・日本債 | 936,209,044円 | 937,853,773円 |
| D C 日本国債プラス | 612,217,868円 | 803,346,133円 |
| エマージング・ボンド・ファンド・円コース（毎月分配型） | 49,348,540円 | 40,823,289円 |
| エマージング・ボンド・ファンド・豪ドルコース（毎月分配型） | 172,702,552円 | 146,153,253円 |
| エマージング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース（毎月分配型） | 8,657,386円 | 6,593,044円 |
| エマージング・ボンド・ファンド・ブラジルリアルコース（毎月分配型） | 280,290,998円 | 244,866,548円 |
| エマージング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース（毎月分配型） | 6,908,654円 | 5,547,814円 |
| エマージング・ボンド・ファンド・トルコリラコース（毎月分配型） | 58,148,827円 | 28,254,362円 |
| エマージング・ボンド・ファンド（マネー・プールファンド） | 331,789,330円 | 304,851,913円 |
| 大和住銀 中国株式ファンド（マネー・ポートフォリオ） | 106,142,396円 | 196,823,214円 |
| エマージング好配当株オープン マネー・ポートフォリオ | 3,280,005円 | 3,171,171円 |
| エマージング・ボンド・ファンド・中国元コース（毎月分配型） | 1,580,276円 | 1,231,544円 |
| グローバル・ハイイールド債券ファンド（円コース） | 783,500円 | 733,569円 |

| | | |
|--|----------------|----------------|
| グローバル・ハイイールド債券ファンド(中国・インド・インドネシア通貨コース) | 607,304円 | 397,947円 |
| グローバル・ハイイールド債券ファンド(BRICs通貨コース) | 746,957円 | 617,814円 |
| グローバル・ハイイールド債券ファンド(世界6地域通貨コース) | 4,136,060円 | 3,369,463円 |
| 米国短期社債戦略ファンド2015-12(為替ヘッジあり) | 245,556円 | - |
| 米国短期社債戦略ファンド2015-12(為替ヘッジなし) | 245,556円 | - |
| グローバル・ハイイールド債券ファンド(マネープールファンド) | 38,099,748円 | 38,099,748円 |
| アジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア3通貨コース | 24,852,999円 | 24,452,529円 |
| アジア・ハイ・インカム・ファンド・円コース | 1,724,377円 | 1,665,918円 |
| アジア・ハイ・インカム・ファンド(マネープールファンド) | 1,000,746円 | 990,423円 |
| 日本株厳選ファンド・円コース | 270,889円 | 270,889円 |
| 日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース | 18,658,181円 | 18,658,181円 |
| 日本株厳選ファンド・豪ドルコース | 679,887円 | 679,887円 |
| 日本株厳選ファンド・アジア3通貨コース | 9,783円 | 9,783円 |
| 株式&通貨 資源ダブルフォーカス(毎月分配型) | 4,007,475円 | - |
| 日本株225・米ドルコース | 49,237円 | 49,237円 |
| 日本株225・ブラジルリアルコース | 393,895円 | 393,895円 |
| 日本株225・豪ドルコース | 147,711円 | 147,711円 |
| 日本株225・資源3通貨コース | 49,237円 | 49,237円 |
| グローバルCBオープン・高金利通貨コース | 598,533円 | 598,533円 |
| グローバルCBオープン・円コース | 827,757円 | 827,757円 |
| グローバルCBオープン(マネープールファンド) | 2,005,694円 | 2,008,510円 |
| オーストラリア高配当株プレミアム(毎月分配型) | 1,057,457円 | 1,057,457円 |
| スマート・ストラテジー・ファンド(毎月決算型) | 12,541,581円 | 12,541,581円 |
| スマート・ストラテジー・ファンド(年2回決算型) | 4,566,053円 | 4,566,053円 |
| ボンド・アンド・カレンシー トータルリターン・ファンド(毎月決算型) | 14,309円 | 14,309円 |
| ボンド・アンド・カレンシー トータルリターン・ファンド(年2回決算型) | 12,837円 | 12,837円 |
| カナダ高配当株ツイン(毎月分配型) | 66,417,109円 | 66,417,109円 |
| 日本株厳選ファンド・米ドルコース | 196,696円 | 196,696円 |
| 日本株厳選ファンド・メキシコペソコース | 196,696円 | 196,696円 |
| 日本株厳選ファンド・トルコリラコース | 196,696円 | 196,696円 |
| エマージング・ボンド・ファンド・カナダドルコース(毎月分配型) | 406,607円 | 313,329円 |
| エマージング・ボンド・ファンド・メキシコペソコース(毎月分配型) | 3,368,872円 | 2,173,642円 |
| カナダ高配当株ファンド | 984円 | 984円 |
| 米国短期社債戦略ファンド2015-10(為替ヘッジあり) | 149,304円 | - |
| 米国短期社債戦略ファンド2015-10(為替ヘッジなし) | 215,194円 | - |
| 米国短期社債戦略ファンド2017-03(為替ヘッジあり) | 1,751,754円 | 1,751,754円 |
| 世界リアルアセット・バランス(毎月決算型) | 1,451,601円 | 1,451,601円 |
| 世界リアルアセット・バランス(資産成長型) | 2,567,864円 | 2,567,864円 |
| 米国分散投資戦略ファンド(1倍コース) | - | 127,362,700円 |
| 米国分散投資戦略ファンド(3倍コース) | - | 502,313,804円 |
| 米国分散投資戦略ファンド(5倍コース) | - | 445,153円 |
| 合計 | 3,750,095,191円 | 4,523,292,730円 |
| 2. 受益権の総数 | 3,750,095,191口 | 4,523,292,730口 |

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

| 項目 | 自 令和1年7月17日 至 令和2年1月16日 |
|-----------------|---|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。 |
| 2. 金融商品の内容及びリスク | 当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスクであります。 |

| | |
|--|--|
| <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> | <p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング及びファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理及びコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベル及び頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員及びリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。</p> |
|--|--|

金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | 令和2年1月16日現在 |
|--------------------------|---|
| 1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額 | 金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。 |
| 2. 時価の算定方法 | <p>(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p> |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(令和1年7月16日現在)

| 種類 | 計算期間の損益に含まれた評価差額(円) |
|-------|---------------------|
| 地方債証券 | 422,400 |
| 特殊債券 | 7,462,384 |
| 社債券 | 5,196,500 |
| 合計 | 13,081,284 |

「計算期間」とは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間（平成30年7月26日から令和1年7月16日まで）を指しております。

(令和2年1月16日現在)

| 種類 | 計算期間の損益に含まれた評価差額(円) |
|------|---------------------|
| 特殊債券 | 7,731,697 |
| 社債券 | 2,023,600 |
| 合計 | 9,755,297 |

「計算期間」とは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間（令和1年7月26日から令和2年1月16日まで）を指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(令和1年7月16日現在)

該当事項はありません。

(令和2年1月16日現在)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

(自 令和1年7月17日 至 令和2年1月16日)

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(1口当たり情報)

| 令和1年7月16日現在 | 令和2年1月16日現在 |
|--|--|
| 1口当たり純資産額 1.0167円 「1口 = 1円（10,000口 = 10,167円）」 | 1口当たり純資産額 1.0162円 「1口 = 1円（10,000口 = 10,162円）」 |

(3) 附属明細表

有価証券明細表

< 株式以外の有価証券 >

| 通貨 | 種類 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|----|------|---------------|---------------|---------------|----|
| 円 | 特殊債券 | 100 政保道路機構 | 157,000,000 | 157,245,548 | |
| | 特殊債券 | 104 政保道路機構 | 100,000,000 | 100,396,300 | |
| | 特殊債券 | 107 政保道路機構 | 348,000,000 | 349,658,220 | |
| | 特殊債券 | 122 政保道路機構 | 95,000,000 | 95,748,885 | |
| | 特殊債券 | 10政保地方公共団 | 100,000,000 | 100,196,500 | |
| | 特殊債券 | 11政保地方公共団 | 400,000,000 | 401,385,200 | |
| | 特殊債券 | 30 政保日本政策 | 390,000,000 | 390,115,050 | |
| | 特殊債券 | 203 政保預金保険 | 100,000,000 | 100,000,000 | |
| | 社債券 | 43 住友化学 | 100,000,000 | 100,386,200 | |
| | 社債券 | 6 日本電産 | 100,000,000 | 99,980,200 | |
| | 社債券 | 8 ドンキホーテHD | 100,000,000 | 100,059,000 | |
| | 社債券 | 3 大日本印刷 | 100,000,000 | 101,216,500 | |
| | 社債券 | 24 リコーリース | 100,000,000 | 99,980,500 | |
| | 社債券 | 184 オリックス | 100,000,000 | 100,049,700 | |
| | 社債券 | 15東日本旅客鉄道 | 100,000,000 | 101,555,200 | |
| | 社債券 | 495 東北電力 | 100,000,000 | 100,049,900 | |
| | 社債券 | 316 北海道電力 | 100,000,000 | 100,487,300 | |
| | 社債券 | 2 ファーストリテイリング | 100,000,000 | 100,240,000 | |
| 合計 | | 18銘柄 | 2,690,000,000 | 2,698,750,203 | |

< 参考 >

当ファンドは、「TRP Global Emerging Markets Bond Fund CAD Class」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、この投資信託の受益証券であり、ケイマン籍の円建て外国投資信託です。なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

この投資信託は、2019年3月31日に計算期間が終了し、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務諸表が作成され、現地において独立監査人による財務諸表の監査を受けております。

以下の「貸借対照表」、「損益計算書」、「純資産変動計算書」及び「有価証券明細表」等は、「TRP Global Emerging Markets Bond Fund」の2019年3月31日現在の財務諸表の原文を委託会社で抜粋・翻訳したものであります。

貸借対照表

2019年3月31日現在

(単位：円)

資産の部

| | |
|----------------------------------|-----------------------|
| 有価証券（公正価値）（取得原価 73,357,042,181円） | 72,642,404,444 |
| 外貨建現金（公正価値）（取得原価 2,105,473円） | 1,913,909 |
| 外国為替予約取引に係る評価益 | 254,672,170 |
| 未収金： | |
| 有価証券売却分 | 1,056,044,580 |
| 未収利息 | 1,041,356,121 |
| 受益証券発行分 | 3,410,722 |
| その他資産 | 649,541 |
| 資産 合計 | 75,000,451,487 |

負債の部

| | |
|----------------|---------------|
| 外国為替予約取引に係る評価損 | 2,029,116,934 |
|----------------|---------------|

未払金：

| | |
|-------------|----------------------|
| 有価証券購入分 | 682,566,520 |
| 受益証券償還分 | 228,715,527 |
| 管理会社報酬 | 19,856,263 |
| カストディーフィー | 11,542,781 |
| 専門家報酬 | 8,820,927 |
| 名義書換代理人報酬 | 3,188,769 |
| 受託会社報酬 | 1,136,518 |
| 負債合計 | 2,984,944,239 |

純資産

72,015,507,248

純資産

| | |
|-------------------|-----------------------|
| Class A-JPY Class | 6,513,572,398 |
| Class B-AUD Class | 19,970,476,316 |
| Class C-NZD Class | 1,399,133,016 |
| Class D-BRL Class | 30,133,528,681 |
| Class E-ZAR Class | 899,206,581 |
| Class F-TRY Class | 12,302,846,273 |
| Class H-CNY Class | 297,529,031 |
| Class I-CAD Class | 49,491,827 |
| Class J-MXN Class | 449,723,125 |
| | 72,015,507,248 |

発行済み受益証券

| | |
|-------------------|-------------------|
| Class A-JPY Class | 13,273,299,240 |
| Class B-AUD Class | 34,477,737,978 |
| Class C-NZD Class | 2,047,593,263 |
| Class D-BRL Class | 1,206,887,837,134 |
| Class E-ZAR Class | 9,937,098,479 |
| Class F-TRY Class | 54,866,408,732 |
| Class H-CNY Class | 313,768,988 |
| Class I-CAD Class | 75,697,956 |
| Class J-MXN Class | 770,330,279 |

受益証券一口当たりの純資産

| | |
|-------------------|--------|
| Class A-JPY Class | 0.4907 |
| Class B-AUD Class | 0.5792 |
| Class C-NZD Class | 0.6833 |
| Class D-BRL Class | 0.0250 |
| Class E-ZAR Class | 0.0905 |
| Class F-TRY Class | 0.2242 |
| Class H-CNY Class | 0.9482 |

| | |
|-------------------|--------|
| Class I-CAD Class | 0.6538 |
| Class J-MXN Class | 0.5838 |

損益計算書（2019年3月31日に終了した年度）

収 益

| | |
|-------------------------|----------------------|
| 受取利息（源泉税 3,465,401円控除後） | 5,459,423,761 |
| 収益 合計 | 5,459,423,761 |

費 用

| | |
|-------------|--------------------|
| 管理会社報酬 | 65,092,478 |
| カスタディーフィー | 36,155,004 |
| 名義書換代理人報酬 | 10,151,900 |
| 専門家報酬 | 9,012,336 |
| 受託会社報酬 | 3,420,695 |
| 登録費用 | 716,303 |
| その他費用 | 768,104 |
| 費用合計 | 125,316,820 |

| | |
|------------|----------------------|
| 純利益 | 5,334,106,941 |
|------------|----------------------|

実現及び未実現（損）益：

実現（損）益：

| | |
|------------------|-------------------------|
| 有価証券 | (602,268,014) |
| 外国為替取引及び外国為替予約取引 | (13,936,550,048) |
| 実現損 合計 | (14,538,818,062) |

未実現（損）益の変動：

| | |
|-------------------|----------------------|
| 有価証券 | 1,274,571,859 |
| 外国為替取引及び外国為替予約取引 | 1,267,344,937 |
| 未実現益の変動 合計 | 2,541,916,796 |

| | |
|--------------------|-------------------------|
| 実現及び未実現損 合計 | (11,996,901,266) |
|--------------------|-------------------------|

| | |
|------------------------|------------------------|
| 運用による純資産の減少額 合計 | (6,662,794,325) |
|------------------------|------------------------|

純資産変動計算書（2019年3月31日に終了した年度）

運用による純資産の増（減）額：

| | |
|------------------------|------------------------|
| 純利益 | 5,334,106,941 |
| 実現損 | (14,538,818,062) |
| 未実現益の変動 | 2,541,916,796 |
| 運用による純資産の減少額 合計 | (6,662,794,325) |

| | |
|----------|------------------|
| 受益者への分配金 | (63,828,605,374) |
|----------|------------------|

| | |
|------------------------|----------------|
| ファンドの受益証券の取引による純資産の増加額 | 23,164,635,978 |
|------------------------|----------------|

| | |
|---------|------------------|
| 純資産の減少額 | (47,326,763,721) |
|---------|------------------|

純資産

| | |
|----|-----------------|
| 期首 | 119,342,270,969 |
|----|-----------------|

| | |
|----|----------------|
| 期末 | 72,015,507,248 |
|----|----------------|

有価証券明細表(2019年3月31日現在)

| 額面 | 銘柄 | 公正価値 |
|-----|---|---------------|
| | 確定利付証券 (99.0%) | (単位:円) |
| | アルゼンチン(6.3%) | |
| | 社債券 (0.6%) | |
| USD | Banco de Galicia y Buenos Aires S.A. 8.25% due 07/19/26 ^{(a),(b)} | 149,083,007 |
| USD | IRSA Propiedades Comerciales S.A. 8.75% due 03/23/23 ^{(a),(c)} | 192,985,050 |
| | 社債券 計 | 342,068,057 |
| | 国債 (5.8%) | |
| | Argentine Republic Government International Bond | |
| USD | 6.88% due 01/26/27 | 94,384,557 |
| USD | 7.50% due 04/22/26 | 2,441,368,416 |
| USD | 8.28% due 12/31/33 | 1,667,211,883 |
| | 国債 計 | 4,202,964,856 |
| | アルゼンチン 計(取得原価 5,922,242,288 円) | 4,545,032,913 |
| | オーストリア(0.5%) | |
| | 社債券 (0.5%) | |
| USD | Suzano Austria GmbH 6.00% due 01/15/29 ^(a) | 401,810,229 |
| | 社債券 計 | 401,810,229 |
| | オーストリア 計(取得原価 387,148,771 円) | 401,810,229 |
| | アゼルバイジャン(0.3%) | |
| | 社債券 (0.3%) | |
| USD | Southern Gas Corridor CJSC 6.88% due 03/24/26 | 186,573,234 |
| | 社債券 計 | 186,573,234 |
| | アゼルバイジャン 計(取得原価 185,455,666 円) | 186,573,234 |
| | バハマ (2.9%) | |
| | 国債 (2.9%) | |
| USD | Bahamas Government International Bond 6.00% due 11/21/28 ^(a) | 1,160,786,779 |
| USD | 7.13% due 04/02/38 | 942,740,488 |
| | 国債 計 | 2,103,527,267 |
| | バハマ 計(取得原価 1,785,953,900 円) | 2,103,527,267 |
| | バミューダ(0.4%) | |
| | 国債 (0.4%) | |
| USD | Bermuda Government International Bond 4.75% due 02/15/29 ^(a) | 338,672,573 |
| | 国債 計 | 338,672,573 |
| | バミューダ 計(取得原価 326,647,132 円) | 338,672,573 |
| | ブラジル (4.1%) | |
| | 社債券 (1.4%) | |
| USD | Banco BTG Pactual S.A. 7.75% due 02/15/29 ^{(a),(b)} | 201,540,779 |
| USD | Banco do Brasil S.A. 9.00% ^{(a),(b),(c)} | 422,354,029 |
| USD | Cosan Overseas, Ltd. 8.25% ^{(a),(d)} | 135,810,492 |
| USD | Globo Comunicacao e Participacoes S.A. 5.13% due 03/31/27 ^(a) | 123,090,711 |
| USD | Itau Unibanco Holding S.A. 6.13% ^{(a),(b),(c)} | 151,421,283 |
| | 社債券 計 | 1,034,217,294 |
| | 国債 (2.7%) | |
| | Brazilian Government International Bond | |
| USD | 4.63% due 01/13/28 ^(a) | 704,121,286 |
| USD | 5.00% due 01/27/45 | 1,120,040,172 |
| USD | 5.63% due 01/07/41 | 111,377,886 |
| | 国債 計 | 1,935,539,344 |
| | ブラジル 計(取得原価 2,784,477,703 円) | 2,969,756,638 |
| | 中国(1.4%) | |
| | 社債券 (1.4%) | |
| USD | CAR, Inc. 6.13% due 02/04/20 ^(a) | 58,326,558 |

| | 額面 | 銘柄 | 公正価値 |
|-----|------------|---|----------------------|
| | | 確定利付証券 (99.0%) (続き) | (単位: 円) |
| | | 中国 1.4% (続き) | |
| | | 社債券 (1.4%) (続き) | |
| | | China Evergrande Group | |
| USD | 1,000,000 | 6.25% due 06/28/21 | 105,774,237 |
| | | CIFI Holdings Group Co., Ltd. | |
| USD | 513,000 | 6.55% due 03/28/24 ^(a) | 56,651,318 |
| USD | 800,000 | 7.63% due 03/02/21 | 91,611,936 |
| | | CNRC Capitale, Ltd. | |
| USD | 500,000 | 3.90% ^{(a), (b), (c)} | 54,913,263 |
| | | Country Garden Holdings Co., Ltd. | |
| USD | 1,200,000 | 4.75% due 01/17/23 ^(a) | 128,140,288 |
| USD | 500,000 | 8.00% due 01/27/24 ^(a) | 58,847,173 |
| | | Easy Tactic, Ltd. | |
| USD | 1,000,000 | 9.13% due 07/28/22 ^(a) | 117,465,672 |
| | | State Grid Overseas Investment 2013, Ltd. | |
| USD | 1,590,000 | 4.38% due 05/22/43 | 188,119,196 |
| | | Yuzhou Properties Co., Ltd. | |
| USD | 1,000,000 | 7.90% due 05/11/21 ^(a) | 114,600,701 |
| | | 社債券 計 | 974,450,342 |
| | | 中国 計(取得原価 948,197,393 円) | 974,450,342 |
| | | コロンビア (2.3%) | |
| | | 国債 (2.3%) | |
| | | Colombia Government International Bond | |
| USD | 1,650,000 | 4.00% due 02/26/24 ^(a) | 188,521,898 |
| USD | 950,000 | 5.63% due 02/26/44 ^(a) | 118,788,800 |
| USD | 10,400,000 | 6.13% due 01/18/41 | 1,362,942,302 |
| | | 国債 計 | 1,670,253,000 |
| | | コロンビア 計(取得原価 1,458,681,763 円) | 1,670,253,000 |
| | | コンゴ共和国 (0.1%) | |
| | | 社債券 (0.1%) | |
| | | HTA Group, Ltd. | |
| USD | 950,000 | 9.13% due 03/08/22 ^(a) | 110,030,584 |
| | | 社債券 計 | 110,030,584 |
| | | コンゴ共和国 計(取得原価 114,916,366 円) | 110,030,584 |
| | | コスタリカ (1.3%) | |
| | | 社債券 (0.2%) | |
| | | Instituto Costarricense de Electricidad | |
| USD | 1,000,000 | 6.95% due 11/10/21 | 110,269,929 |
| | | 社債券 計 | 110,269,929 |
| | | 国債 (1.1%) | |
| | | Costa Rica Government International Bond | |
| USD | 420,000 | 4.25% due 01/26/23 | 44,163,779 |
| USD | 2,265,000 | 4.38% due 04/30/25 | 231,588,036 |
| USD | 2,575,000 | 7.00% due 04/04/44 | 272,687,020 |
| USD | 2,425,000 | 7.16% due 03/12/45 | 260,023,273 |
| | | 国債 計 | 808,462,108 |
| | | コスタリカ 計(取得原価 906,931,051 円) | 918,732,037 |
| | | ドミニカ共和国 (2.0%) | |
| | | 国債 (2.0%) | |
| | | Dominican Republic International Bond | |
| USD | 12,073,000 | 6.85% due 01/27/45 | 1,434,852,104 |
| | | 国債 計 | 1,434,852,104 |
| | | ドミニカ共和国 計(取得原価 1,412,640,917 円) | 1,434,852,104 |
| | | エクアドル (2.4%) | |
| | | 国債 (2.4%) | |
| | | Ecuador Government International Bond | |
| USD | 16,200,000 | 7.95% due 06/20/24 | 1,790,855,596 |
| | | 国債 計 | 1,790,855,596 |
| | | エクアドル 計(取得原価 1,730,761,583 円) | 1,790,855,596 |

| 額面 | | 銘柄 | 公正価値 |
|---------------------------------|------------|---|---------------|
| | | | (単位：円) |
| 確定利付証券 (99.0%) (続き) | | | |
| エジプト (1.4%) | | | |
| 国債 (1.4%) | | | |
| | | Egypt Government International Bond | |
| USD | 1,900,000 | 6.59% due 02/21/28 | 206,544,670 |
| USD | 7,300,000 | 8.50% due 01/31/47 | 826,818,008 |
| 国債 計 | | | 1,033,362,678 |
| エジプト 計(取得原価 1,094,573,919 円) | | | 1,033,362,678 |
| エルサルバドル (1.8%) | | | |
| 国債 (1.8%) | | | |
| | | El Salvador Government International Bond | |
| USD | 6,575,000 | 6.38% due 01/18/27 | 715,935,139 |
| USD | 1,000,000 | 8.63% due 02/28/29 ^(a) | 123,276,523 |
| USD | 3,425,000 | 8.63% due 02/28/29 | 422,222,092 |
| 国債 計 | | | 1,261,433,754 |
| エルサルバドル 計(取得原価 1,249,168,893 円) | | | 1,261,433,754 |
| ガーナ (2.1%) | | | |
| 国債 (2.1%) | | | |
| | | Ghana Government International Bond | |
| USD | 9,800,000 | 8.13% due 01/18/26 | 1,115,898,478 |
| USD | 3,000,000 | 10.75% due 10/14/30 | 405,163,542 |
| 国債 計 | | | 1,521,062,020 |
| ガーナ 計(取得原価 1,617,582,322 円) | | | 1,521,062,020 |
| グレナダ (0.3%) | | | |
| 国債 (0.3%) | | | |
| | | Grenada Government International Bond | |
| USD | 2,420,073 | 7.00% due 05/12/30 | 247,106,175 |
| 国債 計 | | | 247,106,175 |
| グレナダ 計(取得原価 234,107,578 円) | | | 247,106,175 |
| 香港 (2.1%) | | | |
| 社債券 (2.1%) | | | |
| | | CNAC HK Finbridge Co., Ltd. | |
| USD | 9,800,000 | 4.63% due 03/14/23 | 1,127,000,516 |
| | | WTT Investment, Ltd. | |
| USD | 1,830,000 | 5.50% due 11/21/22 ^(a) | 202,835,096 |
| | | Yanlord Land HK Co., Ltd. | |
| USD | 1,355,000 | 6.75% due 04/23/23 ^(a) | 153,090,070 |
| 社債券 計 | | | 1,482,925,682 |
| 香港 計(取得原価 1,414,822,152 円) | | | 1,482,925,682 |
| インド (2.3%) | | | |
| 社債券 (0.2%) | | | |
| | | HPCL-Mittal Energy, Ltd. | |
| USD | 1,110,000 | 5.25% due 04/28/27 | 119,371,482 |
| 社債券 計 | | | 119,371,482 |
| 国債 (2.1%) | | | |
| | | Export-Import Bank of India | |
| USD | 14,100,000 | 3.38% due 08/05/26 | 1,505,623,411 |
| 国債 計 | | | 1,505,623,411 |
| インド 計(取得原価 1,642,886,535 円) | | | 1,624,994,893 |
| インドネシア (4.0%) | | | |
| 社債券 (3.1%) | | | |
| | | Indonesia Asahan Aluminium Persero PT | |
| USD | 1,700,000 | 5.71% due 11/15/23 | 203,182,846 |
| USD | 1,810,000 | 6.53% due 11/15/28 | 229,090,818 |
| | | Pertamina Persero PT | |
| USD | 11,322,000 | 6.00% due 05/03/42 | 1,363,990,100 |
| | | Perusahaan Listrik Negara PT | |
| USD | 3,500,000 | 5.38% due 01/25/29 | 411,635,455 |
| 社債券 計 | | | 2,207,899,219 |
| 国債 (0.9%) | | | |
| | | Perusahaan Penerbit SBSN Indonesia III | |
| USD | 5,800,000 | 4.15% due 03/29/27 | 649,676,664 |
| 国債 計 | | | 649,676,664 |
| インドネシア 計(取得原価 2,505,155,117 円) | | | 2,857,575,883 |

| 額面 | 銘柄 | 公正価値 |
|-----|--|---------------|
| | 確定利付証券 (99.0%) (続き) | (単位: 円) |
| | アイルランド (0.2%) | |
| | 社債券 (0.2%) | |
| USD | C&W Senior Financing DAC 7.50% due 10/15/26 ^{(a), (c)} | 114,282,260 |
| | 社債券 計 | 114,282,260 |
| | アイルランド 計(取得原価 109,284,511 円) | 114,282,260 |
| | イスラエル (1.2%) | |
| | 社債券 (1.2%) | |
| USD | Israel Chemicals, Ltd. 6.38% due 05/31/38 ^{(a), (c)} | 214,293,019 |
| USD | Israel Electric Corp., Ltd. 4.25% due 08/14/28 ^(c) | 145,099,897 |
| USD | 7.75% due 12/15/27 | 514,307,528 |
| | 社債券 計 | 873,700,444 |
| | イスラエル 計(取得原価 711,036,935 円) | 873,700,444 |
| | コートジボワール (1.5%) | |
| | 国債 (1.5%) | |
| USD | Ivory Coast Government International Bond 5.75% due 12/31/32 ^(a) | 856,628,642 |
| EUR | 6.63% due 03/22/48 | 213,954,389 |
| | 国債 計 | 1,070,583,031 |
| | コートジボワール 計(取得原価 1,121,359,673 円) | 1,070,583,031 |
| | ジャマイカ (1.2%) | |
| | 国債 (1.2%) | |
| USD | Jamaica Government International Bond 7.88% due 07/28/45 | 810,214,185 |
| USD | 8.00% due 03/15/39 | 66,480,730 |
| | 国債 計 | 876,694,915 |
| | ジャマイカ 計(取得原価 770,235,083 円) | 876,694,915 |
| | カザフスタン (1.8%) | |
| | 社債券 (1.8%) | |
| USD | KazMunayGas National Co. JSC 5.38% due 04/24/30 | 1,093,396,285 |
| USD | 6.38% due 10/24/48 | 178,339,505 |
| | 社債券 計 | 1,271,735,790 |
| | カザフスタン 計(取得原価 1,163,115,775 円) | 1,271,735,790 |
| | ケニア (0.3%) | |
| | 国債 (0.3%) | |
| USD | Kenya Government International Bond 7.25% due 02/28/28 | 201,739,347 |
| | 国債 計 | 201,739,347 |
| | ケニア 計(取得原価 195,288,428 円) | 201,739,347 |
| | ルクセンブルグ (1.3%) | |
| | 社債券 (1.3%) | |
| USD | Adecoagro S.A. 6.00% due 09/21/27 ^{(a), (c)} | 47,068,795 |
| USD | 6.00% due 09/21/27 ^(a) | 228,022,164 |
| USD | CSN Resources S.A. 7.63% due 02/13/23 ^(a) | 111,238,423 |
| USD | Minerva Luxembourg S.A. 6.50% due 09/20/26 ^(a) | 136,169,693 |
| USD | Rede D'or Finance Sarl 4.95% due 01/17/28 ^(a) | 106,167,406 |
| USD | Rumo Luxembourg Sarl 5.88% due 01/18/25 ^(a) | 276,980,214 |
| | 社債券 計 | 905,646,695 |
| | ルクセンブルグ 計(取得原価 917,835,276 円) | 905,646,695 |
| | マレーシア (0.5%) | |
| | 社債券 (0.5%) | |
| USD | Press Metal Labuan, Ltd. 4.80% due 10/30/22 ^(a) | 327,492,890 |
| | 社債券 計 | 327,492,890 |
| | マレーシア 計(取得原価 343,756,343 円) | 327,492,890 |

| 額面 | 銘柄 | 公正価値 |
|-----|---|----------------------|
| | 確定利付証券 (99.0%) (続き) | (単位: 円) |
| | メキシコ (7.4%) | |
| | 社債券 (7.4%) | |
| USD | Axtel SAB de CV 6.38% due 11/14/24 ^(a) | 355,413,956 |
| USD | Banco Santander Mexico S.A. Institucion de Banca Multiple Grupo Financiero Santand 8.50% ^{(a), (b), (c)} | 116,135,017 |
| USD | Cemex SAB de CV 7.75% due 04/16/26 ^(a) | 419,174,021 |
| USD | Cometa Energia S.A. de CV 6.38% due 04/24/35 ^(a) | 503,829,326 |
| USD | Controladora Mabe S.A. de CV 5.60% due 10/23/28 ^(a) | 100,233,567 |
| USD | Mexico City Airport Trust 5.50% due 07/31/47 ^{(a), (c)} | 245,720,695 |
| USD | 5.50% due 07/31/47 ^(a) | 1,106,255,048 |
| USD | Petroleos Mexicanos 5.63% due 01/23/46 | 253,710,492 |
| USD | 845,000 6.50% due 01/23/29 | 92,850,739 |
| USD | 8,990,000 6.50% due 06/02/41 | 903,204,315 |
| USD | 7,000,000 6.63% due 06/15/38 | 718,622,349 |
| USD | 3,400,000 6.75% due 09/21/47 | 346,410,838 |
| USD | Sixsigma Networks Mexico S.A. de CV 7.50% due 05/02/25 ^(a) | 184,307,124 |
| | 社債券 計 | 5,345,867,487 |
| | メキシコ 計(取得原価 5,199,976,915 円) | 5,345,867,487 |
| | モンゴル(0.3%) | |
| | 国債 (0.3%) | |
| USD | Development Bank of Mongolia LLC 7.25% due 10/23/23 | 202,905,740 |
| | 国債 計 | 202,905,740 |
| | モンゴル 計(取得原価 196,719,651 円) | 202,905,740 |
| | オランダ(4.1%) | |
| | 社債券 (4.1%) | |
| USD | Bharti Airtel International Netherlands BV 5.35% due 05/20/24 | 114,926,890 |
| USD | Equate Petrochemical BV 4.25% due 11/03/26 | 190,393,117 |
| USD | Listrindo Capital BV 4.95% due 09/14/26 ^(a) | 212,053,086 |
| USD | Marfrig Holdings Europe BV 8.00% due 06/08/23 ^(a) | 395,801,251 |
| USD | Petrobras Global Finance BV 6.85% due 06/05/15 | 420,206,132 |
| USD | 4,950,000 7.38% due 01/17/27 | 603,967,357 |
| USD | 7,520,000 8.75% due 05/23/26 | 986,336,154 |
| | 社債券 計 | 2,923,683,987 |
| | オランダ 計(取得原価 2,901,604,559 円) | 2,923,683,987 |
| | ナイジェリア (2.5%) | |
| | 国債 (2.5%) | |
| USD | Nigeria Government International Bond 6.50% due 11/28/27 | 1,804,552,734 |
| | 国債 計 | 1,804,552,734 |
| | ナイジェリア 計(取得原価 1,850,262,273 円) | 1,804,552,734 |
| | オマーン (1.8%) | |
| | 社債券 (0.4%) | |
| USD | Ozcel Holdings SPC, Ltd. 6.63% due 04/24/28 | 328,495,869 |
| | 社債券 計 | 328,495,869 |
| | 国債 (1.4%) | |
| USD | Oman Government International Bond 4.75% due 06/15/26 ^(a) | 283,897,899 |
| USD | 7,050,000 6.75% due 01/17/48 | 695,214,824 |
| | 国債 計 | 979,112,723 |
| | オマーン 計(取得原価 1,408,629,172 円) | 1,307,608,592 |

| 額面 | | 銘柄 | 公正価値 |
|-----|------------|--|---------------|
| | | 確定利付証券(99.0%) (続き) | (単位:円) |
| | | パキスタン(0.4%) | |
| | | 国債(0.4%) | |
| | | Pakistan Government International Bond | |
| USD | 2,500,000 | 6.88% due 12/05/27 | 273,945,370 |
| | | 国債 計 | 273,945,370 |
| | | パキスタン 計(取得原価266,801,783円) | 273,945,370 |
| | | パナマ(0.6%) | |
| | | 国債(0.6%) | |
| | | Panama Government International Bond | |
| USD | 3,000,000 | 6.70% due 01/26/36 | 434,992,042 |
| | | 国債 計 | 434,992,042 |
| | | パナマ 計(取得原価437,107,146円) | 434,992,042 |
| | | パラグアイ(0.1%) | |
| | | 社債券(0.1%) | |
| | | Telefonica Celular del Paraguay S.A. | |
| USD | 900,000 | 5.88% due 04/15/27 ^(a) | 101,309,979 |
| | | 社債券 計 | 101,309,979 |
| | | パラグアイ 計(取得原価99,499,498円) | 101,309,979 |
| | | ペルー(0.3%) | |
| | | 社債券(0.3%) | |
| | | Peru LNG Srl | |
| USD | 2,010,000 | 5.38% due 03/22/30 | 232,488,304 |
| | | 社債券 計 | 232,488,304 |
| | | ペルー 計(取得原価214,127,494円) | 232,488,304 |
| | | サウジアラビア(0.4%) | |
| | | 社債券(0.3%) | |
| | | Almarai Sukuk, Ltd. | |
| USD | 1,655,000 | 4.31% due 03/05/24 | 185,970,628 |
| | | 社債券 計 | 185,970,628 |
| | | 国債(0.1%) | |
| | | Saudi Government International Bond | |
| USD | 630,000 | 5.00% due 04/17/49 | 72,363,984 |
| | | 国債 計 | 72,363,984 |
| | | サウジアラビア 計(取得原価250,170,277円) | 258,334,612 |
| | | セネガル(0.9%) | |
| | | 国債(0.9%) | |
| | | Senegal Government International Bond | |
| USD | 6,300,000 | 6.25% due 05/23/33 | 671,344,669 |
| | | 国債 計 | 671,344,669 |
| | | セネガル 計(取得原価716,724,151円) | 671,344,669 |
| | | セルビア(4.1%) | |
| | | 国債(4.1%) | |
| | | Serbia International Bond | |
| USD | 24,630,000 | 7.25% due 09/28/21 | 2,964,068,130 |
| | | 国債 計 | 2,964,068,130 |
| | | セルビア 計(取得原価3,148,322,972円) | 2,964,068,130 |
| | | 南アフリカ(7.3%) | |
| | | 社債券(4.1%) | |
| | | Eskom Holdings SOC, Ltd. | |
| USD | 4,585,000 | 6.35% due 08/10/28 | 523,258,960 |
| USD | 1,100,000 | 6.75% due 08/06/23 | 120,463,032 |
| USD | 16,750,000 | 7.13% due 02/11/25 | 1,837,801,503 |
| | | FirstRand Bank, Ltd. | |
| USD | 1,935,000 | 6.25% due 04/23/28 ^{(a),(b)} | 218,735,267 |
| | | MTN Mauritius Investments, Ltd. | |
| USD | 2,500,000 | 6.50% due 10/13/26 | 282,169,265 |
| | | 社債券 計 | 2,982,428,027 |
| | | 国債(3.2%) | |
| | | Republic of South Africa Government International Bond | |
| USD | 3,200,000 | 4.67% due 01/17/24 | 357,896,488 |
| USD | 1,000,000 | 5.38% due 07/24/44 | 103,287,145 |
| USD | 7,500,000 | 5.65% due 09/27/47 | 793,067,695 |
| USD | 7,910,000 | 5.88% due 09/16/25 | 925,611,115 |

| 額面 | 銘柄 | 公正価値 | |
|-----|---|---------------------------------------|---------------|
| | 確定利付証券 (99.0%) (続き) | (単位: 円) | |
| | 南アフリカ (7.3%) (続き) | | |
| | 国債 (3.2%) (続き) | | |
| USD | 1,000,000 | 6.25% due 03/08/41 | 114,911,726 |
| | 国債 計 | | 2,294,774,169 |
| | 南アフリカ 計(取得原価 5,482,471,150 円) | | 5,277,202,196 |
| | スリランカ (3.8%) | | |
| | 国債 (3.8%) | | |
| | Sri Lanka Government International Bond | | |
| USD | 8,720,000 | 6.13% due 06/03/25 | 942,256,110 |
| USD | 3,150,000 | 6.20% due 05/11/27 | 335,501,492 |
| USD | 7,555,000 | 6.25% due 07/27/21 | 848,703,311 |
| USD | 865,000 | 6.83% due 07/18/26 | 96,238,949 |
| USD | 4,295,000 | 6.85% due 11/03/25 | 479,576,943 |
| | 国債 計 | | 2,702,276,805 |
| | スリランカ 計(取得原価 2,770,869,394 円) | | 2,702,276,805 |
| | トルコ (8.6%) | | |
| | 社債券 (1.2%) | | |
| | Akbank T.A.S. | | |
| USD | 2,700,000 | 7.20% due 03/16/27 ^{(a),(b)} | 257,810,287 |
| | Turk Telekomunikasyon AS | | |
| USD | 1,500,000 | 4.88% due 06/19/24 | 148,285,799 |
| USD | 1,350,000 | 6.88% due 02/28/25 | 143,510,665 |
| | Turkiye Garanti Bankasi AS | | |
| USD | 1,200,000 | 6.13% due 05/24/27 ^{(a),(b)} | 112,498,505 |
| | Turkiye Sise ve Cam Fabrikalari AS | | |
| USD | 1,655,000 | 6.95% due 03/14/26 ^(a) | 177,455,518 |
| | 社債券 計 | | 839,560,774 |
| | 国債 (7.4%) | | |
| | Export Credit Bank of Turkey | | |
| USD | 1,000,000 | 5.38% due 02/08/21 | 105,936,612 |
| USD | 2,000,000 | 5.38% due 10/24/23 | 196,526,084 |
| | Turkey Government International Bond | | |
| USD | 1,000,000 | 4.25% due 04/14/26 | 93,245,912 |
| USD | 3,000,000 | 4.88% due 10/09/26 | 287,356,407 |
| USD | 1,210,000 | 4.88% due 04/16/43 | 99,524,669 |
| USD | 29,025,000 | 6.25% due 09/26/22 | 3,177,164,608 |
| USD | 1,800,000 | 6.88% due 03/17/36 | 181,965,473 |
| USD | 9,800,000 | 7.38% due 02/05/25 | 1,091,497,860 |
| USD | 900,000 | 11.88% due 01/15/30 | 128,648,133 |
| | 国債 計 | | 5,361,865,758 |
| | トルコ 計(取得原価 6,295,676,048 円) | | 6,201,426,532 |
| | ウクライナ (3.2%) | | |
| | 国債 (3.2%) | | |
| | Ukraine Government International Bond | | |
| USD | 17,350,000 | 7.75% due 09/01/25 | 1,834,631,856 |
| USD | 3,950,000 | 9.75% due 11/01/28 | 451,742,833 |
| | 国債 計 | | 2,286,374,689 |
| | ウクライナ 計(取得原価 2,461,832,897 円) | | 2,286,374,689 |
| | アラブ首長国連邦 (0.6%) | | |
| | 社債券 (0.6%) | | |
| | Emirates NBD Tier 1, Ltd. | | |
| USD | 2,200,000 | 5.75% ^{(a),(b),(c)} | 243,628,749 |
| | Ruwais Power Co. PJSC | | |
| USD | 1,420,000 | 6.00% due 08/31/36 | 184,677,919 |
| | 社債券 計 | | 428,306,668 |
| | アラブ首長国連邦 計(取得原価 443,844,405 円) | | 428,306,668 |
| | イギリス (0.3%) | | |
| | 社債券 (0.3%) | | |
| | MARB BondCo PLC | | |
| USD | 320,000 | 7.00% due 03/15/24 ^(a) | 35,153,910 |
| | Tullow Oil PLC | | |
| USD | 1,000,000 | 6.25% due 04/15/22 ^(a) | 111,487,464 |
| USD | 685,000 | 7.00% due 03/01/25 ^(a) | 76,535,715 |
| | 社債券 計 | | 223,177,089 |
| | イギリス 計 (取得原価 222,091,938 円) | | 223,177,089 |

| 額面 | 銘柄 | 純資産比率 (%) | 公正価値 |
|-----|--|-----------|----------------|
| | 確定利付証券 (99.0%) (続き) | | (単位:円) |
| | アメリカ (3.8%) | | |
| | 社債券 (0.8%) | | |
| USD | Azul Investments LLP 5.88% due 10/26/24 ^(a) | | 331,569,363 |
| USD | Kosmos Energy, Ltd. 7.13% due 04/04/26 ^(a) | | 86,322,953 |
| USD | SASOL Financing USA LLC 6.50% due 09/27/28 ^(a) | | 139,871,309 |
| | 社債券 計 | | 557,763,625 |
| | 国債 (3.0%) | | |
| USD | U.S. Treasury Note 1.63% due 07/31/19 ^(a) | | 2,188,250,700 |
| | 国債 計 | | 2,188,250,700 |
| | アメリカ 計(取得原価 2,783,228,383円) | | 2,746,014,325 |
| | ウズベキスタン(0.6%) | | |
| | 国債 (0.6%) | | |
| USD | Republic of Uzbekistan Bond 4.75% due 02/20/24 | | 334,403,961 |
| USD | 5.38% due 02/20/29 | | 77,081,254 |
| | 国債 計 | | 411,485,215 |
| | ウズベキスタン 計(取得原価 412,675,609円) | | 411,485,215 |
| | ベトナム(1.9%) | | |
| | 国債 (1.9%) | | |
| USD | Vietnam Government International Bond 4.80% due 11/19/24 | | 1,375,778,273 |
| | 国債 計 | | 1,375,778,273 |
| | ベトナム 計(取得原価 1,387,774,894円) | | 1,375,778,273 |
| | 確定利付証券 計(取得原価 72,004,673,682円) | | 71,288,026,412 |
| | 短期投資(1.9%) | | |
| | カナダ(1.5%) | | |
| | 定期預金(1.5%) | | |
| USD | Royal Bank of Canada 1.68% due 04/01/19 | | 1,071,665,621 |
| | 定期預金 計 | | 1,071,665,621 |
| | カナダ 計(取得原価 1,070,098,369円) | | 1,071,665,621 |
| | イギリス(0.0%) ^(b) | | |
| | 定期預金(0.0%) ^(b) | | |
| EUR | HSBC Bank PLC (0.57)% [^] due 04/01/19 | | 14,820,705 |
| | 定期預金 計 | | 14,820,705 |
| | イギリス 計(取得原価 14,770,200円) | | 14,820,705 |
| | アメリカ (0.4%) | | |
| | 定期預金(0.4%) | | |
| USD | JPMorgan Chase & Co. 1.68% due 04/01/19 | | 267,891,706 |
| | 定期預金 計 | | 267,891,706 |
| | アメリカ 計(取得原価 267,499,930円) | | 267,891,706 |
| | 短期投資 計(取得原価 1,352,368,499円) | | 1,354,378,032 |
| | 投資 計(取得原価 73,357,042,181円) | 100.9% | 72,642,404,444 |
| | 負債 (現金及びその他資産控除後) | (0.9) | (626,897,196) |
| | 純資産 | 100.0% | 72,015,507,248 |

^(a) コーラブル証券

^(b) 変動利付証券 (2019年3月31日現在)

^(c) 規則 144A 証券 - 1933年証券法規則 144A に基づく登録を免除された有価証券。これらの証券は、登録を免除され一般的には、適格機関投資家への転売が可能である。別段の指定がない限り、これらの証券は流動性が低いとはみなされない。

^(d) 永久債

^(e) 当該有価証券のすべて又は一部は外国為替予約取引の担保としてブローカーに保持される。

^(f) 0.05%未満

[^] ユーロ建ての短期投資の金利はゼロパーセント未満の場合があります。

ファンドレベル 外国為替予約取引 2019年3月31日現在

| 買 | 取引相手方 | 契約額 | 決済日 | 売 | 契約額 | 評価益 | 評価(損) | 評価(損) 益計 |
|-----|---------------------------|-----------|------------|-----|-----------|--------------|---------------|---------------|
| EUR | JPMorgan Chase & Co. | 2,923,837 | 04/17/2019 | USD | 3,315,435 | ¥ - | ¥ (3,118,267) | ¥ (3,118,267) |
| | Goldman Sachs Group, Inc. | 5,002,580 | 04/17/2019 | EUR | 4,361,376 | 10,960,497 | - | 10,960,497 |
| | | | | | | ¥ 10,960,497 | ¥ (3,118,267) | ¥ 7,842,230 |

Class A - JPY Class 外国為替予約取引 2019年3月31日現在

| 買 | 取引相手方 | 契約額 | 決済日 | 売 | 契約額 | 評価益 | 評価(損) | 評価(損) 益計 |
|-----|----------------------------|---------------|------------|-----|---------------|--------------|----------------|----------------|
| | Royal Bank of Scotland PLC | 6,729,731,450 | 04/02/2019 | USD | 61,042,586 | ¥ - | ¥ (26,503,849) | ¥ (26,503,849) |
| JPY | HSBC Bank PLC | 6,508,376,183 | 05/08/2019 | USD | 59,096,034 | - | (12,205,691) | (12,205,691) |
| USD | BNP Paribas S.A. | 994,000 | 04/02/2019 | JPY | 110,886,366 | - | (869,764) | (869,764) |
| USD | BNP Paribas S.A. | 37,000 | 04/02/2019 | JPY | 4,122,618 | - | (27,433) | (27,433) |
| USD | HSBC Bank PLC | 58,931,331 | 04/02/2019 | JPY | 6,508,376,183 | 14,183,960 | - | 14,183,960 |
| USD | JPMorgan Chase & Co. | 98,000 | 04/02/2019 | JPY | 10,939,779 | - | (93,072) | (93,072) |
| USD | JPMorgan Chase & Co. | 561,000 | 04/02/2019 | JPY | 62,602,831 | - | (510,966) | (510,966) |
| USD | Morgan Stanley | 109,000 | 04/02/2019 | JPY | 12,155,645 | - | (91,450) | (91,450) |
| USD | Morgan Stanley | 187,000 | 04/02/2019 | JPY | 20,648,028 | 49,260 | - | 49,260 |
| USD | JPMorgan Chase & Co. | 738,000 | 05/08/2019 | JPY | 81,447,598 | - | (17,608) | (17,608) |
| | | | | | | ¥ 14,233,220 | ¥ (40,319,833) | ¥ (26,086,613) |

Class B - AUD Class 外国為替予約取引 2019年3月31日現在

| 買 | 取引相手方 | 契約額 | 決済日 | 売 | 契約額 | 評価益 | 評価(損) | 評価(損) 益計 |
|-----|----------------------|-------------|------------|-----|-------------|-------------|-----------------|-----------------|
| AUD | Bank of America NA | 254,564,826 | 04/02/2019 | USD | 182,707,540 | ¥ - | ¥ (207,664,387) | ¥ (207,664,387) |
| AUD | BNP Paribas S.A. | 251,913,421 | 05/02/2019 | USD | 179,061,067 | - | (1,980,523) | (1,980,523) |
| USD | BNP Paribas S.A. | 178,959,294 | 04/02/2019 | AUD | 251,913,421 | 1,266,185 | - | 1,266,185 |
| USD | JPMorgan Chase & Co. | 1,879,000 | 04/02/2019 | AUD | 2,651,405 | - | (491,130) | (491,130) |
| USD | JPMorgan Chase & Co. | 367,000 | 05/02/2019 | AUD | 516,456 | - | (6,828) | (6,828) |
| | | | | | | ¥ 1,266,185 | ¥ (210,142,868) | ¥ (208,876,683) |

Class C - NZD Class 外国為替予約取引 2019年3月31日現在

| 買 | 取引相手方 | 契約額 | 決済日 | 売 | 契約額 | 評価益 | 評価(損) | 評価(損) 益計 |
|-----|----------------------------|------------|------------|-----|------------|-------------|----------------|---------------|
| NZD | JPMorgan Chase & Co. | 382,525 | 04/02/2019 | USD | 261,000 | ¥ - | ¥ (11,338) | ¥ (11,338) |
| NZD | JPMorgan Chase & Co. | 29,116 | 04/02/2019 | USD | 20,000 | - | (15,652) | (15,652) |
| NZD | JPMorgan Chase & Co. | 322,171 | 04/02/2019 | USD | 222,000 | - | (250,776) | (250,776) |
| NZD | Morgan Stanley | 94,420 | 04/02/2019 | USD | 64,000 | 44,051 | - | 44,051 |
| | Royal Bank of Scotland PLC | 17,982,656 | 04/02/2019 | USD | 12,348,834 | - | (9,288,451) | (9,288,451) |
| NZD | Standard Chartered Bank | 18,516,432 | 05/02/2019 | USD | 12,589,581 | 4,997,831 | - | 4,997,831 |
| USD | JPMorgan Chase & Co. | 79,000 | 04/02/2019 | NZD | 116,530 | - | (52,935) | (52,935) |
| USD | JPMorgan Chase & Co. | 122,000 | 04/02/2019 | NZD | 177,926 | 71,659 | - | 71,659 |
| USD | Standard Chartered Bank | 12,582,212 | 04/02/2019 | NZD | 18,516,432 | - | (5,175,209) | (5,175,209) |
| USD | JPMorgan Chase & Co. | 115,000 | 05/02/2019 | NZD | 168,575 | - | (3,185) | (3,185) |
| | | | | | | ¥ 5,113,541 | ¥ (14,797,546) | ¥ (9,684,005) |

Class D - BRL Class 外国為替予約取引 2019年3月31日現在

| 買 | 取引相手方 | 契約額 | 決済日 | 売 | 契約額 | 評価益 | 評価(損) | 評価(損) 益計 |
|-----|----------------------|-------------|------------|-----|------------|----------|---------------|---------------|
| BRL | BNP Paribas S.A. | 1,725,339 | 04/02/2019 | USD | 442,769 | ¥ 65,068 | ¥ - | ¥ 65,068 |
| BRL | Deutsche Bank AG | 286,569 | 04/02/2019 | USD | 73,541 | 10,807 | - | 10,807 |
| BRL | Deutsche Bank AG | 196,782,937 | 04/02/2019 | USD | 52,013,569 | - | (160,113,222) | (160,113,222) |
| BRL | JPMorgan Chase & Co. | 15,430,401 | 04/02/2019 | USD | 4,167,000 | - | (22,344,048) | (22,344,048) |

Class D - BRL Class 外国為替予約取引 2019年3月31日現在(続き)

| 買 | 取引相手方 | 契約額 | 決済日 | 売 | 契約額 | 評価益 | 評価(損) | 評価(損) 益計 |
|-----|----------------------------|-------------|------------|-----|-------------|------------|-----------------|-----------------|
| BRL | JPMorgan Chase & Co. | 1,878,163 | 04/02/2019 | USD | 497,000 | ¥ | ¥ (1,590,696) | ¥ (1,590,696) |
| BRL | JPMorgan Chase & Co. | 1,493,100 | 04/02/2019 | USD | 383,170 | 56,311 | - | 56,311 |
| BRL | JPMorgan Chase & Co. | 10,740,986 | 04/02/2019 | USD | 2,756,431 | 405,082 | - | 405,082 |
| BRL | Morgan Stanley | 4,560,194 | 04/02/2019 | USD | 1,173,221 | - | (154,593) | (154,593) |
| BRL | Morgan Stanley | 209,152,702 | 04/02/2019 | USD | 53,809,643 | - | (7,090,333) | (7,090,333) |
| BRL | Morgan Stanley | 196,965,619 | 04/02/2019 | USD | 50,546,775 | 7,428,295 | - | 7,428,295 |
| BRL | Royal Bank of Scotland PLC | 4,647,533 | 04/02/2019 | USD | 1,192,684 | 175,276 | - | 175,276 |
| BRL | Standard Chartered Bank | 211,945,251 | 04/02/2019 | USD | 54,390,959 | 7,993,231 | - | 7,993,231 |
| BRL | JPMorgan Chase & Co. | 16,426,172 | 05/03/2019 | USD | 4,214,000 | - | (93,754) | (93,754) |
| BRL | Morgan Stanley | 18,239,900 | 05/03/2019 | USD | 4,970,000 | - | (32,190,521) | (32,190,521) |
| BRL | Royal Bank of Canada | 194,513,060 | 05/03/2019 | USD | 51,913,064 | - | (223,221,726) | (223,221,726) |
| BRL | Standard Chartered Bank | 211,692,795 | 05/03/2019 | USD | 55,724,761 | - | (157,577,678) | (157,577,678) |
| BRL | Standard Chartered Bank | 1,346,734 | 05/03/2019 | USD | 353,715 | - | (915,114) | (915,114) |
| BRL | Deutsche Bank AG | 212,609,676 | 06/04/2019 | USD | 56,587,266 | - | (241,385,282) | (241,385,282) |
| BRL | Deutsche Bank AG | 286,569 | 06/04/2019 | USD | 76,323 | - | (330,948) | (330,948) |
| BRL | JPMorgan Chase & Co. | 1,281,358 | 06/04/2019 | USD | 338,000 | - | (1,119,908) | (1,119,908) |
| BRL | Standard Chartered Bank | 211,945,251 | 06/04/2019 | USD | 54,502,855 | - | (30,546,030) | (30,546,030) |
| BRL | Deutsche Bank AG | 16,095,807 | 07/02/2019 | USD | 4,131,686 | - | (2,536,080) | (2,536,080) |
| BRL | Morgan Stanley | 196,965,619 | 07/02/2019 | USD | 50,550,667 | - | (30,036,055) | (30,036,055) |
| USD | BNP Paribas S.A. | 462,000 | 04/02/2019 | BRL | 1,725,339 | 2,063,402 | - | 2,063,402 |
| USD | Deutsche Bank AG | 50,499,894 | 04/02/2019 | BRL | 196,782,937 | - | (7,421,406) | (7,421,406) |
| USD | Deutsche Bank AG | 76,674 | 04/02/2019 | BRL | 286,569 | 335,902 | - | 335,902 |
| USD | JPMorgan Chase & Co. | 3,959,864 | 04/02/2019 | BRL | 15,430,401 | - | (581,937) | (581,937) |
| USD | JPMorgan Chase & Co. | 395,000 | 04/02/2019 | BRL | 1,493,100 | 1,253,001 | - | 1,253,001 |
| USD | JPMorgan Chase & Co. | 481,988 | 04/02/2019 | BRL | 1,878,163 | - | (70,832) | (70,832) |
| USD | JPMorgan Chase & Co. | 2,807,000 | 04/02/2019 | BRL | 10,740,986 | 5,191,906 | - | 5,191,906 |
| USD | Morgan Stanley | 53,674,315 | 04/02/2019 | BRL | 209,152,702 | - | (7,887,914) | (7,887,914) |
| USD | Morgan Stanley | 1,170,271 | 04/02/2019 | BRL | 4,560,194 | - | (171,981) | (171,981) |
| USD | Morgan Stanley | 50,884,990 | 04/02/2019 | BRL | 196,965,619 | 30,005,540 | - | 30,005,540 |
| USD | Royal Bank of Scotland PLC | 1,202,000 | 04/02/2019 | BRL | 4,647,533 | 855,790 | - | 855,790 |
| USD | Standard Chartered Bank | 54,737,926 | 04/02/2019 | BRL | 211,945,251 | 30,409,328 | - | 30,409,328 |
| USD | Deutsche Bank AG | 4,151,186 | 05/03/2019 | BRL | 16,095,807 | 2,513,284 | - | 2,513,284 |
| USD | JPMorgan Chase & Co. | 330,000 | 05/03/2019 | BRL | 1,311,090 | - | (693,335) | (693,335) |
| USD | Morgan Stanley | 2,333,000 | 05/03/2019 | BRL | 9,092,401 | 98,139 | - | 98,139 |
| USD | Morgan Stanley | 212,000 | 05/03/2019 | BRL | 822,433 | 116,348 | - | 116,348 |
| | | | | | | ¥ | ¥ (928,073,393) | ¥ (839,096,683) |

Class E - ZAR Class 外国為替予約取引 2019年3月31日現在

| 買 | 取引相手方 | 契約額 | 決済日 | 売 | 契約額 | 評価益 | 評価(損) | 評価(損) 益計 |
|-----|----------------------|-------------|------------|-----|-------------|------------|----------------|----------------|
| USD | BNP Paribas S.A. | 41,000 | 04/02/2019 | ZAR | 595,567 | ¥ | ¥ (33,146) | ¥ (33,146) |
| USD | Citibank NA | 7,893,056 | 04/02/2019 | ZAR | 115,834,862 | - | (15,438,484) | (15,438,484) |
| USD | JPMorgan Chase & Co. | 77,000 | 04/02/2019 | ZAR | 1,112,094 | - | (13,050) | (13,050) |
| ZAR | Deutsche Bank AG | 117,325,738 | 04/02/2019 | USD | 8,422,531 | - | (31,721,539) | (31,721,539) |
| ZAR | JPMorgan Chase & Co. | 216,786 | 04/02/2019 | USD | 15,000 | 3,648 | - | 3,648 |
| ZAR | Citibank NA | 115,834,862 | 05/03/2019 | USD | 7,863,901 | 15,297,889 | - | 15,297,889 |
| | | | | | | ¥ | ¥ (47,206,219) | ¥ (31,904,682) |

Class F - TRY Class 外国為替予約取引 2019年3月31日現在

| 買 | 取引相手方 | 契約額 | 決済日 | 売 | 契約額 | 評価益 | 評価(損) | 評価(損) 益計 |
|-----|---------------------------------------|-------------|------------|-----|------------|-----|-----------------|-----------------|
| TRY | Barclays Bank PLC | 318,133,772 | 04/02/2019 | USD | 58,983,568 | ¥ | ¥ (295,557,558) | ¥ (295,557,558) |
| TRY | JPMorgan Chase & Co. | 11,602,285 | 04/02/2019 | USD | 2,138,000 | - | (9,326,726) | (9,326,726) |
| TRY | JPMorgan Chase & Co. Royal Bank of | 137,566 | 04/02/2019 | USD | 25,000 | - | (71,864) | (71,864) |
| TRY | Scotland PLC | 318,133,772 | 04/02/2019 | USD | 58,979,194 | - | (295,073,439) | (295,073,439) |
| TRY | Barclays Bank PLC | 39,506,227 | 05/03/2019 | USD | 6,783,000 | - | (3,373,426) | (3,373,426) |
| TRY | BNP Paribas S.A. | 313,423,566 | 05/03/2019 | USD | 53,792,769 | - | (24,520,429) | (24,520,429) |

Class F - TRY Class 外国為替予約取引 2019年3月31日現在(続き)

| 買 | 取引相手方 | 契約額 | 決済日 | 売 | 契約額 | 評価益 | 評価(損) | 評価(損) 益計 |
|-----|----------------------|-------------|------------|-----|-------------|---------------|-----------------|-----------------|
| TRY | HSBC Bank PLC | 313,424,000 | 05/03/2019 | USD | 54,866,346 | ¥ - | ¥ (143,008,619) | ¥ (143,008,619) |
| USD | BNP Paribas S.A. | 55,409,452 | 04/02/2019 | TRY | 313,423,566 | - | (7,747,046) | (7,747,046) |
| USD | BNP Paribas S.A. | 222,000 | 04/02/2019 | TRY | 1,226,623 | 539,466 | - | 539,466 |
| USD | BNP Paribas S.A. | 2,322,000 | 04/02/2019 | TRY | 13,104,904 | 253,098 | - | 253,098 |
| USD | HSBC Bank PLC | 56,498,242 | 04/02/2019 | TRY | 313,424,000 | 112,752,510 | - | 112,752,510 |
| USD | JPMorgan Chase & Co. | 1,234,000 | 04/02/2019 | TRY | 6,828,302 | 2,801,863 | - | 2,801,863 |
| USD | JPMorgan Chase & Co. | 1,656,000 | 05/03/2019 | TRY | 9,648,022 | 767,353 | - | 767,353 |
| | | | | | | ¥ 117,114,290 | ¥ (778,679,107) | ¥ (661,564,817) |

Class H - CNY Class 外国為替予約取引 2019年3月31日現在

| 買 | 取引相手方 | 契約額 | 決済日 | 売 | 契約額 | 評価益 | 評価(損) | 評価(損) 益計 |
|-----|-----------------------------|------------|------------|-----|------------|-------------|---------------|---------------|
| CNY | Credit Suisse International | 18,039,789 | 04/02/2019 | USD | 2,679,110 | ¥ 596,678 | ¥ - | ¥ 596,678 |
| CNY | HSBC Bank PLC | 18,308,870 | 04/02/2019 | USD | 2,735,157 | - | (1,174,785) | (1,174,785) |
| CNY | JPMorgan Chase & Co. | 603,765 | 04/02/2019 | USD | 90,000 | - | (17,014) | (17,014) |
| CNY | JPMorgan Chase & Co. | 288,818 | 04/02/2019 | USD | 43,000 | - | (2,322) | (2,322) |
| CNY | JPMorgan Chase & Co. | 389,296 | 04/02/2019 | USD | 57,815 | 12,876 | - | 12,876 |
| CNY | Morgan Stanley | 772,368 | 04/02/2019 | USD | 114,705 | 25,547 | - | 25,547 |
| CNY | Credit Suisse International | 18,039,789 | 05/07/2019 | USD | 2,688,493 | - | (482,148) | (482,148) |
| USD | Credit Suisse International | 2,689,816 | 04/02/2019 | CNY | 18,039,789 | 588,241 | - | 588,241 |
| USD | HSBC Bank PLC | 2,719,072 | 04/02/2019 | CNY | 18,308,870 | - | (605,578) | (605,578) |
| USD | JPMorgan Chase & Co. | 58,000 | 04/02/2019 | CNY | 389,296 | 7,621 | - | 7,621 |
| USD | JPMorgan Chase & Co. | 89,666 | 04/02/2019 | CNY | 603,765 | - | (19,970) | (19,970) |
| USD | JPMorgan Chase & Co. | 42,893 | 04/02/2019 | CNY | 288,818 | - | (9,552) | (9,552) |
| USD | Morgan Stanley | 115,000 | 04/02/2019 | CNY | 772,368 | 7,080 | - | 7,080 |
| | | | | | | ¥ 1,238,043 | ¥ (2,311,369) | ¥ (1,073,326) |

Class I - CAD Class 外国為替予約取引 2019年3月31日現在

| 買 | 取引相手方 | 契約額 | 決済日 | 売 | 契約額 | 評価益 | 評価(損) | 評価(損) 益計 |
|-----|----------------------------|---------|------------|-----|---------|-----------|---------------|-------------|
| CAD | JPMorgan Chase & Co. | 9,361 | 04/02/2019 | USD | 7,000 | ¥ 770 | ¥ - | ¥ 770 |
| CAD | Royal Bank of Scotland PLC | 582,893 | 04/02/2019 | USD | 443,662 | - | (812,115) | (812,115) |
| CAD | Royal Bank of Scotland PLC | 588,260 | 05/02/2019 | USD | 438,538 | 231,564 | - | 231,564 |
| USD | JPMorgan Chase & Co. | 3,000 | 04/02/2019 | CAD | 3,994 | 1,180 | - | 1,180 |
| USD | Royal Bank of Scotland PLC | 438,215 | 04/02/2019 | CAD | 588,260 | - | (235,485) | (235,485) |
| | | | | | | ¥ 233,514 | ¥ (1,047,600) | ¥ (814,086) |

Class J - MXN Class 外国為替予約取引 2019年3月31日現在

| 買 | 取引相手方 | 契約額 | 決済日 | 売 | 契約額 | 評価益 | 評価(損) | 評価(損) 益計 |
|-----|----------------------|------------|------------|-----|------------|-----------|---------------|---------------|
| MXN | Deutsche Bank AG | 77,094,447 | 04/02/2019 | USD | 4,002,630 | ¥ - | ¥ (3,102,576) | ¥ (3,102,576) |
| MXN | JPMorgan Chase & Co. | 2,109,617 | 04/02/2019 | USD | 109,000 | - | (26,438) | (26,438) |
| MXN | HSBC Bank PLC | 77,845,779 | 05/03/2019 | USD | 3,995,996 | - | (288,809) | (288,809) |
| USD | HSBC Bank PLC | 4,015,453 | 04/02/2019 | MXN | 77,845,779 | 234,633 | - | 234,633 |
| USD | JPMorgan Chase & Co. | 70,000 | 04/02/2019 | MXN | 1,358,285 | - | (2,909) | (2,909) |
| | | | | | | ¥ 234,633 | ¥ (3,420,732) | ¥ (3,186,099) |

通貨:

| | |
|-----|---------------|
| AUD | - オーストラリア・ドル |
| BRL | - ブラジル・レアル |
| CAD | - カナダ・ドル |
| CNY | - 中国・人民元 |
| EUR | - ユーロ |
| JPY | - 日本円 |
| MXN | - メキシコ・ペソ |
| NZD | - ニュージーランド・ドル |
| TRY | - トルコ・リラ |
| USD | - 米ドル |
| ZAR | - 南アフリカ・ランド |

デリバティブ取引の価値

以下の表は本ファンドのデリバティブ取引の要約である。

| 取引相手方 | デリバティブ 資産の価値 | デリバティブ 負債の価値 | 担保受取* | 担保差入* | 純額** |
|-----------------------------|----------------------|--------------------------|------------|--------------------------|------------------------|
| 店頭デリバティブ | | | | | |
| 外国為替予約取引 | | | | | |
| Bank of America NA | ¥ - | ¥ (207,664,387) | ¥ - | ¥ (207,664,387) | ¥ - |
| Barclays Bank PLC | - | (298,930,984) | - | (229,228,631) | (69,702,353) |
| BNP Paribas S.A. | 4,187,219 | (35,178,341) | - | - | (30,991,122) |
| Citibank NA | 15,297,889 | (15,438,484) | - | - | (140,595) |
| Credit Suisse International | 1,184,919 | (482,148) | - | - | 702,771 |
| Deutsche Bank AG | 2,859,993 | (446,611,053) | - | (443,751,060) | - |
| Goldman Sachs Group, Inc. | 10,960,497 | - | - | - | 10,960,497 |
| HSBC Bank PLC | 127,171,103 | (157,283,482) | - | (30,112,379) | - |
| JPMorgan Chase & Co. | 10,573,270 | (40,556,112) | - | (29,982,842) | - |
| Morgan Stanley | 37,774,260 | (77,622,847) | - | (39,848,587) | - |
| Royal Bank of Canada | - | (223,221,726) | - | (223,221,726) | - |
| Royal Bank of Scotland PLC | 1,262,630 | (331,913,339) | - | - | (330,650,709) |
| Standard Chartered Bank | 43,400,390 | (194,214,031) | - | (150,813,641) | - |
| 合計 | ¥ 254,672,170 | ¥ (2,029,116,934) | ¥ - | ¥ (1,354,623,253) | ¥ (419,821,511) |

* 実際の担保差入及び受入は、上記の記載より多い場合がある。

**純額は、デフォルトが発生した場合に取引相手方から（または取引相手方に）生じる受取り（または支払い）の額をあらわしている。
純額は、同一の法人格に対する同一の契約に基づく取引に関して損益を通算することが認められている。

添付の注記は、本財務諸表の不可欠の部分である。

財務諸表に関する注記（抜粋）

2019年3月31日現在

重要な会計方針

この決算書は、ファンドの当会計年度である2018年4月1日から2019年3月31日までの期間を反映したものである。以下は、本ファンドが米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（「米国GAAP」）に準拠して、その財務諸表を作成するにあたって継続して適用している重要な会計方針の要約である。米国GAAPに準拠した財務諸表を作成するにあたって、経営

陣は、財務諸表の報告額及び開示事項に影響する予想及び仮定を設定する必要がある。このような予想と実績は異なる可能性がある。

(A) 受益証券の純資産額の決定

本ファンドの純資産額(以下、「純資産額」)は、毎営業日(ニューヨーク証券取引所及びニューヨークの銀行が業務を行っている日及び受託会社が決定するその他の時点(以下、それぞれの「計算日」)において算出される。純資産額は、管理会社報酬、弁護士報酬、監査報酬並びにその他の専門家報酬及び費用等を含む、本ファンドの全ての資産及び負債を考慮して算出される。本ファンドの純資産額は日本円で算出される。日本円で表示される一口当たりの純資産額は、通常毎営業日に算出され、一口当たりの純資産は小数点第4位までとなるよう調整される。

(B) 有価証券の評価

純資産額を算出する目的上、市場の公表価格が容易に入手できる有価証券及びその他の資産は、公正価値で計上される。公正価値は通常、直前に報告された売却価格、または売却価格が報告されない場合には、相場報告システムもしくは主要なマーケット・メーカーまたは第三者の価格提供サービスから取得する価格を基に決定される。

国内外の債券及び非上場デリバティブは、通常、主要なマーケット・メーカーまたは価格提供サービスから得られる公表価格に基づいて評価される。独立した価格提供サービスから得られる価格は、マーケット・メーカーが提供する情報、または類似した性質を持つ投資もしくは有価証券に関する利回りのデータから取得した市場価格の概算を利用している。

先渡契約で購入した債券は、先渡決済日に決済されるまで毎日値洗いされる。最新の公表価格が存在しない、デフォルトあるいは破産手続き中の企業の証券は、最近の利用可能な市場価格や公表価格で評価される。残存60日以内の短期投資は、公正価値に近似する償却原価で評価される。

市場の公表価格が容易に入手できない有価証券及びその他の資産は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン社(アドミニストレーター)が誠実に決定した公正価値で評価するが、最終的な決定権はトラスティ-が負う。

最新の市場データまたは信頼性の高い市場データ(売買情報、ビッドアスク情報、ブローカー価格など)がない状況では、市場の公表価格は容易に入手できないとみなされる。こうした状況には、関連市場の終了後に本ファンドの有価証券やその他の資産の価値に重大な影響を及ぼすような事象が発生する場合も含まれる。さらに、非常の事態により証券取引所もしくは証券市場が終日開かれず、他の市場価格も入手できないような場合も、市場の公表価格は容易に入手できないとみなされる。

アドミニストレーターは、本ファンドの有価証券やその他の資産の価値に重大な影響を及ぼす可能性がある重要事象の監視、及びそうした重要事象が有価証券やその他の資産の価値に影響し、資産の再評価が必要かどうかの判断の責任を負う。

本ファンドが公正価値を用いて純資産額を決定する際、有価証券がその主要な取引市場の公表価格で評価されるのではなく、運用会社またはその指示により行動する者が公正価値を正確に反映していると考えられる方法により算出される価額で評価される場合がある。公正価値の評価には、有価証券の価値に関する主観的な判断を要することがある。

本ファンドの方針は、算出した本ファンドの純資産額が価格決定時点の有価証券の価値を適正に反映することを目指している。しかし、運用会社またはその指示により行動する者が決定した公正価値が、価格決定時点で当該有価証券を売却した場合に本ファンドが得る価格を正確に反映することは保証できない(例えば、強制処分または清算処分の場合など)。本ファンドが用いる価格は有価証券を売却した場合に実現されるであろう価値とは異なる場合があり、そうした相違は財務諸表に重大な影響を及ぼし得る。

< 公正価値測定 >

米国GAAPに基づく公正価値測定及び開示事項に関する当局の指針に従い、本ファンドは、公正価値の測定に用いられる評価技法に関するインプットに優先順位を付けており、それに基づき、その投資の公正価値を開示している。分類において、優先順位が最も高いのは、活発な市場で同一資産または負債における未調整の公表価格に基づく評価（レベル1）で、優先順位が最も低いのは、その評価にとって重大な、観察不可能なインプットに基づく評価（レベル3）である。当該指針は、公正価値の分類に次の3レベルを設定している。

- ・レベル1： 活発な市場における同一の資産または負債に係る（未調整の）公表価格に基づき測定した公正価値。
- ・レベル2： 資産または負債に係る直接的に（例えば、価格）または間接的に（例えば、価格から派生）観察可能なインプットのうち、レベル1に含まれる公表価格以外のインプットに基づき測定した公正価値。
- ・レベル3： 観察可能な市場データに基づかない資産または負債に係るインプット（観察不可能なインプット）に基づき測定した公正価値。

インプットは、様々な評価技法を適用する際に用いられ、また、リスクに対する仮定を含む、市場参加者が評価を決定するにあたって用いる様々な仮定を幅広く参照している。インプットには、価格情報、特定および広範な信用データ、流動性に関する統計値、及びその他の要素などが含まれる場合がある。

公正価値の分類内での金融商品のレベルは、公正価値測定において極めて重要なインプットの最低水準に基づいている。しかし、何をもち「観察可能」と判定するのには、運用会社による重要な判断が必要となる。運用会社は、容易に入手でき、定期的に配布または更新され、信頼性が高く検証可能で、独占的なものではなく、関連する市場に積極的に関与している独立した情報源によって提供されている市場データを観察可能なデータとみなしている。ある金融商品に関する分類は、その価格決定の透明性に基づくもので、当該商品に対する運用会社の認識したリスクとは必ずしも一致しない。

投資

公正価値が活発な市場の公表価格に基づいているためレベル1に分類される有価証券には、優先株式や普通株式が含まれている。本ファンドがその商品を大量に保有し、売却すると取引価格に影響を与え得ると合理的に判断できる状況においても、当該商品の公表価格は調整されない。

活発でない市場で取引されているものの、市場の公表価格、ディーラーの呼び値、または観察可能なインプットに基づくその他の価格情報源に基づいて評価されている投資はレベル2に分類される。これらには、社債やソブリン債、定期預金の他、一部の先物取引及び為替予約取引が含まれている。レベル2の投資は、活発な市場で取引されていない、または譲渡制限の対象となっているポジションを含むため、その評価は一般的に入手可能な市場情報に基づいた非流動性または非譲渡性を反映するように調整される。

レベル3に分類される金融資産は、取引頻度が低いため、観察不可能なインプットしか有しないことが顕著である。レベル3の金融資産には、プライベートエクイティーや一部の社債が含まれる。

内在的な評価価格の不確実性から、財務諸表に記載されている価値と、当該資産を売却することで得られる金額は大きく乖離する可能性がある。

デリバティブ取引

本ファンドは、ヘッジ目的で、予想ヘッジを含むデリバティブ取引を利用する場合がある。ヘッジ取引は、本ファンドが、デリバティブを用いて、他の保有有価証券に関連するリスクを相殺する一つの戦略である。ヘッジ取引は損失を減少させること

ができるが、一方で市場が本ファンドの想定と異なる方向に動く、あるいはデリバティブのコストがヘッジ取引の利益を上回ると、利益を減少させたり、損失を生じさせる場合がある。

またヘッジ取引は、デリバティブ取引の価値の変動が、想定したほどヘッジ対象有価証券の価値の変動に連動しないリスクがある。その場合、ヘッジ対象の保有有価証券の損失は減少せず、増加するかもしれない。

本ファンドのヘッジ戦略がリスクを減少させる、もしくはヘッジ取引自体が利用可能である、あるいはコストに見合う効果が得られるという保証はない。本ファンドにはヘッジ取引を用いる義務はなく、ヘッジ取引を用いない選択もできる。本ファンドがデリバティブ取引に投資すると、投資元本金額を超える損失を被る場合がある。また、適切なデリバティブ取引があらゆる環境で利用できるとは限らず、本ファンドが他のリスクへのエクスポージャーを減らすために効果があると思われる場合でも、デリバティブ取引を利用できる保証はない。

デリバティブは、証券取引所または店頭取引で当事者間の交渉により取引されることがある。先物取引や上場オプション取引などの取引所上場デリバティブ取引は、活発に取引されているとみなされるか否かに応じて、通常では公正価値のレベル1またはレベル2に分類される。

外国為替予約取引並びにスワップを含む店頭デリバティブ取引については、取引相手方、ディーラーまたはブローカーから受領する価格等、観察可能なインプットを入手でき、それらが信頼できるとみなされた場合には、それらを用いて評価する。モデルが使用されているような場合には、店頭デリバティブ取引の価値は、商品の契約条件や固有のリスク、さらには観察可能なインプットの入手可能性や信頼性に依存する。そのようなインプットとしては、参照する有価証券の市場価格、イールドカーブ、クレジットカーブ、ボラティリティ指標、期限前償還率及びそれぞれのインプットの相関関係などが挙げられる。

一般的な外国為替予約取引及びスワップのような店頭デリバティブ取引では、インプットは通常、市場データで確認できるため、レベル2に分類される。

インプットが観察不可能な店頭デリバティブ取引は、レベル3に分類される。こうした店頭デリバティブ取引の評価は、レベル1またはレベル2のインプットを一部で利用していても、公正価値の決定に重要とみなされる観察不可能なその他のインプットが含まれるからである。

各測定日にレベル1及びレベル2のインプットは観測可能なインプットを反映して更新されるが、その結果としての損益は、観察不可能なインプットが重要であることを理由としてレベル3に反映される。

次表は、2019年3月31日現在の貸借対照表に計上された金融商品を、公正価値の階層のレベル別に表示している。*

| (未調整) | | | | |
|------------|--|--|-------------------------------------|------------------------|
| 資産: | 活発な市場における同一の 投資に係る公表価格を 反映したインプット (Level 1) | 重要なその他の 観察可能な インプット (Level 2) | 重要な観察 不可能な インプット (Level 3) | 2019年3月31日 時点での公正価値 |
| 確定利付証券: | | | | |
| Argentina | / | - | / | 4,545,032,913 |
| Austria | - | 401,810,229 | - | 401,810,229 |
| Azerbaijan | - | 186,573,234 | - | 186,573,234 |
| Bahamas | - | 2,103,527,267 | - | 2,103,527,267 |
| Bermuda | - | 338,672,573 | - | 338,672,573 |
| Brazil | - | 2,969,756,638 | - | 2,969,756,638 |

| | | | | |
|----------------------|---|---------------|---|---------------|
| China | - | 974,450,342 | - | 974,450,342 |
| Colombia | - | 1,670,253,000 | - | 1,670,253,000 |
| Congo | - | 110,030,584 | - | 110,030,584 |
| Costa Rica | - | 918,732,037 | - | 918,732,037 |
| Dominican Republic | - | 1,434,852,104 | - | 1,434,852,104 |
| Ecuador | - | 1,790,855,596 | - | 1,790,855,596 |
| Egypt | - | 1,033,362,678 | - | 1,033,362,678 |
| El Salvador | - | 1,261,433,754 | - | 1,261,433,754 |
| Ghana | - | 1,521,062,020 | - | 1,521,062,020 |
| Grenada | - | 247,106,175 | - | 247,106,175 |
| Hong Kong | - | 1,482,925,682 | - | 1,482,925,682 |
| India | - | 1,624,994,893 | - | 1,624,994,893 |
| Indonesia | - | 2,857,575,883 | - | 2,857,575,883 |
| Ireland | - | 114,282,260 | - | 114,282,260 |
| Israel | - | 873,700,444 | - | 873,700,444 |
| Ivory Coast | - | 1,070,583,031 | - | 1,070,583,031 |
| Jamaica | - | 876,694,915 | - | 876,694,915 |
| Kazakhstan | - | 1,271,735,790 | - | 1,271,735,790 |
| Kenya | - | 201,739,347 | - | 201,739,347 |
| Luxembourg | - | 905,646,695 | - | 905,646,695 |
| Malaysia | - | 327,492,890 | - | 327,492,890 |
| Mexico | - | 5,345,867,487 | - | 5,345,867,487 |
| Mongolia | - | 202,905,740 | - | 202,905,740 |
| Netherlands | - | 2,923,683,987 | - | 2,923,683,987 |
| Nigeria | - | 1,804,552,734 | - | 1,804,552,734 |
| Oman | - | 1,307,608,592 | - | 1,307,608,592 |
| Pakistan | - | 273,945,370 | - | 273,945,370 |
| Panama | - | 434,992,042 | - | 434,992,042 |
| Paraguay | - | 101,309,979 | - | 101,309,979 |
| Peru | - | 232,488,304 | - | 232,488,304 |
| Saudi Arabia | - | 258,334,612 | - | 258,334,612 |
| Senegal | - | 671,344,669 | - | 671,344,669 |
| Serbia | - | 2,964,068,130 | - | 2,964,068,130 |
| South Africa | - | 5,277,202,196 | - | 5,277,202,196 |
| Sri Lanka | - | 2,702,276,805 | - | 2,702,276,805 |
| Turkey | - | 6,201,426,532 | - | 6,201,426,532 |
| Ukraine | - | 2,286,374,689 | - | 2,286,374,689 |
| United Arab Emirates | - | 428,306,668 | - | 428,306,668 |
| United Kingdom | - | 223,177,089 | - | 223,177,089 |
| United States | - | 2,746,014,325 | - | 2,746,014,325 |
| Uzbekistan | - | 411,485,215 | - | 411,485,215 |
| Vietnam | - | 1,375,778,273 | - | 1,375,778,273 |

短期投資

| | | | | |
|------------|----------|---------------------------|----------|---------------------------|
| 定期預金 | - | 1,354,378,032 | - | 1,354,378,032 |
| 投資計 | / | - / 72,642,404,444 | / | - / 72,642,404,444 |

金融デリバティブ取引****資産**

| | | | | | |
|----------|---|-----|---------------|-----|-------------|
| 外国為替予約取引 | / | - / | 254,672,170 / | - / | 254,672,170 |
|----------|---|-----|---------------|-----|-------------|

負債

| | | | | | |
|----------|---|-----|-------------------|-----|-----------------|
| 外国為替予約取引 | / | - / | (2,029,116,934) / | - / | (2,029,116,934) |
|----------|---|-----|-------------------|-----|-----------------|

* 分類についての詳細情報は、有価証券明細表を参照。

**金融デリバティブ取引には、未決済の外国為替予約取引の評価損益を含む。

2019年3月31日に終了した年度において、レベル1、レベル2及びレベル3間の異動はなかった。本ファンドでは、各レベル間の資産の移動を年末に計上する。

2019年3月31日現在、レベル3で評価された有価証券はない。

(C) 有価証券の取引及び収益

有価証券取引は、財務報告の目的上、約定日基準で計上される。有価証券の売却に係る実現損益は、個別原価法で算出される。有価証券のプレミアム及びディスカウントは、実効利回りベースで償却または上乘せされる。配当金は配当落ち日に計上されるが、配当落ちが経過してしまった外国の有価証券から生じる配当金は、本ファンドが相当な注意を払い配当落ち日の情報入手次第、計上される。収益は外国税が控除された純額で計上される。割引による増価及びプレミアムの償却を調整した受取利息は、発生主義で計上される。収益は、返戻が不確実な外国税がある場合、同税額を控除した実額で計上される。回収が見込まれない証券のからのクーポン収入は計上しない。

(D) 経費

本ファンドは、管理会社報酬、保管手数料、名義書換代理人報酬、監査報酬及び本ファンドの運営に関連するその他の費用等を含む、自らの費用を負担する。費用項目は発生主義で計上される。

(E) 分配方針

本ファンドは、受益者決議または受託会社の裁量によって、分配金（現金または現物による）の支払いを公表し実行する。本ファンドは、受益者に対して毎月分配することを目指す。本ファンドは、当該月の分配日直前の営業日、または受託会社が単独の裁量で決定するその他の日（「基準日」）に当該分配を公表し、通常毎月9日（休業日の場合には翌営業日）または受託会社が単独の裁量で決定するその他の日（「分配日」）に分配を行うことを目指す。各クラスの受益証券保有者は分配金を再投資し、各分配日に発行された受益証券を受け取るものとする。

既存の受益者は分配再投資を選択しており、各分配日に受益証券が発行されている。

2019年3月31日に終了した年度に公表、再投資された分配金は次の通りである。

| 受益者への分配金 | 金額 |
|-------------------|---------------|
| Class A-JPY Class | 1,359,159,934 |

| | |
|-------------------|-----------------------|
| Class B-AUD Class | 1,469,786,426 |
| Class C-NZD Class | 89,745,691 |
| Class D-BRL Class | 56,137,676,143 |
| Class E-ZAR Class | 930,149,395 |
| Class F-TRY Class | 3,753,220,425 |
| Class H-CNY Class | 22,680,668 |
| Class I-CAD Class | 2,938,412 |
| Class J-MXN Class | 63,248,280 |
| 分配金合計 | 63,828,605,374 |

(F) 新興市場有価証券

本ファンドはその大半の資産を新興諸国の有価証券（またはそれらへ投資する商品）に投資する。新興諸国の通貨及び有価証券の価値は、発行国の政治動向に大きな影響を受ける場合がある。さらに、それら諸国の政権が、国有化、収用、没収課税の徴収や規制の適用、または支払利息への源泉徴収など、本ファンドに悪影響を与える措置を講じる可能性もある。

本ファンドが投資をしている諸国の多くが政治的、経済的、社会的に不安定な状況を経験してきた。また、それらの国々の多くは自国通貨価値の大きな変動も経験してきた。そのような不安定な状況や価値変動が将来起きないという保証はなく、それらが起きた場合、本ファンドのパフォーマンスに著しい悪影響を及ぼさない保証もない。

(G) ソブリン債

本ファンドは、主として新興国が発行または保証するソブリン債に投資する。これら債券への投資には、高いリスクが伴う。これら債券の元利払いを管理する政府機関は、期日に元本と利息、もしくはそのいずれかを当該債券の発行条件通りに支払えないか、または支払おうとしない場合がある。政府機関が期日の到来した元利を遅滞なく支払う能力、または支払おうとする意志は、キャッシュフローの状況、外貨準備の規模、支払い期日における為替相場の利用の可否、債務履行が経済全体に及ぼす相対的な負荷の度合い、当該政府機関の国際通貨基金に対する方針および政府機関が受ける可能性のある政治的制約などの要因に影響されることがある。また、政府機関は、元利支払いの遅滞の削減を、米国以外の政府、多国籍機関およびその他の国際機関が拠出する資金に依存することもある。これら政府および機関などの拠出の承諾は、経済改革の実施と経済成果の達成（またはそれらのいずれか）や、債務者の遅滞ない債務履行が条件となる場合がある。経済改革を実施できない場合や、一定水準の経済成果が達成できない場合、または期日に元利支払いを実施できない場合には、当該政府機関に対する第三者からの資金供与の承諾が取り消されて、債務者が遅滞なく元利を支払う能力、または支払おうとする意思が一段と損なわれる可能性がある。その結果、政府機関が債務不履行を起こす可能性がある。

ソブリン債の保有者は、当該債務の再編に参加し、当該政府機関への追加融資を求められる可能性がある。政府機関の債務不履行が発生した場合、かかる債務を回収する実効的な法的救済策はほとんど、あるいは全くないかもしれない。

(H) 現金及び外国通貨

本ファンドの機能通貨及び報告通貨は日本円である。外国の有価証券、通貨並びにその他の資産及び負債の公正価値は、毎営業日の最新の為替レートに基づいて本ファンドの機能通貨に換算される。

為替レートの変動の結果としての保有通貨並びにその他の資産及び負債の公正価値の変動は、外国通貨の未実現損益として計上される。有価証券の実現損益、未実現損益、並びに利益及び費用は、各取引日及び報告日の為替レートでそれぞれ換算される。

有価証券及びデリバティブへの投資に関する為替レートの変動による影響は、損益計算書上で当該有価証券の市場価格及び評価の変動の影響と区分されず、実現損益及び未実現損益の変動に含めて計上される。

(I) 定期預金

本ファンドは余剰資金を、運用会社の判断により、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン社(カストディアン)を通じ、一つ以上の適格預金取扱機関の翌日物定期預金として運用する。これらは本ファンドの有価証券明細表に短期投資として分類されている。運用する通貨の需要が低い場合には、本ファンドは資金預入のために手数料を支払う可能性があり、それによって本ファンドに支払利息が生じることがある。

(J) 外国為替予約取引

本ファンドは、予定される有価証券の購入または売却の決済に伴い、本ファンドが保有する有価証券の一部または全部に係る通貨エクスポージャーをヘッジするため、もしくは投資戦略の一環として、外国為替予約取引を締結することができる。

外国為替予約取引は、二当事者間で将来の特定日に設定された価格で通貨の売買を行う契約である。外国為替予約取引の公正価値は、外国為替レートの変動により上下する。外国為替予約取引は毎日値洗いされ、価格の変動は未実現損益として計上される。

評価損益の生じている外国為替予約取引は、グロス金額で、貸借対照表に資産または負債として計上される。実現損益は取引開始時における価値と取引終了時における価値との差額に相当し、通貨の引き渡しまたは受領により計上される。これらの契約には、貸借対照表に計上された未実現損益を超える市場リスクが含まれることがある。また、本ファンドは、取引相手方が契約の条件を履行できなくなる場合や、為替の変動がベース通貨に不利となる場合にリスクにさらされる可能性がある。

また、本ファンドは、投資家向けに為替リスクをヘッジする目的で、外国為替予約取引を締結できる権限を付与されている。特定のクラスで保有する外国為替予約取引から生じた損益は、同クラスに配賦される。2019年3月31日現在で未決済の外国為替予約取引は有価証券明細表に記載されている。

(K) スワップ契約

本ファンドは、スワップに投資する。クレジット・デフォルト・スワップを含むが、これに限定されるものではない。スワップは、ファンドと取引相手方との間でキャッシュフロー、資産、外国為替または市場にリンクしたリターンを特定の将来の期間で交換することを約する契約である。本ファンドは、クレジットリスクに対するエクスポージャーを管理するために、クレジット・デフォルト契約を締結する。これらの契約に関連して、有価証券は個々のスワップ契約の条文により、担保として計上される場合がある。

スワップを利用することで本ファンドは、取引相手方のデフォルト・リスクにさらされる。スワップ取引に対して取引相手方の債務不履行が発生した場合、本ファンドは、当該取引に関する契約上の救済策をとるが、取引相手方が契約を履行できない場合、スワップにより取り込んでいたプロテクションまたは資産のエクスポージャーを失うことになる。本ファンドは、他の取引の代替として金利スワップ、クレジット・デフォルト・スワップまたはその他のスワップを締結することができる。そうした取引の価値は、一般的に原資産の値動きとカウンターパーティ・リスクに依存する。運用会社がスワップをどのように利用するかによって、ポートフォリオ全体のボラティリティは増減する。

前出のリスクや、取引相手方のデフォルト、基準値の変化およびボラティリティ、ファンドが受取る、或いは支払わなければならない額を決定するその他の要素を含む、スワップに関連したあらゆるリスクは、ファンドのパフォーマンスに重大な不利益を及ぼすことがある。

スワップ契約に基づきファンドからの支払いが要求された場合、ファンドは期日までに支払いに応じなければならない。2019年3月31日現在、スワップ契約の残高はない。

社債またはソブリン債のクレジット・デフォルト・スワップでは、一方の当事者は、債務不履行が生じた場合に一定のリターンを受け取る権利と引き換えに、他方の当事者に対して一連の支払いを行う。

本ファンドは、発行体の債務不履行に対応するプロテクション(つまり、本ファンドが参照債権を保有する、或いはリスクを負っている場合のリスク軽減)の手段として、または特定の発行体の債務不履行の可能性に関して積極的にロング/ショート・ポジションを構築する為に、社債/ソブリン債のクレジット・デフォルト・スワップを使用することができる。

本ファンドがプロテクションの売り手である場合、クレジット・イベントが発生しなければ、プロテクションの買い手からスワップ契約期間を通して前払金および/または固定金利の収入を得る。本ファンドがプロテクションの売り手で、クレジット・イベントが発生した場合、スワップ契約の条件に基づき、プロテクションの買い手に最大でスワップの想定元本と同額までの支払いを行い、場合によっては当該有価証券の引渡しを受ける。本ファンドが売り手である場合、本ファンドの純資産総額に、スワップ想定元本分のエクスポージャーが加わるため、ポートフォリオのレバレッジが高まる。本ファンドが買い手で、クレジット・イベントが発生した場合、通常はプロテクションの売り手から最大でスワップ想定元本と同額までの支払いを受ける。

クレジット指数のクレジット・デフォルト・スワップでは、一方の当事者は、クレジット指数の構成要素の全部または一部の減額、元本毀損、利息の不足または債務不履行が生じた場合に一定のリターンを受け取る権利と引き換えに、他方の当事者に対して一連の支払いを行う。

クレジット指数は、クレジット市場のある部分の典型となるように組み合わせられたクレジット商品またはエクスポージャーで構成される。同指数は、セクターごとにCDS市場で最も流動性があるとしてディーラーから選ばれた銘柄を用いて構成される。

指数は、投資適格債、高利回り債、資産担保証券、新興国債券、かつ/またはそれらセクター内の様々な信用格付けを有する銘柄から構成される。クレジット指数は、固定スプレッドや標準的な満期など、標準化された条件を有するクレジット・デフォルト・スワップを用いて取引される。

インデックス・クレジット・デフォルト・スワップは、インデックス内のすべての構成銘柄を参照しており、構成銘柄の債務不履行が生じた場合、クレジット・イベントは、当該銘柄の指数ウェイトに基づいて清算される。指数の見直しは定期的(通常6カ月ごと)に実施され、ほとんどの指数において各構成銘柄を均等ウェイトとしている。

(L) デリバティブ取引

ASC 815-10-50は、デリバティブ取引及びヘッジ取引の開示を義務づけている。具体的には、a)デリバティブ取引をどのように、また何故利用しているか、b)デリバティブ取引とヘッジ取引をどのように計上しているか、c)デリバティブ取引と関連するヘッジ取引が金融ポジション、パフォーマンス及びキャッシュフローにどのような影響を及ぼすか、を開示することが要求されている。

本ファンドは、いかなるデリバティブ商品もASC 第 815号に基づくヘッジ取引として指定していない。

本ファンドは、クレジット・デフォルト・スワップ及び外国為替予約取引を含む様々なデリバティブ取引を主としてヘッジ目的で行っており、主に金利リスク、信用リスク及び外国為替リスクを負っている。これらデリバティブ取引の公正価値は、貸借対照表に記載されるとともに、公正価値の変動は、損益計算書内の外国為替予約取引に関する実現損益または未実現損益の純変動額として計上される。本年度中の本ファンドのデリバティブ取引は、外国為替予約取引及びクレジット・デフォルト・スワップのみであった。

2019年3月31日時点の貸借対照表におけるデリバティブ取引の公正価値

ASC第815号に基づくヘッジ取引として指定されていないデリバティブ取引

該当項目

外国為替リスク*

デリバティブ資産

| | | |
|-----------------|---|-------------|
| 外国為替予約取引にかかる評価益 | / | 254,672,170 |
|-----------------|---|-------------|

デリバティブ負債

| | | |
|-----------------|---|-----------------|
| 外国為替予約取引にかかる評価損 | / | (2,029,116,934) |
|-----------------|---|-----------------|

*グロス価値は、外国為替予約取引に係る未実現評価損益として貸借対照表に記載される。

2019年3月31日に終了した年度の損益計算書におけるデリバティブ取引の影響

ASC第815号に基づくヘッジ取引として指定されていないデリバティブ商品

| 該当項目 | | 外国為替リスク |
|--------------------------------------|---|------------------|
| 運用の成果として認識されたデリバティブにかかる実現（損）益 | | |
| 外国為替予約取引にかかる実現損* | / | (14,075,326,109) |

運用の成果として認識されたデリバティブにかかる未実現（損）益の変動

| | | |
|-----------------------|---|---------------|
| 外国為替予約取引にかかる未実現益の変動** | / | 1,230,076,540 |
|-----------------------|---|---------------|

*損益計算書上で、外国為替取引および外国為替予約取引の実現損益として掲載されている。

**損益計算書上で、外国為替取引および外国為替予約取引の評価損益の変動として掲載されている。

2019年3月31日に終了した年度における未決済の外国為替予約取引の平均想定元本はおよそ次の通り：

| | | |
|-------------------|---|----------------|
| ファンドレベル* | / | 603,898,201 |
| Class A-JPY Class | / | 23,972,408,615 |
| Class B-AUD Class | / | 75,729,599,517 |
| Class C-NZD Class | / | 4,681,149,115 |
| Class D-BRL Class | / | 89,113,123,217 |
| Class E-ZAR Class | / | 3,490,987,554 |
| Class F-TRY Class | / | 48,265,757,061 |
| Class H-CNY Class | / | 1,471,319,830 |
| Class I-CAD Class | / | 151,239,534 |
| Class J-MXN Class | / | 1,593,440,657 |

*全てのクラスを対象とした外国為替予約取引。

本ファンドは、特定の取引相手方と、随時締結される店頭デリバティブ取引および外国為替取引を規定する国際スワップ・デリバティブ協会マスター契約などのマスター・ネットリング契約の当事者である。当該マスター契約には、当事者の一般的義務、表明、合意、担保要求、債務不履行事由および期限前終了に関する条項が含まれる場合がある。

担保要求は本ファンドにおける各取引相手方のネット・ポジションに基づいて決定される。担保となりうるのは、現金、米国債や米国政府機関債または本ファンドと当該取引相手方が同意するその他の有価証券である。特定の取引相手方に関して、マスター契約の条件に従ってサブファンドに差し入れられた担保は、ファンドの保管会社が分別保管し、売却または再担保が可能な額に関しては本ファンドの有価証券明細表に表示される。サブファンドが差し入れた担保は、本ファンドの保管会社が分別保管し、本ファンドの有価証券明細表に表示される。

本ファンドに対して適用される取引終了事由は、一定期間に亘り本ファンドの純資産が規定された閾値を下回る場合に発生しうる。取引相手方に対して適用される取引終了事由は、取引相手方の信用格付が規定された水準を下回る場合に発生しうる。いずれの場合も、発生時に、他方の当事者は期限前終了を選択することが可能であり、期限前終了を選択した当事者による合理的決定に基づいて、未決済のデリバティブ契約および外国為替取引のすべての決済(期限前終了によって生じた損失および費用の支払いを含む)が行われる。単一または複数の本ファンドの取引相手方による期限前終了の決定が、本ファンドの将来のデリバティブ取引に影響を与える可能性がある。

【エマージング・ボンド・ファンド・メキシコペソコース(毎月分配型)】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

| | 前期 令和1年7月16日現在 | 当期 令和2年1月16日現在 |
|-----------------|-------------------|-------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 12,315,726 | 10,207,813 |
| 投資信託受益証券 | 467,321,546 | 385,336,608 |
| 親投資信託受益証券 | 3,425,132 | 2,208,855 |
| 流動資産合計 | 483,062,404 | 397,753,276 |
| 資産合計 | 483,062,404 | 397,753,276 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 2,777,189 | 2,282,767 |
| 未払解約金 | 20,846,134 | 135,494 |
| 未払受託者報酬 | 12,294 | 10,982 |
| 未払委託者報酬 | 594,610 | 531,349 |
| その他未払費用 | 14,985 | 13,516 |
| 流動負債合計 | 24,245,212 | 2,974,108 |
| 負債合計 | 24,245,212 | 2,974,108 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 555,437,984 | 456,553,584 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 96,620,792 | 61,774,416 |
| (分配準備積立金) | 42,092,648 | 38,690,738 |
| 元本等合計 | 458,817,192 | 394,779,168 |
| 純資産合計 | 458,817,192 | 394,779,168 |
| 負債純資産合計 | 483,062,404 | 397,753,276 |

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 自 至 | 前期 平成31年 1月17日 令和 1年 7月16日 | 自 至 | 当期 令和 1年 7月17日 令和 2年 1月16日 |
|---|--------|----------------------------------|--------|----------------------------------|
| 営業収益 | | | | |
| 受取配当金 | | 27,970,506 | | 24,205,912 |
| 受取利息 | | 21 | | 52 |
| 有価証券売買等損益 | | 29,701,917 | | 12,873,394 |
| 営業収益合計 | | 57,672,444 | | 37,079,358 |
| 営業費用 | | | | |
| 支払利息 | | 3,402 | | 2,377 |
| 受託者報酬 | | 75,275 | | 68,015 |
| 委託者報酬 | | 3,640,206 | | 3,289,749 |
| その他費用 | | 15,066 | | 13,535 |
| 営業費用合計 | | 3,733,949 | | 3,373,676 |
| 営業利益又は営業損失（ ） | | 53,938,495 | | 33,705,682 |
| 経常利益又は経常損失（ ） | | 53,938,495 | | 33,705,682 |
| 当期純利益又は当期純損失（ ） | | 53,938,495 | | 33,705,682 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ） | | 2,915,723 | | 1,027,882 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | | 144,815,030 | | 96,620,792 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | | 40,068,861 | | 23,611,731 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | | 40,068,861 | | 23,611,731 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | | 25,592,045 | | 6,286,796 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | | 25,592,045 | | 6,286,796 |
| 分配金 | | 17,305,350 | | 15,156,359 |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | | 96,620,792 | | 61,774,416 |

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 項目 | 当期 |
|--------------------|---|
| | 自 令和1年7月17日 至 令和2年1月16日 |
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。 |
| 2. 収益及び費用の計上基準 | (1)受取配当金 外国投資信託受益証券についての受取配当金は、原則として、投資信託受益証券の分配落ち日において、確定分配金額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | 前期 | 当期 |
|-----------|--------------|--------------|
| | 令和1年7月16日現在 | 令和2年1月16日現在 |
| 1. 元本状況 | | |
| 期首元本額 | 619,634,270円 | 555,437,984円 |
| 期中追加設定元本額 | 128,312,299円 | 33,679,389円 |
| 期中一部解約元本額 | 192,508,585円 | 132,563,789円 |
| 2. 受益権の総数 | 555,437,984口 | 456,553,584口 |
| 3. 元本の欠損 | 96,620,792円 | 61,774,416円 |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 前期 | 当期 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-----------------------------|----------------------------|---------------------------|----|-------|--------------|---------|-------------|-------|--------------|---------------|-------------|-------|------------|---------------|-------|--------------|------------|---------------------------|----|-------|--------------|---------|-------------|---|--------------|------------|-----------|----|-------|--------------|---------|-------------|-------|--------------|---------------|-------------|-------|------------|---------------|-------|--------------|------------|---------------------------|----|-------|--------------|---------|-------------|
| | 自 平成31年1月17日 至 令和1年7月16日 | 自 令和1年7月17日 至 令和2年1月16日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>分配金の計算過程</p> <p>第66期計算期間末（平成31年2月18日）に、投資信託約款に基づき計算した242,478,390円（1万口当たり4,205.50円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い12,882,874円（1万口当たり50円）を分配しております。</p> <table border="1"> <tr><td>配当等収益（費用控除後）</td><td>4,747,407円</td></tr> <tr><td>有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後）</td><td>0円</td></tr> <tr><td>収益調整金</td><td>193,666,566円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金</td><td>44,064,417円</td></tr> <tr><td>分配可能額</td><td>242,478,390円</td></tr> <tr><td>（1万口当たり分配可能額）</td><td>（4,205.50円）</td></tr> <tr><td>収益分配金</td><td>2,882,874円</td></tr> <tr><td>（1万口当たり収益分配金）</td><td>（50円）</td></tr> </table> <p>第67期計算期間末（平成31年3月18日）に、投資信託約款に基づき計算した242,545,811円（1万口当たり4,226.60円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い12,869,278円（1万口当たり50円）を分配しております。</p> <table border="1"> <tr><td>配当等収益（費用控除後）</td><td>4,071,043円</td></tr> <tr><td>有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後）</td><td>0円</td></tr> <tr><td>収益調整金</td><td>193,606,732円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金</td><td>44,868,036円</td></tr> </table> | 配当等収益（費用控除後） | 4,747,407円 | 有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後） | 0円 | 収益調整金 | 193,666,566円 | 分配準備積立金 | 44,064,417円 | 分配可能額 | 242,478,390円 | （1万口当たり分配可能額） | （4,205.50円） | 収益分配金 | 2,882,874円 | （1万口当たり収益分配金） | （50円） | 配当等収益（費用控除後） | 4,071,043円 | 有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後） | 0円 | 収益調整金 | 193,606,732円 | 分配準備積立金 | 44,868,036円 | <p>分配金の計算過程</p> <p>第72期計算期間末（令和1年8月16日）に、投資信託約款に基づき計算した230,400,370円（1万口当たり4,354.05円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い12,645,819円（1万口当たり50円）を分配しております。</p> <table border="1"> <tr><td>配当等収益（費用控除後）</td><td>3,959,184円</td></tr> <tr><td>有価証券売買等損益</td><td>0円</td></tr> <tr><td>収益調整金</td><td>186,446,254円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金</td><td>39,994,932円</td></tr> <tr><td>分配可能額</td><td>230,400,370円</td></tr> <tr><td>（1万口当たり分配可能額）</td><td>（4,354.05円）</td></tr> <tr><td>収益分配金</td><td>2,645,819円</td></tr> <tr><td>（1万口当たり収益分配金）</td><td>（50円）</td></tr> </table> <p>第73期計算期間末（令和1年9月17日）に、投資信託約款に基づき計算した232,044,654円（1万口当たり4,378.08円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い12,650,075円（1万口当たり50円）を分配しております。</p> <table border="1"> <tr><td>配当等収益（費用控除後）</td><td>3,923,717円</td></tr> <tr><td>有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後）</td><td>0円</td></tr> <tr><td>収益調整金</td><td>186,813,247円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金</td><td>41,307,690円</td></tr> </table> | 配当等収益（費用控除後） | 3,959,184円 | 有価証券売買等損益 | 0円 | 収益調整金 | 186,446,254円 | 分配準備積立金 | 39,994,932円 | 分配可能額 | 230,400,370円 | （1万口当たり分配可能額） | （4,354.05円） | 収益分配金 | 2,645,819円 | （1万口当たり収益分配金） | （50円） | 配当等収益（費用控除後） | 3,923,717円 | 有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後） | 0円 | 収益調整金 | 186,813,247円 | 分配準備積立金 | 41,307,690円 |
| 配当等収益（費用控除後） | 4,747,407円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後） | 0円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収益調整金 | 193,666,566円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 分配準備積立金 | 44,064,417円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 分配可能額 | 242,478,390円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| （1万口当たり分配可能額） | （4,205.50円） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収益分配金 | 2,882,874円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| （1万口当たり収益分配金） | （50円） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 配当等収益（費用控除後） | 4,071,043円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後） | 0円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収益調整金 | 193,606,732円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 分配準備積立金 | 44,868,036円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 配当等収益（費用控除後） | 3,959,184円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 有価証券売買等損益 | 0円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収益調整金 | 186,446,254円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 分配準備積立金 | 39,994,932円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 分配可能額 | 230,400,370円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| （1万口当たり分配可能額） | （4,354.05円） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収益分配金 | 2,645,819円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| （1万口当たり収益分配金） | （50円） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 配当等収益（費用控除後） | 3,923,717円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 有価証券売買等損益（費用控除後、繰越欠損金補填後） | 0円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収益調整金 | 186,813,247円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 分配準備積立金 | 41,307,690円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|---------------|--------------|
| 分配可能額 | 242,545,811円 |
| （1万口当たり分配可能額） | （4,226.60円） |
| 収益分配金 | 2,869,278円 |
| （1万口当たり収益分配金） | （50円） |

第68期計算期間末（平成31年4月16日）に、投資信託約款に基づき計算した239,754,979円（1万口当たり4,256.96円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い12,816,033円（1万口当たり50円）を分配しております。

| | |
|-------------------------------|--------------|
| 配当等収益 （費用控除後） | 4,503,167円 |
| 有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後） | 0円 |
| 収益調整金 | 191,847,905円 |
| 分配準備積立金 | 43,403,907円 |
| 分配可能額 | 239,754,979円 |
| （1万口当たり分配可能額） | （4,256.96円） |
| 収益分配金 | 2,816,033円 |
| （1万口当たり収益分配金） | （50円） |

第69期計算期間末（令和1年5月16日）に、投資信託約款に基づき計算した253,289,401円（1万口当たり4,278.14円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い12,960,272円（1万口当たり50円）を分配しております。

| | |
|------------------|--------------|
| 配当等収益 （費用控除後） | 4,202,218円 |
| 有価証券売買等損益 | 0円 |
| 収益調整金 | 205,066,796円 |
| 分配準備積立金 | 44,020,387円 |
| 分配可能額 | 253,289,401円 |
| （1万口当たり分配可能額） | （4,278.14円） |
| 収益分配金 | 2,960,272円 |
| （1万口当たり収益分配金） | （50円） |

第70期計算期間末（令和1年6月17日）に、投資信託約款に基づき計算した257,933,993円（1万口当たり4,299.32円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い12,999,704円（1万口当たり50円）を分配しております。

| | |
|-------------------------------|--------------|
| 配当等収益 （費用控除後） | 4,245,460円 |
| 有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後） | 0円 |
| 収益調整金 | 210,860,249円 |
| 分配準備積立金 | 42,828,284円 |
| 分配可能額 | 257,933,993円 |
| （1万口当たり分配可能額） | （4,299.32円） |
| 収益分配金 | 2,999,704円 |
| （1万口当たり収益分配金） | （50円） |

第71期計算期間末（令和1年7月16日）に、投資信託約款に基づき計算した240,438,334円（1万口当たり4,328.81円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い12,777,189円（1万口当たり50円）を分配しております。

| | |
|-------------------------------|--------------|
| 配当等収益 （費用控除後） | 4,357,865円 |
| 有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後） | 0円 |
| 収益調整金 | 195,568,497円 |
| 分配準備積立金 | 40,511,972円 |
| 分配可能額 | 240,438,334円 |
| （1万口当たり分配可能額） | （4,328.81円） |
| 収益分配金 | 2,777,189円 |
| （1万口当たり収益分配金） | （50円） |

| | |
|---------------|--------------|
| 分配可能額 | 232,044,654円 |
| （1万口当たり分配可能額） | （4,378.08円） |
| 収益分配金 | 2,650,075円 |
| （1万口当たり収益分配金） | （50円） |

第74期計算期間末（令和1年10月16日）に、投資信託約款に基づき計算した232,983,015円（1万口当たり4,399.42円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い12,647,883円（1万口当たり50円）を分配しております。

| | |
|-------------------------------|--------------|
| 配当等収益 （費用控除後） | 3,777,307円 |
| 有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後） | 0円 |
| 収益調整金 | 186,710,515円 |
| 分配準備積立金 | 42,495,193円 |
| 分配可能額 | 232,983,015円 |
| （1万口当たり分配可能額） | （4,399.42円） |
| 収益分配金 | 2,647,883円 |
| （1万口当たり収益分配金） | （50円） |

第75期計算期間末（令和1年11月18日）に、投資信託約款に基づき計算した215,393,068円（1万口当たり4,421.65円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い12,435,666円（1万口当たり50円）を分配しております。

| | |
|------------------|--------------|
| 配当等収益 （費用控除後） | 3,484,910円 |
| 有価証券売買等損益 | 0円 |
| 収益調整金 | 172,268,135円 |
| 分配準備積立金 | 39,640,023円 |
| 分配可能額 | 215,393,068円 |
| （1万口当たり分配可能額） | （4,421.65円） |
| 収益分配金 | 2,435,666円 |
| （1万口当たり収益分配金） | （50円） |

第76期計算期間末（令和1年12月16日）に、投資信託約款に基づき計算した221,758,387円（1万口当たり4,445.57円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い12,494,149円（1万口当たり50円）を分配しております。

| | |
|-------------------------------|--------------|
| 配当等収益 （費用控除後） | 3,655,676円 |
| 有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後） | 0円 |
| 収益調整金 | 178,038,716円 |
| 分配準備積立金 | 40,063,995円 |
| 分配可能額 | 221,758,387円 |
| （1万口当たり分配可能額） | （4,445.57円） |
| 収益分配金 | 2,494,149円 |
| （1万口当たり収益分配金） | （50円） |

第77期計算期間末（令和2年1月16日）に、投資信託約款に基づき計算した204,295,889円（1万口当たり4,474.74円）を分配対象収益とし、収益分配方針に従い12,282,767円（1万口当たり50円）を分配しております。

| | |
|-------------------------------|--------------|
| 配当等収益 （費用控除後） | 3,581,668円 |
| 有価証券売買等損益 （費用控除後、繰越欠損金補填後） | 0円 |
| 収益調整金 | 163,322,384円 |
| 分配準備積立金 | 37,391,837円 |
| 分配可能額 | 204,295,889円 |
| （1万口当たり分配可能額） | （4,474.74円） |
| 収益分配金 | 2,282,767円 |
| （1万口当たり収益分配金） | （50円） |

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

| 項目 | 当期 |
|----------------------------|--|
| | 自 令和1年7月17日 至 令和2年1月16日 |
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。 |
| 2. 金融商品の内容及びリスク | 当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資し、また、投資信託受益証券においては、デリバティブ取引を行っております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク及び流動性リスクであります。 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング及びファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理及びコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスク及び流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベル及び頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署には正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用部署の対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用部署の担当役員及びリスク管理会議へ報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。 |
| 4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 |

金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | 当期 |
|--------------------------|--|
| | 令和2年1月16日現在 |
| 1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額 | 金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。 |
| 2. 時価の算定方法 | (1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 |

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

前期（令和1年7月16日現在）

| 種類 | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円） |
|-----------|------------------------|
| 親投資信託受益証券 | 338 |
| 投資信託受益証券 | 12,415,273 |
| 合計 | 12,414,935 |

当期（令和2年1月16日現在）

| 種類 | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円） |
|-----------|------------------------|
| 親投資信託受益証券 | 220 |
| 投資信託受益証券 | 13,995,712 |
| 合計 | 13,995,492 |

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前期（令和1年7月16日現在）

該当事項はありません。

当期（令和2年1月16日現在）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

当期(自 令和1年7月17日 至 令和2年1月16日)

市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(1口当たり情報)

| 前期 令和1年7月16日現在 | 当期 令和2年1月16日現在 |
|---|---|
| 1口当たり純資産額 0.8260円 「1口 = 1円(10,000口 = 8,260円)」 | 1口当たり純資産額 0.8647円 「1口 = 1円(10,000口 = 8,647円)」 |

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

<株式以外の有価証券>

| 通貨 | 種類 | 銘柄 | 口数 | 評価額 | 備考 |
|--------|-----------|---|-------------|-------------|----|
| 円 | 投資信託受益証券 | TRP Global Emerging Markets Bond Fund MXN Class | 622,313,644 | 385,336,608 | |
| | 親投資信託受益証券 | キャッシュ・マネジメント・マザーファンド | 2,173,642 | 2,208,855 | |
| 合計 2銘柄 | | | 624,487,286 | 387,545,463 | |

<参考>

当ファンドは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

当ファンドは、「TRP Global Emerging Markets Bond Fund MXN Class」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、この投資信託の受益証券であり、ケイマン籍の円建て外国投資信託です。

これらのファンドの状況は、前記「エマージング・ボンド・ファンド・カナダドルコース(毎月分配型)」に記載のとおりであります。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2020年2月末現在)

エマージング・ボンド・ファンド・カナダドルコース（毎月分配型）

| | |
|----------------|--------------|
| 資産総額 | 44,398,468 円 |
| 負債総額 | 122,087 円 |
| 純資産総額（ - ） | 44,276,381 円 |
| 発行済数量 | 48,604,641 口 |
| 1単位当り純資産額（ / ） | 0.9109 円 |

エマージング・ボンド・ファンド・メキシコペソコース（毎月分配型）

| | |
|----------------|---------------|
| 資産総額 | 354,489,058 円 |
| 負債総額 | 9,086,098 円 |
| 純資産総額（ - ） | 345,402,960 円 |
| 発行済数量 | 412,980,226 口 |
| 1単位当り純資産額（ / ） | 0.8364 円 |

（参考）キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

| | |
|----------------|-----------------|
| 資産総額 | 5,562,568,952 円 |
| 負債総額 | 106,039,144 円 |
| 純資産総額（ - ） | 5,456,529,808 円 |
| 発行済数量 | 5,368,874,984 口 |
| 1単位当り純資産額（ / ） | 1.0163 円 |

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 名義書換手続など

該当事項はありません。

2 受益者名簿

作成しません。

3 受益者に対する特典

ありません。

4 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

5 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

8 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(注) 委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

| | 2020年2月28日現在 |
|--------------|--------------|
| 資本金の額 | 20億円 |
| 会社が発行する株式の総数 | 60,000,000株 |
| 発行済株式総数 | 33,870,060株 |

ロ 最近5年間における資本金の額の増減 該当ありません。

八 会社の機構

委託会社の取締役は8名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

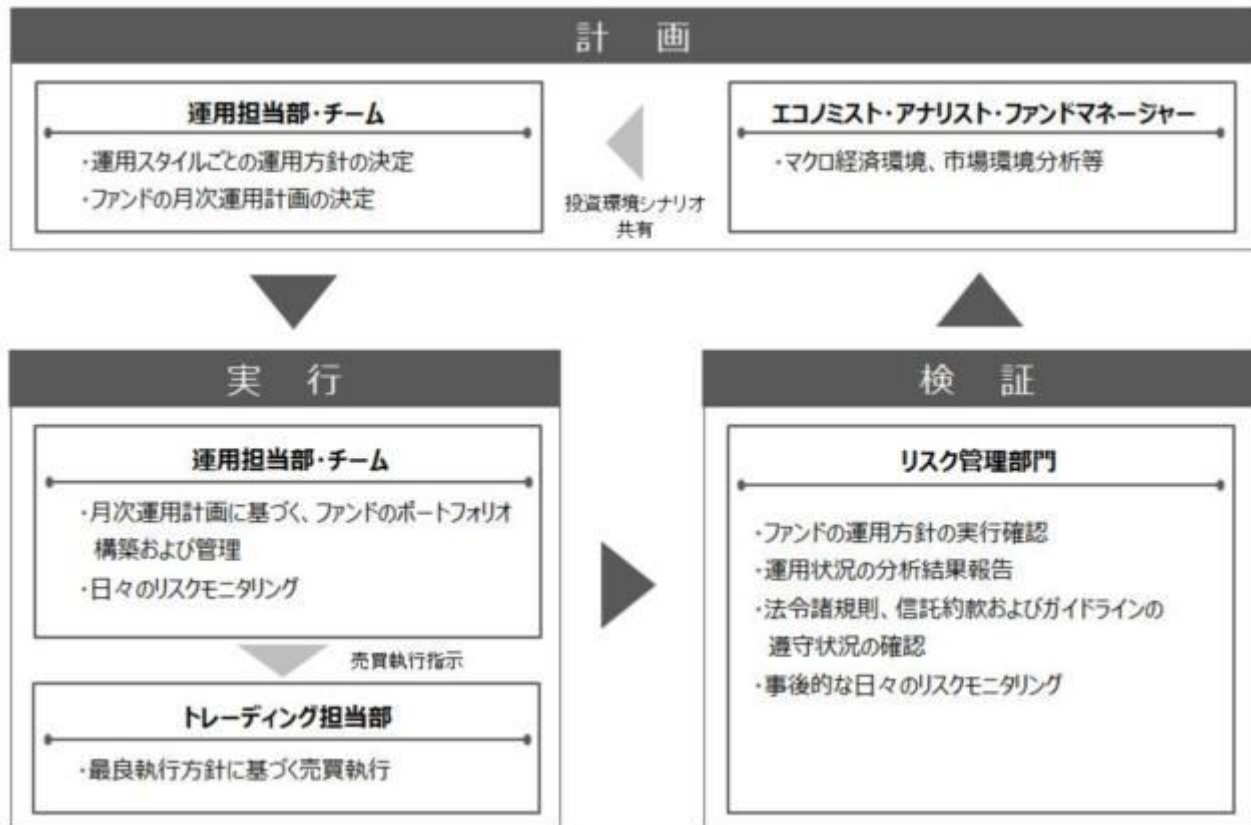
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名を選定することができます。

二 投資信託の運用の流れ



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2020年2月28日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

| | 本数(本) | 純資産総額(百万円) |
|------------|-------|------------|
| 追加型株式投資信託 | 759 | 7,678,486 |
| 単位型株式投資信託 | 121 | 641,090 |
| 追加型公社債投資信託 | 1 | 29,437 |
| 単位型公社債投資信託 | 188 | 508,957 |
| 合計 | 1,069 | 8,857,971 |

3【委託会社等の経理状況】

1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

2 当社は、第34期(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けており、第35期中間会計期間(平成31年4月1日から令和1年9月30日まで)の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (平成30年3月31日) | 当事業年度 (平成31年3月31日) |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 20,873,870 | 13,755,961 |
| 顧客分別金信託 | 20,010 | 20,011 |
| 前払費用 | 402,249 | 476,456 |
| 未収入金 | 39,030 | 64,856 |
| 未収委託者報酬 | 6,332,203 | 6,963,077 |
| 未収運用受託報酬 | 1,725,215 | 1,129,548 |
| 未収投資助言報酬 | 316,407 | 285,668 |
| 未収収益 | 50,321 | 44,150 |
| その他の流動資産 | 10,891 | 31,771 |
| 流動資産合計 | 29,770,200 | 22,771,504 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | 1 | |
| 建物 | 185,371 | 173,517 |
| 器具備品 | 300,694 | 751,471 |
| 有形固定資産合計 | 486,065 | 924,988 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | 409,765 | 479,867 |
| ソフトウェア仮勘定 | 5,755 | 183,528 |
| 電話加入権 | 56 | 44 |
| 商標権 | - | 60 |

| | | |
|------------|------------|------------|
| 無形固定資産合計 | 415,576 | 663,501 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 10,616,594 | 10,829,628 |
| 関係会社株式 | 10,412,523 | 10,252,067 |
| 長期差入保証金 | 658,505 | 2,004,451 |
| 長期前払費用 | 69,423 | 97,107 |
| 会員権 | 7,819 | 7,819 |
| 繰延税金資産 | 1,394,447 | 1,426,381 |
| 投資その他の資産合計 | 23,159,314 | 24,617,457 |
| 固定資産合計 | 24,060,956 | 26,205,946 |
| 資産合計 | 53,831,157 | 48,977,450 |

(単位：千円)

| | 前事業年度 (平成30年3月31日) | 当事業年度 (平成31年3月31日) |
|--------------|-----------------------|-----------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 顧客からの預り金 | 84 | 4,534 |
| その他の預り金 | 92,326 | 1,480,229 |
| 未払金 | | |
| 未払収益分配金 | 649 | 1,122 |
| 未払償還金 | 137,522 | 137,522 |
| 未払手数料 | 2,783,763 | 3,246,133 |
| その他未払金 | 236,739 | 768,373 |
| 未払費用 | 3,433,641 | 3,535,589 |
| 未払消費税等 | 547,706 | 84,966 |
| 未払法人税等 | 1,785,341 | 670,761 |
| 賞与引当金 | 1,507,256 | 1,302,052 |
| その他の流動負債 | 1,408 | 18,110 |
| 流動負債合計 | 10,526,438 | 11,249,395 |
| 固定負債 | | |
| 退職給付引当金 | 3,319,830 | 3,418,601 |
| 賞与引当金 | 99,721 | 5,074 |
| その他の固定負債 | 3,363 | 5,074 |
| 固定負債合計 | 3,422,915 | 3,428,751 |
| 負債合計 | 13,949,354 | 14,678,146 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 2,000,000 | 2,000,000 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 8,628,984 | 8,628,984 |
| 資本剰余金合計 | 8,628,984 | 8,628,984 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 284,245 | 284,245 |
| その他利益剰余金 | | |
| 配当準備積立金 | 60,000 | 60,000 |
| 別途積立金 | 1,476,959 | 1,476,959 |

| | | |
|--------------|------------|------------|
| 繰越利益剰余金 | 26,561,078 | 21,255,054 |
| 利益剰余金合計 | 28,382,283 | 23,076,258 |
| 株主資本計 | 39,011,267 | 33,705,242 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 870,535 | 594,061 |
| 評価・換算差額等合計 | 870,535 | 594,061 |
| 純資産合計 | 39,881,802 | 34,299,304 |
| 負債・純資産合計 | 53,831,157 | 48,977,450 |

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日) | 当事業年度 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日) |
|-------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | 36,538,981 | 39,156,499 |
| 運用受託報酬 | 8,362,118 | 6,277,217 |
| 投資助言報酬 | 1,440,233 | 1,332,888 |
| その他営業収益 | | |
| 情報提供コンサルタント | | |
| 業務報酬 | 5,000 | - |
| サービス支援手数料 | 128,324 | 182,502 |
| その他 | 55,820 | 49,507 |
| 営業収益計 | 46,530,479 | 46,998,614 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | 16,961,384 | 18,499,433 |
| 広告宣伝費 | 353,971 | 361,696 |
| 公告費 | 1,140 | 125 |
| 調査費 | | |
| 調査費 | 1,654,233 | 1,752,905 |
| 委託調査費 | 5,972,473 | 6,050,441 |
| 営業雑経費 | | |
| 通信費 | 40,066 | 46,551 |
| 印刷費 | 339,048 | 338,465 |
| 協会費 | - | 24,700 |
| 諸会費 | 45,465 | 23,756 |
| 情報機器関連費 | 2,582,734 | 2,872,416 |
| 販売促進費 | 34,333 | 49,118 |
| その他 | 136,669 | 148,307 |
| 営業費用合計 | 28,121,520 | 30,167,918 |
| 一般管理費 | | |
| 給料 | | |
| 役員報酬 | 196,529 | 190,951 |
| 給料・手当 | 6,190,716 | 6,308,066 |
| 賞与 | 601,375 | 514,259 |

| | | |
|-----------|------------|------------|
| 賞与引当金繰入額 | 1,566,810 | 1,235,936 |
| 交際費 | 25,709 | 27,802 |
| 寄付金 | - | 82 |
| 事務委託費 | 256,413 | 286,905 |
| 旅費交通費 | 220,569 | 228,538 |
| 租税公課 | 282,036 | 285,369 |
| 不動産賃借料 | 654,286 | 612,410 |
| 退職給付費用 | 419,884 | 463,553 |
| 固定資産減価償却費 | 329,756 | 378,530 |
| 諸経費 | 285,490 | 290,243 |
| 一般管理費合計 | 11,029,580 | 10,822,651 |
| 営業利益 | 7,379,378 | 6,008,044 |

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月 31日) | 当事業年度 (自 平成30年 4月 1日 至 平成31年 3月 31日) |
|--------------|--|--|
| 営業外収益 | | |
| 受取配当金 | 51,335 | - |
| 受取利息 | 520 | 623 |
| 時効成立分配金・償還金 | 2,622 | 72 |
| 原稿・講演料 | 894 | 1,951 |
| 雑収入 | 10,669 | 36,408 |
| 営業外収益合計 | 66,042 | 39,055 |
| 営業外費用 | | |
| 為替差損 | 5,125 | 15,760 |
| 雑損失 | 913 | 7,027 |
| 営業外費用合計 | 6,038 | 22,787 |
| 経常利益 | 7,439,383 | 6,024,312 |
| 特別利益 | | |
| 投資有価証券償還益 | 61,842 | 289,451 |
| 投資有価証券売却益 | 30,980 | 7,247 |
| 過去勤務費用償却益 | 1 | 79,850 |
| 特別利益合計 | 92,822 | 376,549 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 2 | 1,462 |
| 投資有価証券償還損 | | 13,668 |
| 投資有価証券売却損 | | 14,605 |
| 関係会社株式評価損 | 3 | 160,455 |
| 合併関連費用 | 4 | 187,140 |
| 特別損失合計 | 505,996 | 377,331 |
| 税引前当期純利益 | 7,026,209 | 6,023,530 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,350,891 | 1,750,031 |
| 法人税等調整額 | 280,166 | 90,084 |
| 法人税等合計 | 2,070,725 | 1,840,116 |
| 当期純利益 | 4,955,483 | 4,183,413 |

（ 3 ）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | |
|-----------------------------|-----------|-----------|-------------|---------|----------|-----------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益準備金 | 利益剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金 合計 | | その他利益剰余金 | | |
| | | | | | 配当準備積立金 | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 |
| 当期首残高 | 2,000,000 | 8,628,984 | 8,628,984 | 284,245 | 60,000 | 1,476,959 | 23,493,074 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | 1,887,480 |
| 当期純利益 | | | | | | | 4,955,483 |
| 株主資本以外の 項目の当期変動額 （純額） | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | - | - | 3,068,003 |
| 当期末残高 | 2,000,000 | 8,628,984 | 8,628,984 | 284,245 | 60,000 | 1,476,959 | 26,561,078 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-----------------------------|-------------|------------|------------------|----------------|------------|
| | 利益剰余金 | 株主資本合計 | その他有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| | 利益剰余金 合計 | | | | |
| 当期首残高 | 25,314,279 | 35,943,263 | 327,116 | 327,116 | 36,270,379 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | 1,887,480 | 1,887,480 | | | 1,887,480 |
| 当期純利益 | 4,955,483 | 4,955,483 | | | 4,955,483 |
| 株主資本以外の 項目の当期変動額 （純額） | | | 543,419 | 543,419 | 543,419 |
| 当期変動額合計 | 3,068,003 | 3,068,003 | 543,419 | 543,419 | 3,611,423 |
| 当期末残高 | 28,382,283 | 39,011,267 | 870,535 | 870,535 | 39,881,802 |

当事業年度（自 平成30年 4月 1日 至 平成31年 3月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | |
|-----------------------------|-----------|-----------|-------------|---------|----------|-----------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益準備金 | 利益剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金 合計 | | その他利益剰余金 | | |
| | | | | | 配当準備積立金 | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 |
| 当期首残高 | 2,000,000 | 8,628,984 | 8,628,984 | 284,245 | 60,000 | 1,476,959 | 26,561,078 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | 9,489,438 |
| 当期純利益 | | | | | | | 4,183,413 |
| 株主資本以外の 項目の当期変動額 （純額） | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | - | - | 5,306,024 |
| 当期末残高 | 2,000,000 | 8,628,984 | 8,628,984 | 284,245 | 60,000 | 1,476,959 | 21,255,054 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-----------------------------|-------------|------------|------------------|----------------|------------|
| | 利益剰余金 | 株主資本合計 | その他有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| | 利益剰余金 合計 | | | | |
| 当期首残高 | 28,382,283 | 39,011,267 | 870,535 | 870,535 | 39,881,802 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | 9,489,438 | 9,489,438 | | | 9,489,438 |
| 当期純利益 | 4,183,413 | 4,183,413 | | | 4,183,413 |
| 株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額) | | | 276,474 | 276,474 | 276,474 |
| 当期変動額合計 | 5,306,024 | 5,306,024 | 276,474 | 276,474 | 5,582,498 |
| 当期末残高 | 23,076,258 | 33,705,242 | 594,061 | 594,061 | 34,299,304 |

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

器具備品 3～20年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

「税効果会計に係る会計基準」の一部改正（企業会計基準第28号平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」715,988千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」1,394,447千円に含めて表示しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第4項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)（評価性引当額の合計額を除く。）に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前事業年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

| | 前事業年度 (平成30年3月31日) | 当事業年度 (平成31年3月31日) |
|------|-----------------------|-----------------------|
| 建物 | 312,784千円 | 350,176千円 |
| 器具備品 | 768,929千円 | 922,553千円 |

2 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。

当事業年度末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (平成30年3月31日) | 当事業年度 (平成31年3月31日) |
|------------|-----------------------|-----------------------|
| 当座借越極度額の総額 | 10,000,000千円 | 10,000,000千円 |
| 借入実行残高 | - 千円 | - 千円 |
| 差引額 | 10,000,000千円 | 10,000,000千円 |

3 保証債務

当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、令和5年6月までの賃借料総額の支払保証を行っております。

| | 前事業年度 (平成30年3月31日) | 当事業年度 (平成31年3月31日) |
|---|-----------------------|-----------------------|
| Sumitomo Mitsui Asset Management (New York)Inc. | 204,923千円 | 174,854千円 |

(損益計算書関係)

1 過去勤務費用償却益

過去勤務費用償却益は、退職金規程を変更したことに伴い発生した過去勤務費用の一時処理額であります。

2 固定資産除却損

| | 前事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日) | 当事業年度 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日) |
|-----------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 器具備品 | 0千円 | 695千円 |
| ソフトウェア | 9,000千円 | 766千円 |
| ソフトウェア仮勘定 | 345,695千円 | - 千円 |

3 関係会社株式評価損

関係会社株式評価損は、関連会社の株式について減損処理を適用したことによるものであります。

4 合併関連費用

合併関連費用は、主に目論見書等の一斉改版費用及び当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との合併に関する業務委託費用であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

1.発行済株式数に関する事項

| | 当期首株式数 | 当期増加株式数 | 当期減少株式数 | 当期末株式数 |
|------|---------|---------|---------|---------|
| 普通株式 | 17,640株 | - | - | 17,640株 |

2.剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額等

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 一株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|----------------|----------------|
| 平成29年6月27日 定時株主総会 | 普通株式 | 1,887,480 | 107,000.00 | 平成29年 3月31日 | 平成29年 6月28日 |

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成30年6月26日開催の第33回定時株主総会において次の通り付議いたします。

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 (千円) | 一株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------|----------------|-----------------|----------------|----------------|
| 平成30年6月26日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 2,822,400 | 160,000.00 | 平成30年 3月31日 | 平成30年 6月27日 |

当事業年度(自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)

1.発行済株式数に関する事項

当社は平成30年11月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。

| | 当期首株式数 | 当期増加株式数 | 当期減少株式数 | 当期末株式数 |
|------|---------|-------------|---------|-------------|
| 普通株式 | 17,640株 | 17,622,360株 | - | 17,640,000株 |

2.剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額等

当社は平成30年11月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。

当該株式分割は平成30年11月1日を効力発生日としておりますので、平成31年1月31日を基準日とする一株当たり配当額につきましては、株式分割後の株式数を基準に記載しております。

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 一株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|----------------|----------------|
| 平成30年6月26日 定時株主総会 | 普通株式 | 2,822,400 | 160,000.00 | 平成30年 3月31日 | 平成30年 6月27日 |
| 平成31年2月28日 臨時株主総会 | 普通株式 | 6,667,038 | 377.95 | 平成31年 1月31日 | 平成31年 3月22日 |

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

令和1年6月24日開催の臨時株主総会において次の通り付議いたします。

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 (千円) | 一株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|---------------------|-------|-------|----------------|-----------------|----------------|---------------|
| 令和1年6月24日 臨時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 2,469,600 | 140.00 | 平成31年 3月28日 | 令和1年 6月25日 |

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

| | 前事業年度 (平成30年3月31日) | 当事業年度 (平成31年3月31日) |
|------|-----------------------|-----------------------|
| 1年以内 | 208,187 | 597,239 |
| 1年超 | 42,916 | 6,115,662 |
| 合計 | 251,104 | 6,712,901 |

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言葉などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。また、資金調達及びデリバティブ取引は行っていません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式及び50%出資した関連会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。また、長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

投資有価証券、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

市場リスクの管理

投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格及び業界団体が公表する売買参考統計値等に基づく価額のほか、これらの価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（（注2）参照）。

前事業年度（平成30年3月31日）

（単位：千円）

| 区分 | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|----------------------|------------|------------|----|
| (1)現金及び預金 | 20,873,870 | 20,873,870 | - |
| (2)顧客分別金信託 | 20,010 | 20,010 | - |
| (3)未収委託者報酬 | 6,332,203 | 6,332,203 | - |
| (4)未収運用受託報酬 | 1,725,215 | 1,725,215 | - |
| (5)未収投資助言報酬 | 316,407 | 316,407 | - |
| (6)投資有価証券 その他有価証券 | 10,616,296 | 10,616,296 | - |
| (7)長期差入保証金 | 658,505 | 658,505 | - |
| 資産計 | 40,542,507 | 40,542,507 | - |
| (1)顧客からの預り金 | 84 | 84 | - |
| (2)未払手数料 | 2,783,763 | 2,783,763 | - |
| 負債計 | 2,783,847 | 2,783,847 | - |

当事業年度(平成31年3月31日)

(単位:千円)

| 区分 | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-------------|------------|------------|----|
| (1)現金及び預金 | 13,755,961 | 13,755,961 | - |
| (2)顧客分別金信託 | 20,011 | 20,011 | - |
| (3)未収委託者報酬 | 6,963,077 | 6,963,077 | - |
| (4)未収運用受託報酬 | 1,129,548 | 1,129,548 | - |
| (5)未収投資助言報酬 | 285,668 | 285,668 | - |
| (6)投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 10,829,330 | 10,829,330 | - |
| (7)長期差入保証金 | 2,004,451 | 2,004,451 | - |
| 資産計 | 34,988,051 | 34,988,051 | - |
| (1)顧客からの預り金 | 4,534 | 4,534 | - |
| (2)未払手数料 | 3,246,133 | 3,246,133 | - |
| 負債計 | 3,250,667 | 3,250,667 | - |

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)顧客分別金信託、(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬及び(5)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(6)投資有価証券

これらの時価について、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

(7)長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負債

(1)顧客からの預り金及び(2)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位:千円)

| 区分 | 前事業年度 (平成30年3月31日) | 当事業年度 (平成31年3月31日) |
|------------------------|-----------------------|-----------------------|
| その他有価証券 非上場株式 | 298 | 298 |
| 合計 | 298 | 298 |
| 子会社株式及び関連会社株式 非上場株式 | 10,412,523 | 10,252,067 |
| 合計 | 10,412,523 | 10,252,067 |

その他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、「(6) その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式及び関連会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成30年3月31日)

(単位:千円)

| 区分 | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|----------|------------|---------|----------|------|
| 現金及び預金 | 20,873,870 | - | - | - |
| 顧客分別金信託 | 20,010 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 6,332,203 | - | - | - |
| 未収運用受託報酬 | 1,725,215 | - | - | - |
| 未収投資助言報酬 | 316,407 | - | - | - |
| 長期差入保証金 | 602,360 | 56,144 | - | - |
| 合計 | 29,870,067 | 56,144 | - | - |

当事業年度(平成31年3月31日)

(単位:千円)

| 区分 | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|----------|------------|-----------|----------|------|
| 現金及び預金 | 13,755,961 | - | - | - |
| 顧客分別金信託 | 20,011 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 6,963,077 | - | - | - |
| 未収運用受託報酬 | 1,129,548 | - | - | - |
| 未収投資助言報酬 | 285,668 | - | - | - |
| 長期差入保証金 | 54,900 | 1,949,551 | - | - |
| 合計 | 22,209,168 | 1,949,551 | - | - |

(有価証券関係)

1.子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(平成30年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式10,412,523千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成31年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式10,252,067千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2.その他有価証券

前事業年度(平成30年3月31日)

(単位:千円)

| 区分 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|----------------------------------|------------|-----------|-----------|
| (1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等 | 7,366,669 | 6,046,232 | 1,320,437 |
| 小計 | 7,366,669 | 6,046,232 | 1,320,437 |
| (2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等 | 3,249,626 | 3,315,328 | 65,701 |
| 小計 | 3,249,626 | 3,315,328 | 65,701 |
| 合計 | 10,616,296 | 9,361,560 | 1,254,735 |

(注)非上場株式等(貸借対照表計上額 298千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成31年3月31日)

(単位:千円)

| 区分 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|----------------------------------|------------|-----------|---------|
| (1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等 | 7,545,410 | 6,613,088 | 932,322 |
| 小計 | 7,545,410 | 6,613,088 | 932,322 |
| (2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等 | 3,283,920 | 3,360,000 | 76,080 |
| 小計 | 3,283,920 | 3,360,000 | 76,080 |
| 合計 | 10,829,330 | 9,973,088 | 856,242 |

(注)非上場株式等(貸借対照表計上額 298千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3.事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)

(単位:千円)

| 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|---------|---------|---------|
| 532,099 | 30,980 | 9,634 |

当事業年度(自平成30年4月1日至平成31年3月31日)

(単位:千円)

| 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|---------|---------|---------|
| 728,127 | 7,247 | 14,605 |

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

当事業年度において、有価証券について160,455千円（関係会社株式160,455千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては子会社株式及び関連会社株式については、当該株式の発行会社の財務状況等を勘案した上で、回復可能性を検討し、回復可能性のないものについて減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日) | 当事業年度 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日) |
|--------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 退職給付債務の期首残高 | 3,177,131 | 3,319,830 |
| 勤務費用 | 285,715 | 267,362 |
| 利息費用 | 2,922 | - |
| 数理計算上の差異の発生額 | 51,212 | 3,658 |
| 退職給付の支払額 | 94,727 | 85,082 |
| 過去勤務費用の発生額 | - | 79,850 |
| 退職給付債務の期末残高 | 3,319,830 | 3,418,601 |

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

| | 前事業年度 (平成30年3月31日) | 当事業年度 (平成31年3月31日) |
|---------------|-----------------------|-----------------------|
| 非積立型制度の退職給付債務 | 3,319,830 | 3,418,601 |
| 未認識数理計算上の差異 | - | - |
| 未認識過去勤務費用 | - | - |
| 退職給付引当金 | 3,319,830 | 3,418,601 |

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日) | 当事業年度 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日) |
|-----------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 勤務費用 | 285,715 | 267,362 |
| 利息費用 | 2,922 | - |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 51,212 | 3,658 |
| 過去勤務費用償却益 | - | 79,850 |
| その他 | 182,458 | 199,849 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 419,884 | 383,703 |

(注) 1.退職金規程を変更したことに伴い、過去勤務費用償却益79,850千円を特別利益に計上しております。

2.その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金並びに確定拠出年金への拠出額であります。

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

| | 前事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日) | 当事業年度 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日) |
|-----|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 割引率 | 0.000% | 0.000% |

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度147,195千円、当事業年度156,457千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | (単位：千円) | |
|--------------|-----------------------|-----------------------|
| | 前事業年度 (平成30年3月31日) | 当事業年度 (平成31年3月31日) |
| 繰延税金資産 | | |
| 退職給付引当金 | 1,016,532 | 1,046,775 |
| 賞与引当金 | 492,056 | 400,242 |
| 調査費 | 90,509 | 80,983 |
| 未払金 | 60,851 | 57,192 |
| 未払事業税 | 102,103 | 54,797 |
| ソフトウェア償却 | 11,289 | 17,501 |
| その他 | 7,903 | 82,798 |
| 繰延税金資産小計 | 1,781,245 | 1,740,292 |
| 評価性引当額（注） | 2,597 | 51,729 |
| 繰延税金資産合計 | 1,778,648 | 1,688,563 |
| 繰延税金負債 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 384,200 | 262,181 |
| 繰延税金負債合計 | 384,200 | 262,181 |
| 繰延税金資産の純額 | 1,394,447 | 1,426,381 |

(注) 評価性引当額が49,131千円増加しております。この増加の内容は、主として関係会社株式評価損に係る評価性引当額を追加的に認識したことに伴うものであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | 前事業年度 (平成30年3月31日) | 当事業年度 (平成31年3月31日) |
|--------------------|-----------------------|-----------------------|
| | 法定実効税率 | 30.8% |
| (調整) | | |
| 評価性引当額の増減 | - | 0.8 |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.2 | 0.9 |
| 住民税均等割等 | 0.1 | 0.1 |
| 所得税額控除による税額控除 | 1.9 | 1.4 |
| その他 | 0.1 | 0.4 |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 29.4 | 30.5 |

(セグメント情報等)

前事業年度(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

| | 委託者報酬 | 運用受託報酬 | 投資助言報酬 | その他 | 合計 |
|--|-------|--------|--------|-----|----|
| | | | | | |

| | | | | | |
|----------------|------------|-----------|-----------|---------|------------|
| 外部顧客への 営業収益 | 36,538,981 | 8,362,118 | 1,440,233 | 189,145 | 46,530,479 |
|----------------|------------|-----------|-----------|---------|------------|

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自平成30年4月1日至平成31年3月31日)

1.セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2.関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

| | 委託者報酬 | 運用受託報酬 | 投資助言報酬 | その他 | 合計 |
|----------------|------------|-----------|-----------|---------|------------|
| 外部顧客への 営業収益 | 39,156,499 | 6,277,217 | 1,332,888 | 232,009 | 46,998,614 |

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

(単位：千円)

| 種類 | 会社等の 名称又は 氏名 | 所在地 | 資本金、出資金 又は基金 | 事業の 内容又 は職業 | 議決権等の 所有(被所 有)割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|-----------------|--------------------|-------------|-----------------|-------------------|------------------------|------------------|-------------|-----------|-----------|---------|
| 親会社 の 子会社 | (株)三井住友 銀行 | 東京都 千代田区 | 1,770,996,505 | 銀行業 | % - | 投信の販売委託 役員の兼任 | 委託販売 手数料 | 2,761,066 | 未払 手数料 | 429,436 |
| 親会社 の 子会社 | SMBC日興 証券(株) | 東京都 千代田区 | 10,000,000 | 証券業 | % - | 投信の販売委託 役員の兼任 | 委託販売 手数料 | 5,685,815 | 未払 手数料 | 953,752 |

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

当事業年度(自平成30年4月1日至平成31年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1)兄弟会社等

(単位：千円)

| 種類 | 会社等の 名称又は 氏名 | 所在地 | 資本金、出資金 又は基金 | 事業の 内容又 は職業 | 議決権等の 所有(被所 有)割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|-----------------|--------------------|-------------|-----------------|-------------------|------------------------|------------------|-------------|-----------|-----------|-----------|
| 親会社 の 子会社 | (株)三井住友 銀行 | 東京都 千代田区 | 1,770,996,505 | 銀行業 | % - | 投信の販売委託 役員の兼任 | 委託販売 手数料 | 2,499,836 | 未払 手数料 | 399,447 |
| 親会社 の 子会社 | SMBC日興 証券(株) | 東京都 千代田区 | 10,000,000 | 証券業 | % - | 投信の販売委託 役員の兼任 | 委託販売 手数料 | 5,789,062 | 未払 手数料 | 1,154,875 |

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

| | 前事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日) | 当事業年度 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日) |
|--------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 1株当たり純資産額 | 2,260.87円 | 1,944.40円 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 280.92円 | 237.15円 |

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 当社は、平成30年11月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前事業年度 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日) | 当事業年度 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日) |
|--------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 1株当たり当期純利益金額 | | |
| 当期純利益(千円) | 4,955,483 | 4,183,413 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - | - |
| 普通株式に係る当期純利益金額(千円) | 4,955,483 | 4,183,413 |
| 期中平均株式数(株) | 17,640,000 | 17,640,000 |

(重要な後発事象)

前事業年度(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)

当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との合併に関する主要株主間での基本合意について

平成30年5月11日付で当社及び大和住銀投信投資顧問株式会社の主要株主である株式会社三井住友フィナンシャルグループ、株式会社大和証券グループ本社、三井住友海上火災保険株式会社及び住友生命保険相互会社が、当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との合併に関する基本合意書を締結しました。

当事業年度(自平成30年4月1日至平成31年3月31日)

取得による企業結合

当社は、平成30年9月28日開催の当社取締役会において、当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との間で合併契約を締結することについて決議し、同日付で締結しました。本合併契約に基づき、当社と大和住銀投信投資顧問株式会社は、平成31年4月1日付で合併いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 大和住銀投信投資顧問株式会社

事業の内容 投資運用業、投資助言・代理業等

(2) 企業結合を行う主な理由

資産運用ビジネスはグローバルに成長拡大しており、お客さまから求められる運用力やサービスはますます高度化しております。本件合併は、このようなお客さまからのニーズに対応するために、両運用会社の持つ強み・ノウハウを結集した、フィデューシャリー・デューティーに基づく最高品質の運用パフォーマンスとサービスを提供する資産運用会社の実現を図るものであります。

(3) 企業結合日

平成31年4月1日

(4) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、大和住銀投信投資顧問株式会社を消滅会社とする吸収合併方式であります。

(5) 結合後企業の名称

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

(6) 取得企業を決定するに至った主な根拠

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)の考え方に基づき、当社を取得企業としております。

2. 合併比率及びその算定方法並びに交付した株式数

(1) 合併比率

大和住銀投信投資顧問株式会社の普通株式1株に対し、当社の普通株式4.2156株を割当て交付いたしました。

(2) 合併比率の算定方法

当社はEYトランザクション・アドバイザー・サービス株式会社を、大和住銀投信投資顧問株式会社はPwCアドバイザー合同会社を、合併比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定し、各第三者算定機関による算定結

果を参考に、両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、合併比率について慎重に協議を重ねた結果、合併比率が妥当であると判断し、合意に至ったものであります。

(3)交付した株式数

普通株式：16,230,060株

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

デューデリジェンス費用13,700千円

4. 取得原価の配分に関する事項

現時点では確定しておりません。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

| | | 第35期中間会計期間 (令和1年9月30日) |
|-------------------|---|---------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | | 31,390,396 |
| 顧客分別金信託 | | 120,015 |
| 前払費用 | | 518,120 |
| 未収委託者報酬 | | 9,224,857 |
| 未収運用受託報酬 | | 2,518,829 |
| 未収投資助言報酬 | | 300,807 |
| 未収収益 | | 49,098 |
| その他 | | 251,169 |
| 流動資産合計 | | 44,373,295 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | 1 | 1,165,925 |
| 無形固定資産 | | |
| のれん | | 35,720,818 |
| 顧客関連資産 | | 18,841,803 |
| その他 | | 1,287,309 |
| 無形固定資産合計 | | 55,849,931 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | | 19,980,993 |
| 関係会社株式 | | 11,208,183 |
| その他 | | 2,725,272 |
| 貸倒引当金 | | 20,750 |
| 投資その他の資産合計 | | 33,893,699 |
| 固定資産合計 | | 90,909,555 |
| 資産合計 | | 135,282,851 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| リース債務 | | 1,568 |
| 顧客からの預り金 | | 3,725 |
| その他の預り金 | | 117,464 |
| 未払金 | | 4,558,058 |
| 未払費用 | | 4,003,445 |
| 未払法人税等 | | 1,108,639 |
| 前受収益 | | 37,155 |
| 賞与引当金 | | 1,620,047 |
| 資産除去債務 | | 248,260 |

| | | |
|--------------|---|-------------|
| その他 | 2 | 262,615 |
| 流動負債合計 | | 11,960,980 |
| 固定負債 | | |
| リース債務 | | 1,045 |
| 退職給付引当金 | | 5,317,984 |
| 賞与引当金 | | 2,537 |
| その他 | | 218,125 |
| 繰延税金負債 | | 3,515,376 |
| 固定負債合計 | | 9,055,069 |
| 負債合計 | | 21,016,049 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | 2,000,000 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | | 8,628,984 |
| その他資本剰余金 | | 81,927,000 |
| 資本剰余金合計 | | 90,555,984 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | | 284,245 |
| その他利益剰余金 | | |
| 配当準備積立金 | | 60,000 |
| 別途積立金 | | 1,476,959 |
| 繰越利益剰余金 | | 19,373,541 |
| 利益剰余金合計 | | 21,194,745 |
| 株主資本合計 | | 113,750,729 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | | 516,072 |
| 評価・換算差額等合計 | | 516,072 |
| 純資産合計 | | 114,266,801 |
| 負債純資産合計 | | 135,282,851 |

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

| | | 第35期中間会計期間 (自平成31年4月1日 至令和1年9月30日) |
|----------|---|--|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | | 28,593,570 |
| 運用受託報酬 | | 4,633,054 |
| 投資助言報酬 | | 661,581 |
| その他の営業収益 | | 118,885 |
| 営業収益計 | | 34,007,092 |
| 営業費用 | | 21,567,446 |
| 一般管理費 | 1 | 11,224,956 |
| 営業利益 | | 1,214,689 |
| 営業外収益 | 2 | 258,897 |
| 営業外費用 | 3 | 41,920 |
| 経常利益 | | 1,431,666 |
| 特別損失 | 4 | 11,471 |
| 税引前中間純利益 | | 1,420,194 |

| | |
|--------------|---------|
| 法人税、住民税及び事業税 | 950,377 |
| 法人税等調整額 | 118,269 |
| 法人税等合計 | 832,107 |
| 中間純利益 | 588,086 |

(3)中間株主資本等変動計算書

第35期中間会計期間（自 平成31年4月1日 至 令和1年9月30日）

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | | | |
|---------------------------|-----------|-----------|--------------|-------------|---------|----------|-----------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益準備金 | 利益剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | その他 資本剰余金 | 資本剰余金 合計 | | その他利益剰余金 | | |
| | | | | | 配当準備積立金 | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | |
| 当期首残高 | 2,000,000 | 8,628,984 | - | 8,628,984 | 284,245 | 60,000 | 1,476,959 | 21,255,054 |
| 当中間期変動額 | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | 2,469,600 |
| 中間純利益 | | | | | | | | 588,086 |
| 合併による増加 | | | 81,927,000 | 81,927,000 | | | | |
| 株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額） | | | | | | | | |
| 当中間期変動額合計 | - | - | 81,927,000 | 81,927,000 | - | - | - | 1,881,513 |
| 当中間期末残高 | 2,000,000 | 8,628,984 | 81,927,000 | 90,555,984 | 284,245 | 60,000 | 1,476,959 | 19,373,541 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---------------------------|-------------|-------------|------------------|----------------|-------------|
| | 利益剰余金 | 株主資本合計 | その他有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| | 利益剰余金 合計 | | | | |
| 当期首残高 | 23,076,258 | 33,705,242 | 594,061 | 594,061 | 34,299,304 |
| 当中間期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | 2,469,600 | 2,469,600 | | | 2,469,600 |
| 中間純利益 | 588,086 | 588,086 | | | 588,086 |
| 合併による増加 | | 81,927,000 | | | 81,927,000 |
| 株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額） | | | 77,989 | 77,989 | 77,989 |
| 当中間期変動額合計 | 1,881,513 | 80,045,486 | 77,989 | 77,989 | 79,967,497 |
| 当中間期末残高 | 21,194,745 | 113,750,729 | 516,072 | 516,072 | 114,266,801 |

注記事項

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～50年
器具備品 3～20年

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん 14年
顧客関連資産 6～19年
ソフトウェア(自社利用分) 5年(社内における利用可能期間)

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(中間損益計算書)

当社は当中間会計期間より、「投資有価証券売却益」及び「投資有価証券償還益」を「特別利益」ではなく「営業外収益」として、「投資有価証券売却損」及び「投資有価証券償還損」を「特別損失」ではなく「営業外費用」として表示する方法に変更しております。これは、合併を契機に検討した結果、投資有価証券の売却及び償還の大勢が自社設定投信等の処分によるものであり毎期経常的に発生するものとして、当中間会計期間から取引実態に沿った表示へと変更したものであります。

この結果、従来の方法と比較して、「特別利益」は23,677千円減少し、「営業外収益」は同額増加しており、「特別損失」は30,023千円減少し、「営業外費用」は同額増加しております。また、「経常利益」は6,346千円減少しております。

(中間貸借対照表関係)

| 第35期中間会計期間 (令和1年9月30日) | |
|---------------------------|--|
| 1.有形固定資産の減価償却累計額 | 1,557,220千円 |
| 2.消費税等の取扱い | 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債のその他に含めて表示しております。 |

| | |
|--|--------------|
| 3.当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。 | |
| 当座借越極度額の総額 | 10,000,000千円 |
| 借入実行残高 | - |
| 差引額 | 10,000,000千円 |
| 4.当社は、子会社であるSumitomo Mitsui DS Asset Management(USA)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、令和5年6月までの賃借料総額150,945千円の支払保証を行っております。 | |

(中間損益計算書関係)

| 第35期中間会計期間 (自平成31年4月1日至令和1年9月30日) | |
|--|-------------|
| 1.のれん償却費 | 1,322,993千円 |
| 減価償却実施額 | |
| 有形固定資産 | 287,191千円 |
| 無形固定資産 | 1,187,351千円 |
| 2.営業外収益のうち主要なもの | |
| 受取配当金 | 209,815千円 |
| 投資有価証券償還益 | 5,197千円 |
| 投資有価証券売却益 | 18,480千円 |
| 3.営業外費用のうち主要なもの | |
| 為替差損 | 11,810千円 |
| 投資有価証券償還損 | 22,585千円 |
| 投資有価証券売却損 | 7,437千円 |
| 4.特別損失のうち主要なもの | |
| 合併関連費用 | 6,094千円 |
| 合併関連費用は、当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との合併に関する業務委託費用等であります。 | |
| 固定資産除却損 | 5,377千円 |

(中間株主資本等変動計算書関係)

第35期中間会計期間(自平成31年4月1日至令和1年9月30日)

1.発行済株式数に関する事項

| | 当事業年度期首 株式数 | 当中間会計期間 増加株式数 | 当中間会計期間 減少株式数 | 当中間会計期間末 株式数 |
|------|----------------|------------------|------------------|-----------------|
| 普通株式 | 17,640,000株 | 16,230,060株 | - | 33,870,060株 |

(変動事由の概要)

合併に伴う普通株式の発行による増加 16,230,060株

2.剰余金の配当に関する事項

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 一株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|---------------------|-------|----------------|-----------------|----------------|---------------|
| 令和1年6月24日 臨時株主総会 | 普通株式 | 2,469,600 | 140.00 | 平成31年 3月28日 | 令和1年 6月25日 |

(リース取引関係)

| 第35期中間会計期間 (自平成31年4月1日至令和1年9月30日) | |
|--------------------------------------|-------------|
| 1.オペレーティング・リース取引 (借主側) | |
| 未経過リース料(解約不能のもの) | |
| 1年以内 | 1,675,025千円 |
| 1年超 | 6,419,696千円 |
| 合計 | 8,094,721千円 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

第35期中間会計期間（令和1年9月30日）

令和1年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

| 区分 | 中間貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|------------------------|------------|------------|----|
| (1)現金及び預金 | 31,390,396 | 31,390,396 | - |
| (2)顧客分別金信託 | 120,015 | 120,015 | - |
| (3)未収委託者報酬 | 9,224,857 | 9,224,857 | - |
| (4)未収運用受託報酬 | 2,518,829 | 2,518,829 | - |
| (5)未収投資助言報酬 | 300,807 | 300,807 | - |
| (6)投資有価証券 其他有価証券 | 19,935,624 | 19,935,624 | - |
| (7)投資その他の資産 長期差入保証金 | 2,528,392 | 2,528,392 | - |
| 資産計 | 66,018,923 | 66,018,923 | - |
| (1)顧客からの預り金 | 3,725 | 3,725 | - |
| (2)未払金 未払手数料 | 4,192,554 | 4,192,554 | - |
| 負債計 | 4,196,280 | 4,196,280 | - |

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 顧客分別金信託、(3) 未収委託者報酬、(4) 未収運用受託報酬、及び(5) 未収投資助言報酬
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 投資有価証券

其他有価証券

これらの時価について、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(7) 投資その他の資産

長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 顧客からの預り金、及び(2) 未払金 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

| 区分 | 中間貸借対照表計上額 |
|------------------------|------------|
| 其他有価証券 非上場株式 | 45,369 |
| 合計 | 45,369 |
| 子会社株式及び関連会社株式 非上場株式 | 11,208,183 |
| 合計 | 11,208,183 |

其他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、「(6) その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式及び関連会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

第35期中間会計期間(令和1年9月30日)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 11,208,183千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

(単位:千円)

| 区分 | 中間貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|------------------------------------|------------|------------|---------|
| (1)中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等 | 12,082,796 | 11,176,487 | 906,308 |
| 小計 | 12,082,796 | 11,176,487 | 906,308 |
| (2)中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等 | 7,852,827 | 8,004,506 | 151,679 |
| 小計 | 7,852,827 | 8,004,506 | 151,679 |
| 合計 | 19,935,624 | 19,180,994 | 754,629 |

(注)非上場株式等(中間貸借対照表計上額 45,369千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

(取得による企業結合)

当社は、平成30年9月28日開催の当社取締役会において、当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との間で合併契約を締結することについて決議し、同日付で締結しました。本合併契約に基づき、当社と大和住銀投信投資顧問株式会社は、平成31年4月1日付で合併いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 大和住銀投信投資顧問株式会社
事業の内容 投資運用業、投資助言・代理業等

(2) 企業結合を行った主な理由

資産運用ビジネスはグローバルに成長拡大しており、お客さまから求められる運用力やサービスはますます高度化しております。本件合併は、このようなお客さまからのニーズに対応するために、両運用会社の持つ強み・ノウハウを結集した、フィデューシャリー・デューティーに基づく最高品質の運用パフォーマンスとサービスを提供する資産運用会社の実現を図るものであります。

(3) 企業結合日

平成31年4月1日

(4) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、大和住銀投信投資顧問株式会社を消滅会社とする吸収合併方式であります。

(5) 結合後企業の名称

三井住友D S アセットマネジメント株式会社

(6) 取得企業を決定するに至った主な根拠

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成31年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日)の考え方に基づき、当社を取得企業としております。

2. 中間財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

平成31年4月1日から令和1年9月30日

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

| | | |
|-------|----------------------|--------------|
| 取得の対価 | 企業結合日に交付した当社の普通株式の時価 | 81,927,000千円 |
| 取得原価 | | 81,927,000千円 |

4. 合併比率及びその算定方法並びに交付した株式数

(1) 合併比率

大和住銀投信投資顧問株式会社の普通株式1株に対し、当社の普通株式4.2156株を割当て交付いたしました。

(2) 合併比率の算定方法

当社はE Yトランザクション・アドバイザー・サービス株式会社を、大和住銀投信投資顧問株式会社はP w Cアドバイザー合同会社を、合併比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定し、各第三者算定機関による算定結果を参考に、両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、合併比率について慎重に協議を重ねた結果、合併比率が妥当であると判断し、合意に至ったものであります。

(3) 交付した株式数

普通株式：16,230,060株

5. 主要な取得関連費用の内容及び金額

業務委託費用及びデューデリジェンス費用等 37,723千円

6. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

37,043,811千円

(2) 発生原因

被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。

(3) 償却方法及び償却期間

14年にわたる均等償却

7. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

| | |
|------|--------------|
| 流動資産 | 24,546,329千円 |
| 固定資産 | 34,001,531千円 |
| 資産合計 | 58,547,860千円 |
| 流動負債 | 5,406,939千円 |
| 固定負債 | 8,257,731千円 |
| 負債合計 | 13,664,671千円 |

(資産除去債務関係)

当該資産除去債務の総額の増減

(単位：千円)

| | |
|--------------|---------|
| 当中間会計期間 | |
| (自 平成31年4月1日 | |
| 至 令和1年9月30日) | |
| 期首残高 | - |
| 合併による増加額(注) | 248,260 |
| 中間期末残高 | 248,260 |

(注) 合併に伴い主として霞ヶ関オフィスの不動産賃貸契約に伴う原状回復義務等について、資産除去債務の金額を計上しております。

なお、割引計算による金額の重要性が乏しいことから、割引前の見積り額を計上しております。

(セグメント情報等)

第35期中間会計期間(自 平成31年4月1日 至 令和1年9月30日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

| | | | | | |
|--|-------|--------|--------|-----|----|
| | 委託者報酬 | 運用受託報酬 | 投資助言報酬 | その他 | 合計 |
|--|-------|--------|--------|-----|----|

| | | | | | |
|----------------|------------|-----------|---------|---------|------------|
| 外部顧客への 営業収益 | 28,593,570 | 4,633,054 | 661,581 | 118,885 | 34,007,092 |
|----------------|------------|-----------|---------|---------|------------|

(2)地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

| | |
|---|-----------|
| 第35期中間会計期間 (自 平成31年 4 月 1 日 至 令和 1 年 9 月30日) | |
| 1 株当たり純資産額 | 3,373円68銭 |
| 1 株当たり中間純利益 | 17円36銭 |
| なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。 | |

(参考) 大和住銀投信投資顧問株式会社の経理状況

当該(参考)において、大和住銀投信投資顧問株式会社を「委託会社」または「当社」といいます。

- 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号。)により作成しております。
- 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第47期事業年度(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

令和1年6月14日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 飯田 浩 司 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 栄 裕 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社（旧会社名 大和住銀投信投資顧問株式会社）の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第47期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社（旧会社名 大和住銀投信投資顧問株式会社）の平成31年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社と三井住友アセットマネジメント株式会社は、平成31年4月1日付で合併した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注1） 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2） XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

第46期

第47期

(平成30年3月31日)

(平成31年3月31日)

| 資産の部 | | | (平成30年3月31日) | (平成31年3月31日) |
|-----------|---|--|--------------|--------------|
| 流動資産 | | | | |
| 現金・預金 | | | 21,360,895 | 20,475,527 |
| 前払費用 | | | 204,460 | 230,059 |
| 未収入金 | | | 12,823 | 4,542 |
| 未収委託者報酬 | | | 3,363,312 | 2,923,589 |
| 未収運用受託報酬 | | | 1,198,432 | 870,546 |
| 未収収益 | | | 41,310 | 38,738 |
| その他 | | | 7,553 | 3,324 |
| 流動資産計 | | | 26,188,788 | 24,546,329 |
| 固定資産 | | | | |
| 有形固定資産 | | | | |
| 建物 | 1 | | 75,557 | 225,975 |
| 器具備品 | 1 | | 122,169 | 95,404 |
| 土地 | | | 710 | 710 |
| リース資産 | 1 | | 7,275 | 8,108 |
| 有形固定資産計 | | | 205,712 | 330,198 |
| 無形固定資産 | | | | |
| ソフトウェア | | | 73,887 | 159,087 |
| ソフトウェア仮勘定 | | | - | 6,115 |
| 電話加入権 | | | 12,706 | 12,706 |
| 無形固定資産計 | | | 86,593 | 177,909 |
| 投資その他の資産 | | | | |
| 投資有価証券 | | | 10,257,600 | 11,025,039 |
| 関係会社株式 | | | 956,115 | 956,115 |
| 従業員長期貸付金 | | | 1,170 | - |
| 長期差入保証金 | | | 534,699 | 534,270 |
| 出資金 | | | 82,660 | 82,660 |
| 繰延税金資産 | | | 1,041,251 | 1,009,250 |
| その他 | | | - | 8,397 |
| 貸倒引当金 | | | 20,750 | 20,750 |
| 投資その他の資産計 | | | 12,852,746 | 13,594,982 |
| 固定資産計 | | | 13,145,052 | 14,103,090 |
| 資産合計 | | | 39,333,840 | 38,649,419 |

(単位：千円)

| 負債の部 | | | 第46期 | 第47期 |
|---------|--|--|--------------|--------------|
| | | | (平成30年3月31日) | (平成31年3月31日) |
| 流動負債 | | | | |
| リース債務 | | | 3,143 | 3,583 |
| 未払金 | | | 29,207 | 1,555,486 |
| 未払手数料 | | | 1,434,393 | 1,222,461 |
| 未払費用 | | | 1,287,722 | 1,203,269 |
| 未払法人税等 | | | 1,397,293 | 264,304 |
| 未払消費税等 | | | 135,042 | 48,437 |
| 賞与引当金 | | | 1,263,100 | 1,007,040 |
| 役員賞与引当金 | | | 85,600 | 72,900 |

| | | |
|-----------|-----------|-----------|
| その他 | 23,128 | 29,455 |
| 流動負債計 | 5,658,632 | 5,406,939 |
| 固定負債 | | |
| リース債務 | 4,698 | 5,173 |
| 退職給付引当金 | 1,540,203 | 1,707,062 |
| 役員退職慰労引当金 | 88,050 | - |
| 長期未払金 | - | 204,333 |
| 資産除去債務 | - | 248,260 |
| 固定負債計 | 1,632,952 | 2,164,829 |
| 負債合計 | 7,291,585 | 7,571,769 |

(単位：千円)

| | 第46期 (平成30年3月31日) | 第47期 (平成31年3月31日) |
|--------------|----------------------|----------------------|
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 2,000,000 | 2,000,000 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 156,268 | 156,268 |
| 資本剰余金合計 | 156,268 | 156,268 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 343,731 | 343,731 |
| その他利益剰余金 | | |
| 別途積立金 | 1,100,000 | 1,100,000 |
| 繰越利益剰余金 | 28,387,042 | 27,516,774 |
| 利益剰余金合計 | 29,830,773 | 28,960,505 |
| 株主資本合計 | 31,987,042 | 31,116,774 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 55,213 | 39,124 |
| 評価・換算差額等合計 | 55,213 | 39,124 |
| 純資産合計 | 32,042,255 | 31,077,650 |
| 負債純資産合計 | 39,333,840 | 38,649,419 |

(2) 損益計算書

(単位：千円)

| | 第46期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日) | 第47期 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日) |
|---------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 営業収益 | | |
| 運用受託報酬 | 5,111,757 | 4,252,374 |
| 委託者報酬 | 26,383,145 | 24,415,734 |
| その他営業収益 | 82,997 | 66,957 |
| 営業収益計 | 31,577,899 | 28,735,066 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | 11,900,832 | 10,708,502 |
| 広告宣伝費 | 93,131 | 196,206 |
| 公告費 | - | 293 |
| 調査費 | | |

| | | |
|--------------|------------|------------|
| 調査費 | 1,637,364 | 2,076,042 |
| 委託調査費 | 2,959,680 | 3,032,753 |
| 委託計算費 | 79,120 | 77,597 |
| 営業雑経費 | | |
| 通信費 | 42,497 | 38,715 |
| 印刷費 | 517,371 | 507,540 |
| 協会費 | 24,374 | 24,325 |
| 諸会費 | 3,778 | 1,994 |
| その他 | 122,930 | 63,596 |
| 営業費用計 | 17,381,079 | 16,727,567 |
| 一般管理費 | | |
| 給料 | | |
| 役員報酬 | 218,127 | 217,030 |
| 給料・手当 | 2,809,008 | 3,002,836 |
| 賞与 | 86,028 | 48,878 |
| 退職金 | 9,864 | 2,855 |
| 福利厚生費 | 647,269 | 638,399 |
| 交際費 | 29,121 | 38,883 |
| 旅費交通費 | 159,224 | 153,694 |
| 租税公課 | 199,255 | 160,817 |
| 不動産賃借料 | 622,807 | 639,392 |
| 退職給付費用 | 219,724 | 324,082 |
| 固定資産減価償却費 | 71,624 | 141,154 |
| 賞与引当金繰入額 | 1,263,100 | 1,007,040 |
| 役員退職慰労引当金繰入額 | 36,130 | 102,860 |
| 役員賞与引当金繰入額 | 85,500 | 72,900 |
| 諸経費 | 901,001 | 1,011,941 |
| 一般管理費計 | 7,357,787 | 7,562,768 |
| 営業利益 | 6,839,032 | 4,444,730 |
| 営業外収益 | | |
| 受取配当金 | 23,350 | 35,946 |
| 受取利息 | 199 | 178 |
| 投資有価証券売却益 | 6,350 | 45,345 |
| その他 | 2,831 | 10,431 |
| 営業外収益計 | 32,732 | 91,902 |
| 営業外費用 | | |
| 投資有価証券売却損 | 5,000 | 4,735 |
| 解約違約金 | - | 982 |
| 為替差損 | 1,784 | 828 |
| その他 | 0 | 410 |
| 営業外費用計 | 6,784 | 6,956 |
| 経常利益 | 6,864,980 | 4,529,676 |
| 特別損失 | | |
| 合併関連費用 | 2 | 179,376 |
| 固定資産除却損 | - | 4,121 |
| 特別損失計 | - | 183,498 |
| 税引前当期純利益 | 6,864,980 | 4,346,177 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,242,775 | 1,339,010 |
| 法人税等調整額 | 78,014 | 73,635 |
| 法人税等合計 | 2,164,761 | 1,412,646 |
| 当期純利益 | 4,700,218 | 2,933,531 |

(3) 株主資本等変動計算書

第46期（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | |
|---------------------|-----------|---------|-------------|---------|-----------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | 利益剰余金 | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金 合計 | | 利益準備金 | その他利益剰余金 |
| | | | | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 |
| 当期首残高 | 2,000,000 | 156,268 | 156,268 | 343,731 | 1,100,000 | 26,100,773 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | 2,413,950 |
| 当期純利益 | | | | | | 4,700,218 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | - | 2,286,268 |
| 当期末残高 | 2,000,000 | 156,268 | 156,268 | 343,731 | 1,100,000 | 28,387,042 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---------------------|-------------|------------|------------------|----------------|------------|
| | 利益剰余金 | 株主資本合計 | その他有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| | 利益剰余金 合計 | | | | |
| 当期首残高 | 27,544,504 | 29,700,773 | 37,917 | 37,917 | 29,738,691 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | 2,413,950 | 2,413,950 | | | 2,413,950 |
| 当期純利益 | 4,700,218 | 4,700,218 | | | 4,700,218 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | 17,295 | 17,295 | 17,295 |
| 当期変動額合計 | 2,286,268 | 2,286,268 | 17,295 | 17,295 | 2,303,564 |
| 当期末残高 | 29,830,773 | 31,987,042 | 55,213 | 55,213 | 32,042,255 |

第47期（自平成30年4月1日至平成31年3月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | |
|---------------------|-----------|---------|-------------|---------|-----------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | 利益剰余金 | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金 合計 | | 利益準備金 | その他利益剰余金 |
| | | | | | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 |
| 当期首残高 | 2,000,000 | 156,268 | 156,268 | 343,731 | 1,100,000 | 28,387,042 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | 3,803,800 |
| 当期純利益 | | | | | | 2,933,531 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | - | 870,268 |
| 当期末残高 | 2,000,000 | 156,268 | 156,268 | 343,731 | 1,100,000 | 27,516,774 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-------------------------|-------------|------------|------------------|----------------|------------|
| | 利益剰余金 | 株主資本合計 | その他有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| | 利益剰余金 合計 | | | | |
| 当期首残高 | 29,830,773 | 31,987,042 | 55,213 | 55,213 | 32,042,255 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | 3,803,800 | 3,803,800 | | | 3,803,800 |
| 当期純利益 | 2,933,531 | 2,933,531 | | | 2,933,531 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | 94,337 | 94,337 | 94,337 |
| 当期変動額合計 | 870,268 | 870,268 | 94,337 | 94,337 | 964,605 |
| 当期末残高 | 28,960,505 | 31,116,774 | 39,124 | 39,124 | 31,077,650 |

注記事項

（重要な会計方針）

- 1.有価証券の評価基準及び評価方法
- (1) 子会社株式及び関連会社株式
総平均法による原価法を採用しております。
- (2) その他有価証券
- 時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は総平均法により算出し、評価差額は全部純資産直入法により処理しております。）を採用しております。
- 時価のないもの
総平均法による原価法を採用しております。
- 2.固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- 建物 2～30年
器具備品 4～15年
- （会計上の見積りの変更）
当事業年度において、当社と三井住友アセットマネジメント株式会社（以下「SMAM」）との間で合併契約を締結したことに伴い、将来利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。
- これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ15,534千円減少しております。
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
- なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- 3.引当金の計上基準
- (1) 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金
従業員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

| |
|---|
| (3) 役員賞与引当金 役員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。 |
| (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、社内規定に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。 これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績に応じて、各事業年度ごとに各人別に勤務費用が確定するためです。 |
| (5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づき事業年度末における要支給額を計上しております。 |
| 4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 |

（表示方法の変更）

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」504,497千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」1,041,251千円に含めて表示しております。

（追加情報）

当社は、平成31年3月22日開催の臨時株主総会において、退任となる取締役及び監査役に対して、在任中の労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で役員退職慰労金を支給することを決議しました。

これに伴い、当事業年度において役員退職慰労引当金184,610千円を長期未払金に振り替えております。

（貸借対照表関係）

| 第46期 (平成30年3月31日) | 第47期 (平成31年3月31日) |
|----------------------|----------------------|
| 1.有形固定資産の減価償却累計額 | 1.有形固定資産の減価償却累計額 |
| 建物 465,964千円 | 建物 556,889千円 |
| 器具備品 266,621千円 | 器具備品 297,262千円 |
| リース資産 8,719千円 | リース資産 12,584千円 |

（損益計算書関係）

| 第46期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日) | 第47期 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日) |
|-------------------------------------|--|
| - | 2.合併関連費用は、主に目論見書等の一斉改版費用及び当社とS M A Mとの合併に関する業務委託費用であります。 |

（株主資本等変動計算書関係）

第46期（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）

1.発行済株式に関する事項

（単位：千株）

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|-------|---------|----|----|--------|
| 普通株式 | 3,850 | - | - | 3,850 |
| 合計 | 3,850 | - | - | 3,850 |

2.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成29年6月23日 定時株主総会 | 普通株式 | 2,413,950 | 627 | 平成29年3月31日 | 平成29年6月24日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 配当の 原資 | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|----------|----------------|-----------|---------------------|------------|------------|
| 平成30年6月22日 定時株主総会 | 普通 株式 | 2,348,500 | 利益 剰余金 | 610 | 平成30年3月31日 | 平成30年6月23日 |

第47期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

1.発行済株式に関する事項

(単位：千株)

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|-------|---------|----|----|--------|
| 普通株式 | 3,850 | - | - | 3,850 |
| 合 計 | 3,850 | - | - | 3,850 |

2.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成30年6月22日 定時株主総会 | 普通株式 | 2,348,500 | 610 | 平成30年3月31日 | 平成30年6月23日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 配当の 原資 | 1株当たり 配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|----------|----------------|-----------|---------------------|------------|-----------|
| 平成31年3月22日 臨時株主総会 | 普通 株式 | 1,455,300 | 利益 剰余金 | 378 | 平成31年3月31日 | 令和1年6月25日 |

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用事業を行っております。余裕資金は安全で流動性の高い金融資産で運用し、銀行からの借入や社債の発行はありません。

安全性の高い金融商品での短期的な運用の他に、自社ファンドの設定に自己資本を投入しております。

その自己設定投信は、事業推進目的で保有しており、設定、解約又は償還に関しては、社内規定に従っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

主たる営業債権は、投資運用業等より発生する未収委託者報酬、未収運用受託報酬であります。

これらの債権は、全て1年以内の債権であり、そのほとんどが信託財産の中から支払われるため、回収不能となるリスクは極めて軽微であります。

未収入金は、当社より他社へ出向している従業員給与等であり、1年以内の債権であります。

投資有価証券は、その大半が事業推進目的で設定した投資信託であり、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。

長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

未払手数料は、投資信託の販売に係る支払手数料であります。また、未払費用は、投資信託の運用に

係る再委託手数料、及び業務委託関連費用であります。

これらの債務は、全て1年以内の債務であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規定に従って取引先を選定し、担当部門で取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券の一部を除いて、資金決済のほとんどを自国通貨で行っているため、為替の変動リスクは極めて限定的であります。

投資有価証券のうち自己設定投信については、その残高及び損益状況等を定期的に経営会議に報告しております。

なお、デリバティブ取引については行っておりません。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、社内規定に従って手元流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません（注2）を参照ください）。

第46期（平成30年3月31日）

（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-----------------------|------------|------------|----|
| (1) 現金・預金 | 21,360,895 | 21,360,895 | - |
| (2) 未収委託者報酬 | 3,363,312 | 3,363,312 | - |
| (3) 未収運用受託報酬 | 1,198,432 | 1,198,432 | - |
| (4) 未収入金 | 12,823 | 12,823 | - |
| (5) 投資有価証券 その他有価証券 | 10,206,465 | 10,206,465 | - |
| 資産計 | 36,141,929 | 36,141,929 | - |
| (1) 未払手数料 | 1,434,393 | 1,434,393 | - |
| (2) 未払費用(*) | 959,074 | 959,074 | - |
| 負債計 | 2,393,468 | 2,393,468 | - |

(*) 金融商品に該当するものを表示しております。

第47期（平成31年3月31日）

（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-----------------------|------------|------------|----|
| (1) 現金・預金 | 20,475,527 | 20,475,527 | - |
| (2) 未収委託者報酬 | 2,923,589 | 2,923,589 | - |
| (3) 未収運用受託報酬 | 870,546 | 870,546 | - |
| (4) 未収入金 | 4,542 | 4,542 | - |
| (5) 投資有価証券 その他有価証券 | 10,979,968 | 10,979,968 | - |
| (6) 長期差入保証金 | 524,592 | 524,592 | - |
| 資産計 | 35,778,767 | 35,778,767 | - |
| (1) 未払手数料 | 1,222,461 | 1,222,461 | - |
| (2) 未払費用(*) | 807,875 | 807,875 | - |
| 負債計 | 2,030,337 | 2,030,337 | - |

(*) 金融商品に該当するものを表示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

- (1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 投資有価証券

投資信託であり、公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

- (6) 長期差入保証金

敷金の性質及び賃貸借契約の期間から、時価は当該帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額によっております。

負債

- (1) 未払手数料、及び(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

| 区分 | 第46期(平成30年3月31日) | 第47期(平成31年3月31日) |
|----------------------|------------------|------------------|
| (1) その他有価証券 非上場株式 | 51,135 | 45,071 |
| (2) 子会社株式 非上場株式 | 956,115 | 956,115 |
| (3) 長期差入保証金 | 534,699 | 9,677 |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としておりません。このため、(1) その他有価証券の非上場株式については2.(5) 投資有価証券には含めておりません。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日以後の償還予定額

第46期(平成30年3月31日)

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|---------------------------------|------------|---------|----------|------|
| 現金・預金 | 21,360,895 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 3,363,312 | - | - | - |
| 未収運用受託報酬 | 1,198,432 | - | - | - |
| 未収入金 | 12,823 | - | - | - |
| 投資有価証券 その他有価証券の うち満期があるもの | 1,923,400 | 373,466 | 657,576 | - |
| 合計 | 27,858,863 | 373,466 | 657,576 | - |

第47期(平成31年3月31日)

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|----------|------------|---------|----------|------|
| 現金・預金 | 20,475,527 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 2,923,589 | - | - | - |
| 未収運用受託報酬 | 870,546 | - | - | - |
| 未収入金 | 4,542 | - | - | - |
| 投資有価証券 | | | | |

| | | | | |
|-----------------------|------------|-----------|---------|---|
| その他有価証券の うち満期があるもの | 151,249 | 2,135,802 | 761,441 | - |
| 長期差入保証金 | - | 524,592 | - | - |
| 合計 | 24,425,455 | 2,660,395 | 761,441 | - |

(有価証券関係)

1.子会社株式

第46期(平成30年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額、関係会社株式 956,115千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

第47期(平成31年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額、関係会社株式 956,115千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2.その他有価証券

第46期(平成30年3月31日)

(単位:千円)

| 区分 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|--------------------------|------------|------------|---------|
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの | | | |
| その他 証券投資信託の受益証券 | 2,522,495 | 2,276,821 | 245,674 |
| 小計 | 2,522,495 | 2,276,821 | 245,674 |
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの | | | |
| その他 証券投資信託の受益証券 | 7,683,969 | 7,850,063 | 166,093 |
| 小計 | 7,683,969 | 7,850,063 | 166,093 |
| 合計 | 10,206,465 | 10,126,884 | 79,580 |

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 51,135千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第47期(平成31年3月31日)

(単位:千円)

| 区分 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|--------------------------|------------|------------|---------|
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの | | | |
| その他 証券投資信託の受益証券 | 2,207,351 | 1,967,041 | 240,309 |
| 小計 | 2,207,351 | 1,967,041 | 240,309 |
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの | | | |
| その他 証券投資信託の受益証券 | 8,772,616 | 9,069,317 | 296,700 |
| 小計 | 8,772,616 | 9,069,317 | 296,700 |
| 合計 | 10,979,968 | 11,036,359 | 56,391 |

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 45,071千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3.当事業年度中に売却したその他有価証券

第46期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

（単位：千円）

| 種類 | 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|-----|---------|---------|---------|
| その他 | 398,350 | 6,350 | 5,000 |

第47期（自平成30年4月1日 至平成31年3月31日）

（単位：千円）

| 種類 | 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|-----|-----------|---------|---------|
| その他 | 1,433,609 | 45,345 | 4,735 |

（退職給付関係）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づく退職一時金制度のほか、確定拠出年金制度を採用しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2.簡便法を適用した確定給付制度

（1）簡便法を採用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

| | 第46期 （自平成29年4月1日 至平成30年3月31日） | 第47期 （自平成30年4月1日 至平成31年3月31日） |
|--------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 退職給付引当金の期首残高 | 1,482,500 | 1,540,203 |
| 退職給付費用 | 147,235 | 248,717 |
| 退職給付の支払額 | 105,520 | 61,499 |
| その他 | 15,987 | 20,359 |
| 退職給付引当金の期末残高 | 1,540,203 | 1,707,062 |

(注)前事業年度のその他は、転籍者の退職給付引当金受入れ額であります。

当事業年度のその他は、主に長期未払金への振り替えであります。

（2）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位：千円）

| | 第46期 （平成30年3月31日） | 第47期 （平成31年3月31日） |
|---------------------|----------------------|----------------------|
| 積立型制度の退職給付債務 | - | - |
| 年金資産 | - | - |
| | - | - |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 1,540,203 | 1,707,062 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 1,540,203 | 1,707,062 |
| 退職給付引当金 | 1,540,203 | 1,707,062 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 1,540,203 | 1,707,062 |

（3）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 第46期 147,235千円 第47期 248,717千円

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、第46期は72,489千円、第47期は75,365千円であります。

（税効果会計関係）

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

| | 第46期 (平成30年3月31日) | 第47期 (平成31年3月31日) |
|------------------|----------------------|----------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 未払事業税 | 71,030 | 23,058 |
| 賞与引当金 | 386,761 | 308,355 |
| 社会保険料 | 30,549 | 27,751 |
| 未払事業所税 | 4,247 | 4,370 |
| 退職給付引当金 | 471,610 | 522,702 |
| 資産除去債務 | - | 77,318 |
| 投資有価証券 | 67,546 | 65,422 |
| ゴルフ会員権 | 11,000 | 11,000 |
| 役員退職慰労引当金 | 26,961 | - |
| その他有価証券評価差額金 | - | 17,266 |
| その他 | 74,458 | 83,141 |
| 繰延税金資産小計 | 1,144,165 | 1,140,388 |
| 評価性引当額 | 78,546 | 76,422 |
| 繰延税金資産合計 | 1,065,618 | 1,063,965 |
| 繰延税金負債 | | |
| 建物 | - | 54,715 |
| その他有価証券評価差額金 | 24,367 | - |
| 繰延税金負債合計 | 24,367 | 54,715 |
| 繰延税金資産の純額 | 1,041,251 | 1,009,250 |

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

| | 第46期 (平成30年3月31日) | 第47期 (平成31年3月31日) |
|--------------------------|----------------------|----------------------|
| 法定実効税率 | - | 30.62% |
| (調整) | | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | - | 0.80% |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | - | 0.09% |
| 特定外国子会社等課税対象金額 | - | 1.99% |
| 税額控除 | - | 0.64% |
| その他 | - | 0.36% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | - | 32.50% |

(注) 前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

主として本社の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

当該契約に基づく退去予定期限までの期間を使用見込期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。
なお、割引計算による金額の重要性が乏しいことから、割引前の見積り額を計上しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、主として本社の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務等について合理的な見積りが可能となったことから、「(2)当該資産除去債務の金額の算定方法」に記載の算定方法に則り、資産除去債務の金額を計算しております。資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。

(単位：千円)

| | 第46期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日) | 第47期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日) |
|--------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 期首残高 | - | - |
| 見積りの変更による増加額 | - | 248,260 |
| 期末残高 | - | 248,260 |

(セグメント情報等)

セグメント情報

1.報告セグメントの概要

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第46期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1.製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

| | 投資信託委託業 | 投資一任業務 | その他 | 合計 |
|-------------|------------|-----------|--------|------------|
| 外部顧客からの営業収益 | 26,383,145 | 5,111,757 | 82,997 | 31,577,899 |

2.地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益10%以上を占める相手先がないため、記載は省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

第47期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

1.製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

| | 投資信託委託業 | 投資一任業務 | その他 | 合計 |
|-------------|------------|-----------|--------|------------|
| 外部顧客からの営業収益 | 24,415,734 | 4,252,374 | 66,957 | 28,735,066 |

2.地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益10%以上を占める相手先がないため、記載は省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者との取引)

第46期(自平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

兄弟会社等

| 属性 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金 (億円) | 事業の 内容又は 職業 | 議決権 等の所有 割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引 金額 (千円) | 科目 | 期末 残高 (千円) |
|--------------|------------|---------|-------------|-------------------|-------------------|-------------------|---------------------|------------------|-------|------------------|
| その他の関係会社の子会社 | 大和証券株式会社 | 東京都千代田区 | 1,000 | 証券業 | - | 当社投資信託に係る事務代行の委託等 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払 1 | 3,987,525 | 未払手数料 | 573,578 |
| その他の関係会社の子会社 | 株式会社三井住友銀行 | 東京都千代田区 | 17,709 | 銀行業 | - | 当社投資信託に係る事務代行の委託等 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払 1 | 1,969,101 | 未払手数料 | 273,241 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。
- 2 上記金額の内、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれています。

第47期(自平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

兄弟会社等

| 属性 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金 (億円) | 事業の 内容又は 職業 | 議決権 等の所有 割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引 金額 (千円) | 科目 | 期末 残高 (千円) |
|--------------|----------|---------|-------------|-------------------|-------------------|-------------------|---------------------|------------------|-------|------------------|
| その他の関係会社の子会社 | 大和証券株式会社 | 東京都千代田区 | 1,000 | 証券業 | - | 当社投資信託に係る事務代行の委託等 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払 1 | 4,328,153 | 未払手数料 | 540,879 |

| | | | | | | | | | | |
|--------------|----------------|---------|--------|-----|---|-------------------|---------------------|-----------|-------|---------|
| その他の関係会社の子会社 | 株式会社 三井住友銀行 | 東京都千代田区 | 17,709 | 銀行業 | - | 当社投資信託に係る事務代行の委託等 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払 1 | 1,465,685 | 未払手数料 | 228,197 |
|--------------|----------------|---------|--------|-----|---|-------------------|---------------------|-----------|-------|---------|

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。
- 2 上記金額の内、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれています。

(1株当たり情報)

| | 第46期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日) | 第47期 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日) |
|--------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 1株当たり純資産額 | 8,322円66銭 | 8,072円12銭 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 1,220円84銭 | 761円96銭 |

(注)潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たりの当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 第46期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日) | 第47期 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日) |
|------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 当期純利益(千円) | 4,700,218 | 2,933,531 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - | - |
| 普通株式に係る当期純利益(千円) | 4,700,218 | 2,933,531 |
| 普通株式の期中平均株式数(千株) | 3,850 | 3,850 |

(重要な後発事象)

当社は、平成30年9月28日付で締結した、S M A Mとの合併契約書に基づき、当社を消滅会社とし、S M A Mを存続会社とする吸収合併方式により、平成31年4月1日付で合併いたしました。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する

- 者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- 二 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記八、二に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

イ 定款の変更、その他の重要事項

(イ) 定款の変更

- a. 2019年4月1日付で、取締役の員数の上限を変更する等の定款の変更を行いました。
- b. 2020年1月24日付で、総則の「目的」に関する事項の定款の変更を行いました。

(ロ) その他の重要事項

三井住友アセットマネジメント株式会社は、2019年4月1日に大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、商号を三井住友D Sアセットマネジメント株式会社に変更しました。

- ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実該当ありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

| 名称 | 資本金の額(百万円) 2019年9月末現在 | 事業の内容 |
|--------------|--------------------------|--|
| 三井住友信託銀行株式会社 | 342,037 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。 |

<参考：再信託受託会社(日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)の概要>

- ・資本金：51,000百万円(2019年9月末現在)
- ・事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ・再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社(日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、関係当局の許認可等を前提に2020年7月27日に資産管理サービス信託銀行株式会社およびJTCホールディングス株式会社と合併し、株式会社日本カストディ銀行に商号を変更する予定です。

(2)販売会社

| 名称 | 資本金の額(百万円) 2019年9月末現在 | 事業の内容 |
|-----------------|--------------------------|-------------------------------|
| 池田泉州T T証券株式会社 | 1,250 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| とちぎんT T証券株式会社 | 301 | |
| エース証券株式会社 | 8,831 | |
| 株式会社S B I証券 | 48,323 | |
| 香川証券株式会社 | 555 | |
| 寿証券株式会社 | 305 | |
| めぶき証券株式会社 | 3,000 | |
| 大和証券株式会社 | 100,000 | |
| 楽天証券株式会社 | 7,495 | |
| 東海東京証券株式会社 | 6,000 | |
| 内藤証券株式会社 | 3,002 | |
| 西日本シティT T証券株式会社 | 3,000 | |
| 日産証券株式会社 | 1,500 | |
| 浜銀T T証券株式会社 | 3,307 | |
| ほくほくT T証券株式会社 | 1,250 | |
| F F G証券株式会社 | 3,000 | |
| 丸八証券株式会社 | 3,751 | |
| 水戸証券株式会社 | 12,272 | |
| ワイエム証券株式会社 | 1,270 | |

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産に属する有価証券の保管・管理・計算等およびその信託事務処理の一部の委託等を行います。

(2)販売会社

日本におけるファンドの募集・販売業務、解約金・償還金、収益分配金の支払い等に関する事務等を行います。

3【資本関係】

(持株比率5%以上を記載しています。)

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、本ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は、以下のとおり関東財務局長宛に提出しております。

| 書類名 | 提出年月日 |
|---------|-------------|
| 臨時報告書 | 2019年7月26日 |
| 有価証券届出書 | 2019年10月16日 |
| 有価証券報告書 | 2019年10月16日 |
| 臨時報告書 | 2019年10月25日 |

独立監査人の監査報告書

令和1年6月14日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小澤陽一 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 菅野雅子 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社（旧会社名 三井住友アセットマネジメント株式会社）の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社（旧会社名 三井住友アセットマネジメント株式会社）の平成31年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社と大和住銀投信投資顧問株式会社は、平成31年4月1日付で合併した。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和2年2月21日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 勝也 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 栄裕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているエマーシング・ボンド・ファンド・カナダドルコース（毎月分配型）の令和1年7月17日から令和2年1月16日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エマーシング・ボンド・ファンド・カナダドルコース（毎月分配型）の令和2年1月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和2年2月21日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 勝也 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 栄裕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているエマーシング・ボンド・ファンド・メキシコペソコース(毎月分配型)の令和1年7月17日から令和2年1月16日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エマーシング・ボンド・ファンド・メキシコペソコース(毎月分配型)の令和2年1月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和1年11月22日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 羽 太 典 明 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅 野 雅 子 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐 藤 栄 裕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第35期事業年度の中間会計期間（平成31年4月1日から令和1年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の令和1年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成31年4月1日から令和1年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。